

入札説明書に関する説明会（第2回）

議事概要

【日 時】平成16年12月17日（金）午後1時30分～午後4時45分

【場 所】三田共用会議所 講堂

【議 事】

1. 基本協定書（案）について
2. 事業契約書（案）について
3. PFI事業費の支払い及び支払額の改定（案）について
4. モニタリング及び改善措置要領（案）について
5. 契約解除における取扱い（案）について
6. 入札説明書等に関する質問回答について
7. 質疑応答

【概 要】

1. 基本協定（案）について

基本協定とは、国と落札者が締結する協定であり、本事業に関する総合評価落札方式による入札手続において、落札者が本事業の事業者として選定されたことを確認し、落札者が本事業を実施するためにSPCを設立すること、国とSPCが事業契約を締結すること、その他本事業の円滑な実施に必要な諸手続を定めることを目的としています。

第1条は本協定で用いる用語の定義、第2条は本協定の趣旨、第3条は本事業における基本的合意事項、そして第4条はSPCが本事業の各業務を委託することについて規定しています。

第5条は、国とSPCとの間で締結する事業契約について規定しています。事業契約は平成17年5月中を目途に締結することとしております。

第6条は、SPCの設立について規定しており、具体的には、SPCは商法に定める株式会社とし、その定款には株式の譲渡制限が設けられるほか、本事業の遂行を困難とするような定款の変更をしてはならない旨規定しています。

第7条は、SPCの株主について規定しており、株主の欠格事由や株主が誓約すべき事項について規定しています。

第8条は、落札者へのSPCに対する資金調達への協力義務について規定しています。

第9条は、国及び落札者双方の責めに帰すことのできない事由により事業契約が不成立となった場合の措置等について規定しています。

第10条は、入札に関し、落札者に不正があった場合の違約金の支払いについて規定しています。

第11条は、本事業又は本協定に関する事項についての秘密保持について規定しています。

その他、本協定の変更や有効期間等について第12条以下で規定しています。

2. 事業契約書（案）について

事業契約は、基本協定に基づき設立されたSPCと国との間で締結されるものであり、国及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めるものです。

本契約は、本則97箇条、附則2箇条、別紙1から19で構成しており、後ほど御説明いたします。モニタリング及び改善要求措置要領、事業費の支払方法及び支払額の改定、そして契約解除の場合の取扱いについては、すべて事業契約書の一部を構成しています。

（第1章 総則）

総則は、15箇条で構成されています。

第6条は、関係者協議会について規定しており、広島矯正管区長が指定する者と総括業務責任者とで構成され、施設整備業務に関する協議を行うことを目的とする施設整備協議会と、センター長と総括業務責任者とで構成され、維持管理・運営に関する協議を行うことを目的とする維持管理・運営協議会を設置することとしております。また、要求水準に係る事項について、これらの協議会で協議が整わなかった場合には、矯正局長が指名する者と事業者の代表取締役との間で協議を行うこととしています。

第7条は、事業者は、あらかじめ国の承諾を受けた場合を除き、本契約により生じる権利義務や契約上の地位の譲渡等、株式の譲渡の承認、第三者に対する新株の割り当て、定款の変更、重要な資産の譲渡、合併その他の組織変更を行ってはならない旨規定しています。

第9条以下では、事業用地について規定しています。

第9条では、国による土地の取得の遅延により事業者が発生した費用や損害については国が負担することを規定しています。

第10条では、事業者が本契約に基づく義務を履行するため、行政財産である事業用地を無償で使用することができる旨規定しています。国と事業者は土地使用貸借契約を締結することとしており、本契約終了時までの間双方共に解約することができませんが、仮に将来、施設を増築する場合など必要な場合には、国は、必要な範囲で土地使用貸借契約を解除することができるとしてます。

第11条は、本契約に基づく義務を履行するために必要な許認可等については、事業者の責任及び費用負担において取得することとしており、その取得等に当たり、事業者から協力の要請があった場合には、国は必要に応じ協力することとしています。

第12条は、本契約に基づき提出を受けた設計図書等や本件事業関連システムについて、国の裁量により無償で利用する権利を有することや、著作権の帰属、著作権の行使等について規定しています。

（第2章 本施設の設計）

第2章は、施設の設計について規定しており、第16条から第18条までの3箇条で構成されています。

第16条は、設計の手順について規定しているほか、設計の全部又は一部を設計企業以外の第三者に委託することを可能とし、第三者の責めに帰すべき事由により、工事の開始が遅延する場合には、事業者が増加費用や損害を負担することとしています。また、設計が遅延した場合や増加費用及び損害が発生した場合の措置について、国に帰責事由がある場合には、国は、運営開始予定日を延長し、又は増加費用及び損害を負担し、事業者に帰責事由がある場合には、事業者が増加費用及び損害を負担し、法令変更又は不可抗力による場合には、後ほど御説明いたします第9章又は第10章の規定に従うこととしています。これにつきましては、建設業務や維持管理・運営業務において増加費用や損害が発生した場合も同様でありまして、帰責事由により措置すべき者や措置内容を分けております。

第17条は、国は、実施設計完了後、必要があると認める場合には、工期の変更を伴わず、かつ、事業者の提案を逸脱しない程度で、設計図書の変更を求めることができる旨規定しています。

第18条は、国は、施設が要求水準等に基づき設計されているかを確認することができる旨規定しています。

（第3章 本施設の建設）

第3章は、施設の設計について規定しており、第19条から第45条までの27箇条で構成されています。

第19条は、建設についての総則的な規定であり、事業者は建設期間中、別紙6-1に規定する保険に加入することとしています。別紙6では、事業期間中、事業者が加入すべき最小限度の保険について規定しており、建設工事期間中、建設工事保険及び第三者賠償責任保険に加入する必要があるとしています。

第20条は、工事期間中、国が本施設の機器の設置等を行う場合に、事業者はそれを了承するとともに、その工事のスケジュール管理を行う旨規定しています。

第22条は、建設の全部又は一部を建設企業以外の第三者に委託することを可能とし、委託を受けた者が更にその一部を他の第三者に委託することを可能とする旨規定しています。この場合において、第三者の責めに帰すべき事由により、増加費用や損害が発生した場合には、事業者がこれを負担することとしています。

第27条は、近隣対策について規定しており、事業者が本施設の建設に係る近隣対策を行うこととしています。施設を設置すること自体に関する近隣対策に起因する費用

及び損害については、国が負担する旨規定しています。

第28条は、国は、施設の施行状況が要求水準等を満たしているかを確認するために、事業者に対し、報告、中間確認、説明、工事の立会いを求めることができることとしており、要求水準等を満たしていない場合には、その是正を求めることができる旨規定しています。

第29条は国が必要と認めた場合の工事の中止と、第30条は国が工期の変更を求めた場合の措置について規定しています。

第31条以下では、公務員宿舎の完工及び維持管理業務の体制整備について規定しています。公務員宿舎については、運営開始予定日の2ヶ月前を入居予定日としています。

第34条は、公務員宿舎完成確認書の交付により、公務員宿舎が完成したものとし、事業者がその所有権を原始的に取得する旨規定しています。また、事業者は、公務員宿舎の所有権保存の登記を行うとともに、本施設については、事業期間終了後、国に譲渡されることから、国への所有権移転の仮登記を行うこととしています。

第35条は、国の公務員宿舎の使用について規定していますが、国の職員による公務員宿舎の使用に係る光熱水費は、各職員の負担とし、本事業の対象外としています。

第36条は、公務員宿舎の完成遅延による違約金について規定しており、事業者は宿舎入居開始予定日から公務員宿舎完成確認書が交付されるまでの間、国が職員のための代替住居を調達するために要した費用を、違約金として国に支払うこととしています。

第37条以下では、刑務所施設の完工及び維持管理業務の体制整備について規定しています。

第37条は、事業者による刑務所施設の完成検査について規定していますが、事業者は、運営開始予定日の1ヶ月前までに、施設の機器・備品等の取扱を国に説明することとしています。

第39条は、施設の運営開始までに国がその職員に対し実施する研修・訓練について規定しており、事業者は、施設や機器・備品等を使用した訓練に協力するなど、必要な協力をすることとしています。

第40条は、事業者は、従事職員のうち、領置事務支援業務や収容監視業務等、別紙10に定める業務に従事する者については、運営期間中、国の職員と連携して業務を遂行する必要があることから、運営開始予定日の1ヶ月前までに必要な人員を確保し、国の職員と共に必要な訓練を実施する旨規定しています。

第41条は、従事職員の確保について規定しており、事業者は、運営開始予定日までに従事職員の名簿を提出することとしています。また、国は、従事職員が維持管理・運営業務を行うことが不適當を認める場合には、事業者に対し、職員の交替を指示することができることとしています。

第44条は、刑務所施設完成確認書の交付により、刑務所施設が完成したものとし、事業者がその所有権を原始的に取得する旨規定しています。登記については、公務員宿舎の場合と同様です。

第45条は刑務所施設の維持管理・運営業務開始の遅延による違約金について規定しており、事業者は運営開始予定日から実際に運営を開始した日までの間に応じ、「PFI事業費の支払方法及びPFI事業費の支払額の改定」にある、1ウ 本施設の維持管

理・運営に必要な経費の1年分の金額に、国の債権の管理に関する遅延利息の率に定める率を乗じて計算した額の違約金を支払うこととしています。

(第4章 本施設の維持管理・運営)

第4章は、本施設の維持管理・運営について規定しており、第46条から第64条までの19箇条で構成されています。

本事業では、施設の警備のほか、受刑者の処遇の一部も含め、公権力の行使に当たる業務を民間に委託することとしておりますが、その場合、法律上、民間委託の根拠が必要になるほか、受託者の守秘義務、みなし公務員規定、監督規定など、業務の円滑かつ適正な実施を確保するために必要な法制上の措置を講じることが必要となることから、現在、構造改革特別区域法にこれらの特例を規定すべく、関係省庁と協議を進めているところです。しかしながら、次期通常国会で構造改革特区法の改正案が成立した場合において、美祢市が構造改革特別区域として認定されるのは、早く見て来年11月ころの予定でありますので、本事業契約書案では、第46条において、本章の各規定のうち、運営業務に係る部分については、特区法の一部改正法が成立し、特区の認定その他必要な手続が完了することを停止条件としてその効力が生じることとしています。特区法の詳細については、その内容が明らかになった段階で、追って御説明いたします。

第52条は、近隣対策について規定しており、事業者が本施設の維持管理・運営に係る近隣対策を行うこととしていますが、施設を設置すること自体に関する近隣対策に起因する費用及び損害については、国が負担することとしています。

第53条は、維持管理・運営業務の全部又は一部を第三者に委託することを可能とし、委託を受けた者が更にその一部を他の第三者に委託することを可能としています。この場合において、第三者の責めに帰すべき事由により、増加費用や損害が発生した場合には、事業者がこれを負担することとしています。

第54条は、事業者は維持管理・運営期間中、別紙6-2に規定する保険に加入することとしています。維持管理・運営期間中、公務員宿舎、刑務所施設ごとに、それぞれ普通火災保険、第三者賠償保険及び任意自動車保険に加入する必要があるとしています。

第56条は、維持管理・運営業務の実施についての総則的規定となっており、業務の実施に当たり、増加費用及び損害が発生した場合の措置については、別紙12によることとしています。これまでもリスク分担の考え方として御説明いたしましたとおり、事業者にリスク顕在化の要因があった場合であっても、その背景や遠因を形成する契機が受刑者の行為によるときは、そのリスクのすべてを事業者の負担とすることは適切ではなく、また、本事業の性格上現実的ではない場合があるものと考えられることから、受刑者の逃走や自殺等の対応に関して生じた増加費用や受刑者の責めに帰すべき事由による損害については、国が増加費用及び損害の負担者となることとしています。

第59条は、緊急事態の対応について規定しており、この場合、国は、事業者に維持管理・運営業務の全部又は一部を停止させた上で、直接業務を実施することができるとしています。

第60条は、職員食堂運営業務及び購買業務について規定しており、これらの業務に

ついて、事業者は利用者から料金を徴収し、自らの収入とすることができますが、料金を変更する場合には、あらかじめ国の承諾を受ける必要があります。

第61条は、作業業務について規定しており、事業者は作業提供企業を確保し、国との間で作業契約を締結させることとしています。また、事業者が作業提供企業を確保できなかった場合には、「モニタリング及び改善要求措置要領」に基づき事業費を減額することとしています。刑務作業の内容を変更する場合には、あらかじめ国の承諾が必要であるとしています。

第63条は、情報システムの更新について規定しており、情報システムが陳腐化し、要求水準等の内容を満たさない場合、システム更新に係る費用は、事業者が負担することとしています。また、運営開始から7事業年度経過後、情報システムが陳腐化した場合であって、その陳腐化が提案書類作成時には合理的に予測不可能であることを事業者が証明した場合には、その対応のために必要な増加費用の負担については、国と事業者の間で協議して決定することとしています。国が費用を負担した場合には、事業者は、その後7年間、本条の協議を申し入れることはできないこととしています。

第64条は、モニタリングについて規定しておりますが、これにつきましては、後ほど御説明いたします。

(第5章 PFI事業費の支払い)

第5章は、PFI事業費の支払いについて規定しており、第65条から第68条までの4箇条で構成されています。これにつきましては、後ほど御説明いたします。

(第6章 契約期間及び契約の終了)

第6章は、契約期間及び契約の終了について規定しており、第69条から第78条までの10箇条で構成されています。なお、契約解除による支払等については、後ほど御説明いたします。

第69条は、契約期間終了時の本施設の検査について規定しており、事業者は、運営期間終了日の1年から6ヶ月前までに、引き渡しのため、必要に応じ、本施設を修繕し、設備等を更新することとし、国は、施設等が要求水準等を満たしているかを判断するため、終了前検査を行うこととしています。

第70条は、契約期間終了後の業務の承継について規定しており、事業者は、国又は国が指定する第三者に対する業務の引継ぎに必要な事項について、事業期間終了日の1年前から協議を開始し、その合意に基づき、国又は第三者に対し、業務の承継に必要な手続を行うこととしています。その際、国又は第三者の責めに帰すべき事由により、事業者に増加費用及び損害が発生した場合には、国が負担することとしています。

第72条以降では、事業者の債務不履行による契約解除について規定しています。事業者の債務不履行による契約解除については、本施設完成前の解除については第73条、完成後の解除については第74条に規定しています。

第75条は、国の債務不履行による契約解除について規定しており、構造改革特別区

域計画の認定の取消しなど，構造改革特区に係るものについては，国の債務不履行として
います。

その他，法令変更による契約解除については第76条，不可抗力による契約解除につ
いては第77条に規定しています。

第78条は，事業終了に際しての措置について規定しており，事業者は，事業が終了
した場合において，施設内に事業者等が所有又は管理する工事材料や機械器具等の物件
がある場合には，その処置について国の指示に従うこととしています。また，事業終了
後，事業者は，施設を維持管理するために必要なすべての資料を国に引き渡すことと
しています。さらに，国は，その選択により，公務員宿舎の事業者の使用部分に設置され
ている事業者の備品を買い取ることができるとしています。

（第7章 附帯的事業）

第7章は，附帯的事業について規定しており，第79条から第85条までの6箇条で
構成されています。附帯的事業を実施する場合には，事業者の責任及び費用負担により
実施することとし，事業の遂行に当たって第三者に損害を与えた場合や不可抗力による
損害等については，すべて事業者が負うこととしています。

（第8章 保証）

第8章は，保証について規定しています。本事業において，契約保証金は免除するこ
ととしていますが，施設の整備等に必要初期投資費用の総額の100分の10以上の
金額について，国を被保険者とする履行保証保険契約を締結することとしています。

（第9章 法令変更等）

第9章は，法令変更の場合の措置について規定しています。第87条は，法令の変更
により，本事業における履行義務が法令違反となった場合には，事業者は，その法令に
違反する限りにおいて，履行義務を免れ，国は，履行義務を免れた業務に係る費用を事
業費から控除することができる旨規定しています。また，変更された法令の公布日から
90日以内に本契約の変更について，国と事業者とで合意ができない場合には，国が法
令変更の対応方法を事業者に通知し，事業者はこれに従い本事業を継続することとし
ています。

第88条は，法令変更により発生した増加費用・損害の負担については，別紙16に
従う旨規定しています。矯正施設の整備，維持管理及び運営に特定の法令の変更や消
費税の税率等の変更や本事業の特定の税制の新設及び変更による場合には，国が負担
し，それ以外の場合には事業者が負担することとしています。

（第10章 不可抗力等）

第10章は、不可抗力の場合の措置について規定しています。第89条は、不可抗力事由の発生により、本契約に従った業務の遂行ができなくなった場合には、事業者は、その状況が継続する期間中、履行義務を免れ、国は、履行義務を免れた業務に係る費用を事業費から控除することができる旨規定しています。また、不可抗力事由が発生した日から90日以内に本契約の変更について、国と事業者とで合意ができない場合には、国が不可抗力の対応方法を事業者に通知し、事業者はこれに従い本事業を継続することとしています。

第90条は、不可抗力により発生した増加費用・損害の負担については、別紙17に従うこと旨規定しています。建設期間中に不可抗力が生じた場合には、本施設の整備について生じた増加費用及び損害額が建設期間中の累計で、施設の整備等に必要な初期投資費用の総額の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える場合については国が負担が負担することとしています。維持管理・運営期間中に不可抗力が生じた場合には、事業者が生じた増加費用額及び損害額が、その不可抗力が発生した事業年度中の累計で、本施設の維持管理・運営に必要な費用の1年分の100分の1に至るまでは事業者が負担し、これを超える場合については国が負担することとしています。

第91条は、不可抗力に至らない事象が発生した場合には、事業者の責任及び費用負担においてこれに対応し、要求水準を充足させる義務を負うこととしていますが、事業者が合理的な対応を行っているにもかかわらず、本契約に従った業務の遂行ができない場合には、国は、事業者と協議の上、本事業に生じた影響を除去するために必要な猶予期間を定め、事業者は、その期間中に本事業に生じた影響を除去する旨規定しています。この場合、事業者は、本契約の履行義務を免れることとなりますが、本事業に生じた影響の除去に要する費用等については、すべて事業者が負担し、国は、履行義務を免れた業務に係る費用を事業費から控除することができることとしています。

（第11章 その他）

第11章は、公租公課の負担や財務書類の提出、事業者の守秘義務等について規定しています。

（附則）

附則では、国と事業者との間について規定しているものではなく、出資者の誓約と事業者に融資を行う融資団との協議について規定しています。

附則第2条は、国と事業者に融資を行う融資団との協議について規定しており、具体的には、国が本契約に関して事業者に損害賠償を請求し、又は本契約を終了させる際の融資団への事前通知及び融資団との協議に関する事項、事業者の株式又は出資の全部又は一部を出資者から第三者に対して譲渡させるに際しての融資団との間で行う事前協議に関する事項、融資団が事業者への融資について期限の利益を喪失させ、又は担保権を実行するに際しての国との間で行う事前協議及び国に対する通知に関する事項、国による本契約の解除に伴う措置に関する事項について協議することとしています。

3 . P F I 事業費の支払い及び支払額の改定（案）について

（ 1 ） P F I 事業費の構成

まず、P F I 事業費の構成についてですが、本事業は、施設整備及び維持管理・運営業務に係るすべての対価を一体として事業者を支払う事業と考えており、施設整備部分や維持管理・運営部分に分けることはしておりません。サービス対価としては、光熱水費等を含む一切の対価としておりますが、要求水準書の中で、受刑者が自ら費用を負担することとしているものや、実施方針の中で、事業者が自らの収入とすることのできるものについては、職員、受刑者、及び面会人が費用を負担するものですので、こうした業務に係る費用については、サービス対価には含めないこととしています。具体的には、職員食堂における食材費、調理費、購買における物品の対価、通信教育の受講料ですが、このようなものについては、P F I 事業費には含めないこととしています。

（ 2 ） P F I 事業費の支払方法

次に、P F I 事業費の支払方法でございますが、毎年4回に分けて支払を行います。平成19年4月が収容開始ですので、平成19年7月を第1回とし、平成37年4月を最終回とする、全72回に分けて支払うこととし、各回の支払額は同一額を原則としています。

P F I 事業費は、消費税もあわせて支払うこととなりますが、事業費は後ほど説明する減額措置が講じられて減額される場合、物価変動等により増減額がされる場合がありますが、その増減後の事業費に対し、消費税相当額を支払うこととしています。

（ 3 ） P F I 事業費の改定

次に、P F I 事業費の改定についてですが、改定の要因としてしましては、金利変動及び物価変動がございます。

まず、金利変動ですが、平成18年7月1日における東京スワップレファレンスレートによります金利で改定を行いますが、その後、事業期間中の見直しは行わない予定です。

次に、物価変動ですが、物価変動については、維持管理・運営に必要な費用について、改定を行う予定です。施設整備に必要な費用の改定は行わない予定です。改定期間についてですが、毎年6月1日現在で公表され、確認できる指標での見直しを行う予定です。改定の方法でございますが、前回改定時の指標に対して、3ポイント変動した場合を改定の対象といたします。例えば、前回改定時を平成19年度といたしまして、そのときの支払額を100万円とし、その前年である平成18年度の指数が90、平成22年度の指数が108としますと、改定する年は平成23年度となります。

が、平成22年度の指数を平成18年度の指数で割ったものを平成19年度の対価でかけたものが、平成23年度の対価として支払われることとなります。

(4) 入札価格と落札価格の関係

入札価格について、入札時の適用金利につきましては、平成17年1月7日の競争参加資格確認のための参加表明を提出する日の金利を使うこととします。

(5) その他

本事業については、日本政策投資銀行の無利子融資、低利子融資の対象となることが考えられております。これは現在、要望中ですが、その対象となった場合のその制度を利用することは可能ですが、その際には、事業者の責任において行っていただくこととなりますので、民間金融機関と同等の金利を前提としての資金計画をたていただき、提案をしていただくというところでございます。

4. モニタリング及び改善措置要領(案)について

(1) 基本的考え方

まず、モニタリングに関する基本的考え方ですが、事業者は、自らモニタリングを行い、その結果を業務日誌に記載し、それに基づき月次業務報告書を作成して、国に提出していただくこととなります。国は、事業者から提出のあった月次業務報告書を確認することとしますが、その他、国が直接行うモニタリングもございます。モニタリングの結果、事業者の提供するサービスが要求水準書を満たしていないと判断した場合には、国は、2つの方法による減額措置を講じることとしています。本事業では、債務不履行による違約金の制度と、事業者の債務不履行による罰則点の蓄積に基づきまず減額の制度の2つの制度を設けています。

(2) モニタリングの種類

モニタリングは3種類あります。

まず、日常モニタリングとは、事業者のセルフモニタリングであり、これに基づき、毎日業務日誌を作成することとしています。

次に、国によるモニタリングとは、国が事業者からの月次業務報告書を受領後、7日以内に事業者の提供するサービスが要求水準を満たしているかどうかを確認するものです。また、国は、定期的に施設内を巡回して、業務の遂行状況の確認することとしています。

3つめは、随時モニタリングであり、これは、必要に応じ、専門家等による外部評価を活用するなどしてモニタリングを行うものです。

(3) モニタリングの方法

次に、モニタリングの実施期間や方法についてですが、事業者は、事業契約締結後、1年以内にモニタリング実施計画書を作成し、国に提出することとしています。モニタリング実施計画書に記載する事項は、モニタリングの実施時期や実施体制、手順、内容、評価基準と評価手法等です。なお、実施計画に定める評価手法では評価できない場合には、モニタリングできないことになるので、その代替的評価手法も併せて記載していただく必要があります。国は、提出を受けた実施計画書の内容を確認し、承認をしますと、その時から、事業実施期間終了時までの間、実施計画書に基づき、モニタリングを行うこととなります。

モニタリングに必要な費用について、国が行うモニタリングの費用については、国が負担し、事業者が行うセルフモニタリングの費用については、事業者が負担することとしています。

モニタリング結果の通知でございますが、国がモニタリングを実施したのち、10日以内に評価結果を事業者に通知いたします。

(4) PFI事業費の減額

PFI事業費の減額についてですが、本事業では、債務不履行による違約金と、債務不履行による罰則点の蓄積に基づく減額の2つがあります。

ア 事業者の債務不履行による違約金

まず、債務不履行による違約金の制度について御説明します。強調しますが、事業者の責めに帰すべき事由によることが明らかなこれから申し上げます事実が発生した場合に、この違約金の制度の適用の適用になります。

主な対象となる事実につきまして、ここでは7つ挙げさせていただきます。

1つめは、逃走自己の発生。ただし、逃走の罪が成立した事案に限ります。

2つめは、暴動事故の発生。ただし、受刑者が集合して、施設の全部又は一部を占拠するような暴行又は脅迫をした事案に限ります。

3つめは、施設内や護送中における職員、受刑者、面会人等に死亡又は重度の障害が生じる事故の発生です。

4つめは、受刑者の自殺事故ですが、これは既遂事案に限ります。

5つめは、保安区域内における来訪者による危険物、持込制限物品の発見事案であります。ただし、武器及び薬物が発見された事案に限ります。

6つめは、国への報告義務違反です。ただし、違約金及び罰則点の対象となる事実を報告しなかった場合に限ります。

最後は、全部又は一部の業務の不履行です。

これらの事象が発生したことをもってただちに違約金の対象となるわけではなく、

事業者の責めに帰すべき事由によることが明らかな事案に限り違約金の対象となるわけです。例えば、逃走事故の発生については、逃走罪が成立するような事故が発生した場合でも、その原因が、事業者の設置する警備システムが正常に作動せず、すべての鍵が開かれていたことによる場合などが違約金の支払事由となります。また、暴動事故の発生についても、簡単に扉や建具が破壊されてしまい、バリケードが設けられることにより、事故が発生した場合など、さらに、自殺事案についても、簡単に壁が壊せる構造となっており、そこにヒモがかりを作って自殺した場合など、明らかに事業者の責めに帰すべき事由があることが減額の対象となるものです。

違約金の算定方法についてですが、毎年度のPFI事業費に対象事実ごとに定めるパーセントをかけたものにさらに発生回数をかけたものが違約金の額となります。この違約金につきましては、毎年4回に分けて支払う事業費から相殺し、減額することになります。なお、違約金の対象となる事実が我が国の行刑施設においてどれだけ発生しているかについて御説明させていただきますと、平成16年に逃走罪で起訴された事件は4件しかありません。それも、すべて未決の被収容者により、護送途上等に発生したものでございまして、受刑者による逃走事案は発生しておりません。自殺件数ですが、7万人近く受刑者が収容されております行刑施設における平成15年で15件しか発生しておりません。

イ 債務不履行による罰則点の蓄積に基づく減額

次に、罰則点の蓄積に基づく減額について御説明いたします。

罰則点が計上される主な事実について記載しておりますが、詳細につきましては、モニタリング実施計画書が出た後に定めることとしています。

まず、共通の事項につきましてですが、国の職員から指示を受けたにもかかわらず、指示に従わない場合、事業者からの誤った指示、指導又は指示の懈怠があったために、人に対する傷害事故が発生した場合について罰則点の計上の対象としています。各業務ごとに見ていきますと、維持管理業務については、維持管理の懈怠があったため、あるいは保守点検の不備があったために、傷害事故が発生した場合を罰則点の計上の対象としています。具体的には、天井が壊れていて、すぐに修理しなければならない状態にあったにもかかわらず、修繕せず放置して、天井が落下して怪我をした場合など、保守管理の不備によって傷害事故が発生した場合などが考えられます。それから、国の職員から指示を受けたにもかかわらず修繕がなされず24時間以上施設設備が利用できない状態があった場合も罰則点の計上の対象としています。

次に、運營業務について、書類の中でも、非常に注意して取扱うべき書類である訟務関係書類の適切な処理を怠ったために、損害が発生した場合や、領置物を紛失した場合、護送途上で交通事故が発生した場合、個人情報漏洩したような場合を罰則点の計上の対象としています。

収容関連サービス業務については、食事が十分に提供できなかった場合を罰則点の計上の対象としています。具体的には、すべての収容棟で同じ時間に食事ができるように配膳、配食をすることが業務の内容になっておりますが、それが1時間以上遅延、

これも100人分について罰則点を計上することとしています。食中毒が発生した場合も罰則点の計上の対象となります。

警備業務については、警備区域内における持込制限物品の発見、これは薬物や武器に制限するものではありません。

作業については、1日1時間以上の刑務作業が実施できない場合や、職業訓練が実施できない場合が、罰則点の計上の対象となります。

教育についても、同じように1日1時間以上、教育が実施できない場合が罰則点の計上の対象となります。

医療につきましては、常備薬の提供が業務内容となっておりますが、それが提供されない場合、分類支援業務につきましては、カウンセリングが遅延した場合が罰則点の計上の対象となります。

これらは、主な例を挙げたものでございますので、例えば、分類支援事務につきましては、期日までに心理検査の結果の報告書が作成されない場合も、罰則点の対象となることが考えられます。ここは、モニタリング実施計画書が出た後で詳細が定められることとなってまいります。

罰則点は各事実が1回発生するごとに10ポイント計上することとされています。

罰則点が計上されない場合がございますが、次の2つの場合においては罰則点を計上しないこととしております。すなわち、やむを得ない事由により債務不履行となった場合において、かつ、国に事前に連絡があったとき、又は、不可抗力による事由により債務不履行となった場合です。

罰則点をどのように支払額に反映させていくかについてでございますが、国は、毎月、罰則点の累積状況について調査させていただきます。その4半期の累積が表にありますとおり、各合計点になった場合に、右側の方の減額率をかけた減額が講じられることとなります。ここに記載されております表は、罰則点が累積していくごとに、減額率が上昇していくこととなります。

ウ 事業者に対する措置

また、事業者等に対する措置として、改善勧告、変更要求それと契約解除という仕組みがあります。この措置について、それぞれ事業者に対して講じるものと、事業者から業務の委託を受けた協力企業等に対して講じるものがあります。

まず、事業者に対して講じる措置についてですが、違約金の支払の対象となる事実が1回でも発生した場合、それから、4半期中の罰則点の累積が250ポイントを超えた場合、国は改善勧告を行うこととなります。その改善勧告があった日から2週間以内に事業者は改善計画を提出することとなります。そして、その改善計画を国が承認いたしまして、それに従って事業を実施していただくということとなります。

契約解除についてですが、違約金支払い務が3回以上発生した場合、又は、累積罰則点が4半期内に500ポイントを超えた場合には、契約を解除することができるとしております。この「できる」こととしておりますのは、国に約定解除権を発生させます停止条件にあたるということでございます。

エ 協力企業等に対する措置

続きまして、協力企業等に対する措置について御説明します。

まず、各4半期ごとの罰則点を業務単位で配分いたします。どのように配分するか不明なところについては、事業者が申告し、配分することになります。この場合に、違約金が発生していた場合については、違約金は1パーセントあたり10ポイントの罰則点として計算していただきます。それぞれについて各業務に配分をいたしまして、その業務を担う協力企業等につきまして、次に申し上げます措置を講じることとなります。その基準となります。罰則ポイントの累積でございますが、4半期中に100ポイントを超えた場合に、まず改善勧告を講ずることとなります。改善勧告のあった日から2週間で、改善計画書を事業者から出していただき、その計画書について、適切かどうかを国が判断し、適切である場合には、それに従って改善を行うこととなります。国は、1ヶ月間にわたりまして、その業務を担う協力企業を監視いたします。その結果、改善が見込めない場合には、協力企業等の変更を要求することになります。国から変更の要求があった場合には、2週間以内に変更の計画書を事業者が提出することとしており、その協力企業等を変更することとなります。変更後、新たな協力企業を国は3ヶ月間にわたり監視を行い、特に問題点がない場合はその時点で罰則点が消滅するということとさせていただきます。2度以上にわたりまして協力企業の変更が生じた場合には、契約が解除されることとなります。

5. 契約解除における取扱い(案)について

契約解除の場合における取扱いについて御説明いたします。

他のPFI事業と異なる取扱いを行っておりまして、施設整備にかかる初期投資費用、これは解除の場合の買取りの算定基準となってくるものでございますが、これをどのように客観的に確定するかということと、施設整備にかかる初期投資費用を客観的にどう確定するかということについて、新しい取扱いとしております。

もう1点は、この事業の中で大きなリスクと考えられます。維持管理運営業務が開始される前に事業が停止してしまうという債務不履行のリスクをどのように国として回避するかという点に考慮しております。その中では、第三者としての金融機関のモニタリングを非常に重視しているということがあらわれていると思います。その内容について、順次説明させていただきます。

まず、第1条ですが、これは、施設完成前の解除について規定しております。その際の違約金について、まずは、事業者帰責についてであります。施設完成前の解除について規定しております。

第1項は、その際の違約金のことについて規定しております。違約金は、施設整備に必要なとなる初期投資の10パーセントを違約金となっております。それと国に発生しました増加費用と損害が違約金等として課されることとしております。施設整備に必要な費用に

つきましては、別紙14に規定しておりますが、具体的には「様式集及び記載要領」の「事業計画1」の5に書いております、事業収支計画、資金調達計画、債務償還計画の様式のところに記載して提出していただくこととなります。その施設整備に必要な費用の100分の10に相当する金額が違約金となっております。履行保証保険が支払われた場合には、その保険金をもって違約金の支払に充当することとなっております。

続いて、第2項ですが、本施設の出来高部分が存在する場合の買受金額について規定しております。買受金額の基礎となるのは融資金融機関からの総借入額ですが、それに出来型部分についての出来型割合を乗じたものが買受金額となっております。融資金融機関については、事業者の株主以外の者でその事業者に貸付を行うものとしております。この別紙19の中の取扱いのすべてにおいて、同様でございます。

次に、第2条ですが、これは、施設完成後、事業者に帰責がある場合の解除について規定しています。

違約金ですが、融資金融機関からの貸付残高の5パーセントが違約金となっております。また、国は、融資金融機関の貸付残高の100分の95に相当する金額を事業者に支払うことにより所有権を取得することとしています。

第3条及び4条ですが、これは、国に責がある場合の解除の措置です。

まず、3条は、施設完成前の解除があった場合について規定しています。

第1項ですが、違約金、これは事業者に発生し増加費用と損害でございます。出来高部分の買受金額については、第2項に規定しております。

続いて、第4条です。

まず、第1項の違約金についてですが、これは事業者に発生いたしました増加費用と損害です。買受金額については、一括払いの場合は、融資金融機関と株主からの貸付元本残高総額、それに、適用金利の現在価値相当額を加えたもの、それに、出資の総額に配当金残額の現在価値相当額を加えたもの、このすべてを加えたものが一括払いの場合の買受金額でございます。分割払いの場合は、融資金融機関と株主からの貸付元本残高総額に事業者に対する出資総額を加えた金額とし、貸付元本残高総額については金利を支払うこととなります。

続きまして、不可抗力及び法令変更があった場合の措置についてでございます。その際の施設完成前の解除について、第5条に規定しております。

法令変更及び不可抗力による場合の施設完成前の解除、違約金はありません。国による買取金額は、出来高部分の買受代金、第5条1項に規定しているところでございます。法令変更、不可抗力による解除があった場合、施設完成した後の解除の場合でございますが、第6条に規定しております。

法令変更、不可抗力があった場合の買受金額について、一括払いの場合は、融資金融機関及び株主からの貸付元本残高総額に出資利息額を加えたものでございます。これは国に帰責事由があった場合の分割払いの買受金額と同じでございます。

6. 主な質疑応答

問1 「様式集及び記載要領」5頁の「資金供出予定主体」について、融資実績と融資姿勢を記載することとしているが、資金供出予定主体は応募グループを構成する企業と考えて良いのか。

(答) 資金供出予定主体は、応募グループを構成する企業であることを想定していない。

問2 同一の金融機関が複数の応募グループの資金提供予定主体となっても良いのか。

(答) 差し支えない。

問3 「様式集及び記載要領」5頁に記載指示事項として、「第三者(金融機関、財務アドバイザー等)による検討状況に関する説明」とあるが、ここにいう「第三者」とは、「資金提供予定主体」と同一のものであっても差し支えないのか。

(答) 両者の関係については、特に想定しているものはない。

問4 「様式集及び記載要領」19頁に、正本と副本を用意することとあるが、添付資料についても副本分提出する必要があるなのか。また、印鑑証明書のコピーは不可とのことだが、副本分として提出する印鑑証明書もコピーは認められないのか。

(答) 添付資料についても副本分用意していただく必要がある。また、印鑑証明については、正本には原本証明がされたものを提出する必要があるが、副本はコピーを使用して差し支えない。

問5 ランドスケープやインテリアデザインを専門とする者を配置する予定としている場合、競争参加資格確認資料のどの様式に記載すればよいのか。

(答) 「様式集及び記載要領」の様式8を準用して、記載いただきたい。

問6 「様式集及び記載要領」の様式24の「イメージパス」の審査はどのような観点から行うのか。

(答) 御提出いただいたイメージパスが、本事業の基本構想を踏まえたものとなっているか否かといった観点から審査することとしている。

問7 現在、刑務所で使用している情報システムの仕様や性能について、開示する予定があるのか。

(答) 国が使用している情報システムの開示については、セキュリティ・ポリシー上の問題があることから、競争参加資格確認後に実施することを考えている。

問8 情報システム管理業務について、施設外にサーバーを設置することは可能であるとのことであるが、その場合、サーバーを管理する職員についても、事業契約書(案)第41条第1項に規定する従事職員として、名簿を国に提出する必要があるのか。

(答) 事業契約書(案)第41条第1項に規定する従事職員とは、刑務所施設内に立ち入って業務を行う者であることから、御質問の者は同項に規定する名簿を国に提出する必要はないが、業務の適正な実施を確保するための措置を講じていただく必要がある。

問9 位置情報把握システムについて、器具等を使用する場合には、受刑者に過度の拘束感を与えないようにすることとあるが、どの程度の拘束感を想定しているのか。

(答) 器具を使用する場合には、受刑者の人権への配慮といった観点から、受刑者に過度な拘束感を与えないものを御提案いただきたい。

問10 受刑者が食事をする場所について、食堂はユニットごとに設ける必要があるのか、あるいは多目的ホールを食堂として使用することも可能であるのか、食堂の設置について基準はあるのか。

(答) 基準は特になし。事業者の御提案によるものである。

問11 本施設では、受刑者の移動時に整列、行進等の行動管理を行う予定はないのか。

(答) 行動管理を行うことは想定していない。

問12 健康診断業務について、要求水準書を見ると、問診が業務に含まれていないようであるが、問診は本事業の対象外と理解して良いか。また、医師は平日常駐することになるのか。

(答) 御理解のとおり、問診は本事業の対象外である。また、医師については、終日ではないが、一日のうちの一定の時間においては、常に医師が常駐することになる。

問13 事業契約書(案)第10条第2項に、「国は、必要と認める場合には、本件土地のうち本事業の実施に支障を来さない範囲内の土地について土地使用貸借契約を解約することができる」とあるが、これは何を想定しているのか。

(答) 本事業では、仮に将来、国がセンターの収容規模を2,000人程度に増築する場合であっても効率よく整備・運営ができるよう、施設の拡張性を施設整備の基本方針の一つとして挙げているところであり、本条は、収容規模を拡大した場合において、収容棟などを新たに建設するために必要な土地について、土地使用貸借契約を解除することを可能にすることを規定しているものである。

問14 収容規模を拡大するために、本施設の一部を取り壊し、新たに施設を建設するために土地使用貸借契約を解除する場合は想定しているのか。

(答) 想定していない。土地使用貸借契約の解除は、「本事業の実施に支障を来さない範囲内の土地について」できるとしている。

問15 緊急時におけるマスコミ対応等の対応は、国が実施するとの理解でよいのか。

(答) 御理解のとおり。事業契約書(案)第59条第1項では、緊急時には、国が業務を直接実施することとしている。

問16 事業契約書（案）別紙11に「犯罪傾向の進んでいないこと」とあるが、これは覚せい剤等の薬物中毒症状が進んでいない者と理解して良いのか。

（答）犯罪傾向の進んでいない者にも薬物中毒症状が進んでいる者がいることが考えられるが、本施設に收容される者としては、「心身に著しい障害がないこと」も要件となっているので、心身に著しい障害をもたらす薬物中毒症状のある者の收容は想定していない。

問17 本施設には、具体的にどのような罪名の受刑者が收容されることとなるのか。

（答）一般的に初犯で犯罪傾向の進んでいない受刑者の罪名は、男性ならば、窃盗や業務上過失致死傷、道路交通法違反、詐欺等が考えられるが、女性については、もともと受刑者の数が少ないことから、初犯で犯罪傾向が進んでいない者といっても、男性の場合より幅広い罪名の者が收容されることになる。

問18 PFI事業費の減額について、減額の対象には施設整備費も含まれるのか。

（答）御理解のとおり。PFI事業費は、施設整備及び維持管理・運營業務に係る一切の対価によって構成され、一体の対価として事業者を支払われるものであり、減額の対象は一体の対価としてのPFI事業費である。

問19 減額措置は、維持管理・運營業務のモニタリングの結果、行われるものであることを考えると、減額の対象に施設整備費相当分を含めるのは不合理ではないのか。

（答）減額の対象となる事実の発生に、施設の構造や設備がまったく関係していないことは想定しがたく、減額の対象に施設整備費相当分を除外することは考えていない。

問20 入札参加希望者に対し、刑務所施設の参観を予定しているとのことであるが、具体的な日時、場所について御教示願いたい。

（答）明年2月に実施することを検討している。具体的な日時、場所等については、決定し次第お知らせする。

（以上）

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業

基本協定書（案）

美祢社会復帰促進センター整備・運営事業に関して、国（以下「甲」という。）と落札者の代表企業及び各構成企業（以下これらを「乙」という。）との間で、以下のとおり基本協定を締結する。

（定義）

第1条 本協定において、

- 一 「SPC」とは、本事業を遂行することを目的として設立される特別目的会社をいう。
- 二 「監査特例法」とは、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）をいう。
- 三 「事業契約」とは、本事業の実施に関して、国とSPCとの間で締結される契約をいう。
- 四 「事業期間」とは、事業契約で定められた本事業の期間をいう。
- 五 「代表企業」とは、落札者の中から、落札者を代表するものとして選定された企業をいう。
- 六 「提示条件」とは、本事業を実施する事業者の選定手続において国が提示した一切の条件をいう。
- 七 「入札説明書」とは、総合評価一般競争入札による本事業を実施する事業者の選定に関して、国が提示した入札説明書及びこれらの添付書類をいう。
- 八 「本事業」とは、美祢社会復帰促進センター整備・運営事業をいう。
- 九 「本件提案」とは、落札者が、平成17年3月7日付で提出した本事業の実施に係る提案書類一式をいう。
- 十 「落札者」とは、総合評価一般競争入札による本事業を実施する事業者の選定において、落札者と決定された複数の企業によって構成されたグループをいう。

（趣旨）

第2条 本協定は、本事業に関して総合評価一般競争入札により落札者が事業者として選定されたことを確認し、甲及び乙は、第6条の規定に基づき落札者が本事業を実施するために今後設立するSPCをして、第5条の規定に基づき国との間で事業契約を締結せしめること、その他本件事業の円滑な実施に必要な諸手続を定めることを目的とする。

（基本的合意）

第3条 乙は、提示条件を遵守の上、甲に対し本件提案を行ったものであることを確認する。

- 2 乙は、SPCの設立の前後を問わず、また、事業契約の締結前であっても、自らの費用と責任において、本事業の実施計画を遵守するために必要な準備行為をなすことがで

きるものとし、甲は、必要かつ合理的な範囲で自らの費用でかかる準備行為に協力する。
なお、SPCは設立に際して設立前に落札者が行った準備行為を引き継ぐ。

(業務の委託等)

第4条 乙は、SPCをして本事業に関する各業務を、別紙3記載の者にそれぞれ委託し、又は請け負わせ、かかる委託又は請負に係る契約締結後直ちにその契約書の写しを甲に提出する。

2 乙は、前項の規定によりSPCから本事業に関する各業務を受託し、又は請け負う者に、受託し、又は請け負った業務を誠実に行わせなければならない。

(事業契約の締結)

第5条 甲及び乙は、提示条件及び本件提案に基づき、甲とSPCとの間において可及的速やかな事業契約の締結に向けてそれぞれ最大限の努力をする。

2 甲は、入札説明書の事業契約書案に関して、乙から説明を求められた場合には、入札説明書に示された本事業の目的、理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明確化する。

3 甲及びSPCは、平成17年5月中を目途として事業契約を締結する。

4 前項の規定にかかわらず、事業契約の締結までに、本事業の入札に関して乙に次の各号のいずれかの事由が生じたときは、甲は事業契約を締結しない。

一 乙のいずれかの者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第48条第4項、第49条第2項、第53条の3、第54条又は第54条の2第1項に規定する審決(同法第54条第3項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。)を受け、かつ、当該審決の取消の訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

二 乙のいずれかの者が、独占禁止法第48条の2第1項の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、同条第5項に規定する期間内に同項の審判手続の開始を請求しなかったとき。

三 乙のいずれかの者が、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

四 乙のいずれかの者の役員又は使用人について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき。

五 事業契約の締結までに、乙のいずれかの者が、入札説明書において提示された入札参加資格の全部又は一部を喪失したとき。

(SPCの設立)

第6条 乙は、事業契約の締結日までに、SPCを設立し、SPC設立後直ちにSPCの

- 商業登記簿謄本，定款の原本証明付写し及び株主名簿の原本証明付写しを甲に提出する。
- 2 S P Cは商法（明治 32 年法律第 48 号）に定める株式会社とする。
 - 3 S P Cの定款には，商法 204 条第 1 項ただし書に基づく株式の譲渡制限を規定する。
 - 4 S P Cは，創立總會又は株主總會において，取締役，監査役及び会計監査人（S P Cが監査特例法第 2 条の会社に該当するか否かを問わない。）を選任し，その選任後速やかにこれを甲に通知する。また，取締役，監査役及び会計監査人の改選がなされた場合も同様とする。
 - 5 乙は，S P Cによる本事業の遂行を困難とするようなS P Cの定款の変更を行ってはならない。乙は，S P Cの定款の変更を行う場合には，事前に甲に通知し，変更後の定款の原本証明付写しを甲に提出する。

（S P Cの株主）

- 第 7 条 乙は，第 6 条第 1 項に基づき S P C を設立するに当たり，別紙 1 に乙の出資額として記載されている金額の S P C の株式の引受けをし，また，別紙 1 に記載のその他の株主をして記載されている金額の出資をなさしめる。
- 2 S P C の各株主については，その役員（いかなる名称によるかを問わず，これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者があってはならない。
 - 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - 3 乙は，S P C 設立時及び増資時において，各株主をして，次の事項を誓約せしめ，また，別紙 2 記載の様式の誓約書を提出せしめる。
 - 一 株主は，その株主構成に関して，乙により S P C の全議決権の 2 分の 1 を超える議決権が保有され，かつ，代表企業の議決権保有割合が株主中最大であることを条件とするものとし，かかる条件を事業期間が終了するまで維持する。
 - 二 株主は，原則として事業期間が終了するまで S P C の株式を保有し，甲の事前の書面による承諾がある場合を除き，譲渡，担保権の設定その他一切の処分（合併・会社分割等による包括承継を含む。）を行ってはならない。
 - 三 株主は，甲の事前の書面による承諾を受けた上で，その所有に係る S P C の株式に関する権利義務を譲渡しようとする場合には，当該譲受人をして，別紙 2 に記載の誓約書と同様の内容の誓約書をあらかじめ甲に提出せしめる。
 - 4 S P C が，株式，新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合には，株主は，これらの発行を承認する株主總會において，第 1 号の議決権保有比率を維持

することが可能か否かを考慮した上、その保有する議決権を行使する。

五 株主は、第3号の上記誓約の内容を担保するため、株主間契約を締結し、その内容を証するため、当該株主間契約の謄本を甲に提出する。同号の規定により株主に変更が生じた場合には、株主は、株主間契約において当該新株主を当事者とする旨の変更を行わなければならない。

六 株主は、本事業に関連して知り得たすべての情報について守秘義務を負い、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該情報を第三者に開示してはならない。

(資金調達協力義務)

第8条 乙は、本件提案中の事業計画に係る提案書に従い、SPCに出資し、SPCの株主を募り、又はSPCによる借入れその他のSPCの資金調達を実現させるために最大限努力する。

2 乙は、前項の規定に基づく資金調達を行うに当たり、SPCに対して融資を行う金融機関が決定した場合には、当該金融機関の名称その他の詳細を直ちに甲に通知する。

3 乙は、前項の規定に基づく金融機関の決定後、守秘義務規定を含む融資に関する確約書を提出させなければならない。

4 SPCに対して融資を行う金融機関に追加変更があった場合には、変更後の金融機関に対して、前項の規定を適用する。

(事業契約の不成立)

第9条 甲及び乙のいずれの責にも帰すべからざる事由により甲とSPCが事業契約の締結に至らなかったときは、既に甲と乙が本事業の準備に関して支出した費用は、各自が負担し、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

2 甲とSPCが事業契約の締結に至らなかったときは、乙は、公表済みの書類を除き、本事業に関して甲から交付を受けた書類を返却しなければならない。また、乙は、本事業に関して甲から交付を受けた書類を基に作成した資料、文書、図面、電子的記録及びその複写物を破棄しなければならない。この場合において、乙は、返却した資料等の一覧表又は廃棄した資料等の一覧表を甲に提出するものとする。

(違約金)

第10条 事業契約締結後において、本事業の入札に関して、第5条第4項各号のいずれかの事由が生じた場合には、事業契約の解除の有無を問わず、乙は、連帯して、本事業に係る落札金額の100分の10に相当する金額の違約金を、甲に対して支払う。

(秘密保持)

第11条 甲と乙は、本事業又は本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三

者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合、第8条第3項の規定に従い、乙が本件事業に関する資金調達に必要として開示する場合（ただし、融資を行う金融機関が提出した関心表明書において守秘義務が規定されている場合に限る。）及び甲が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）等に基づき開示する場合には、この限りでない。

（本協定の変更）

第12条 本協定は、当事者全員の書面での合意による場合にのみ変更することができる。

（協定の有効期間）

第13条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業契約に定める本事業の終了時までとする。ただし、事業契約の締結に至らなかった場合は、事業契約の締結に至る可能性がないと甲が判断して代表企業に通知した日までとする。本協定の有効期間の終了にかかわらず、第9条、第10条及び第14条の規定の効力は存続する。

（協議）

第14条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲と代表企業の間で協議して定める。

（準拠法及び裁判管轄）

第15条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は東京地方裁判所とする。

[以下本頁余白]

以上を証するため、本協定書 [] 通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲

住所

支出負担行為担当官

法務省大臣官房会計課長

乙

代表企業 住所

資格・氏名

構成企業 住所

資格・氏名

構成企業 住所

資格・氏名

別紙 1 設立時の株主一覧

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
法務省大臣官房会計課長

殿

株 主 誓 約 書

支出負担行為担当官法務省大臣官房会計課長（以下「甲」という。）及び []（以下「事業者」という。）間において、本日付けで締結された美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 施設の整備，維持管理及び運営に関する契約（以下「本契約」という。）に関して、株主である []、[] 及び []（以下「当社ら」という。）は、本日付けをもって、甲に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本株主誓約書において用いられる用語の定義は、事業契約に定めるとおりとします。

記

1. 事業者が、平成 [] 年 [] 月 [] 日に商法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. 事業者の本日現在における発行済株式総数は [] 株であり、うち [] 株を [] が、[] 株を [] が、及び [] 株を [] が、それぞれ保有していること。
3. 事業者の本日現在における株主構成は、代表企業 [] 及び構成企業である [] によって全議決権の2分の1を超える議決権が保有されており、かつ、落札者の代表企業である [] の議決権保有割合が株主中最大となっていること。
4. 事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、当社らは、これらの発行を承認する株主総会において、前項記載の議決権保有比率を維持することが可能か否かを考慮した上、その保有する議決権を行使すること。
5. 事業者が本契約に基づく事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的と

して、当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は同株式に担保権を設定する場合には、事前にその旨を甲に対して書面により通知し、甲の書面による承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書及び融資契約書の写しをその締結後速やかに甲に対して提出すること。

6. 前項に規定する場合を除き、当社らは、本契約の終了までの間、事業者の株式を保有するものとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併・会社分割等による包括承継を含む。）を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部を譲渡する場合においても、甲の事前の書面による承諾を受けて行うこと。
7. 当社らが、本事業に関して知り得たすべての情報について、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、第三者に開示しないこと。

住所

代表取締役

印

住所

代表取締役

印

住所

代表取締役

印

別紙 3 業務委託・請負企業一覧

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業

施設の整備，維持管理及び運営に関する契約書（案）

事業契約書

- 1 事業名 美祢社会復帰促進センター整備・運営事業
- 2 事業の場所
(別紙1に表示する)
- 3 事業期間 平成17年 月 日～平成37年3月31日事業期間終了日
- 4 契約代金額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)
- 5 契約保証金 第86条に定める履行保証保険の締結を条件として免除する。

上記の事業について、発注者と事業者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項により公正な事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

また、本契約の締結及びその履行に際し、国は、本件事業が民間企業者たる事業者の創意工夫に基づき実施されることを、事業者にとっては、本件事業が行刑施設としての公共性を有することについて、それぞれ十分理解し、その趣旨を尊重する。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年 月 日

発注者 [国]

支出負担行為担当官
法務省大臣官房会計課長

事業者

【住所】

【名称】

代表取締役

目次

第1章 総則	1
第1条 目的	
第2条 用語の定義	
第3条 総則	4
第4条 事業の概要	5
第5条 総括業務責任者及び業務責任者	
第6条 関係者協議会	
第7条 権利義務の譲渡等	6
第8条 事業者の資金調達等	7
第9条 本件土地の取得の遅延	
第10条 本件土地の使用	
第11条 法令に定める許認可の取得等	
第12条 著作物の利用及び著作権	8
第13条 著作権の侵害の防止	
第14条 特許権等の使用	
第15条 責任の負担	9
第2章 本施設の設計	
第16条 本施設の設計	
第17条 設計図書の変更	10
第18条 設計状況の確認	
第3章 本施設の建設	
第1節 総則	
第19条 本施設の建設	
第20条 第三者による工事	11
第21条 施行計画書等	
第22条 建設工事期間中の第三者の使用	
第23条 事業者による工事管理者の配置	12
第24条 工事現場における安全管理等	
第25条 建設に伴う各種調査	
第26条 調査等の第三者への委託	13
第27条 本施設の建設に伴う近隣対策	
第2節 国による確認	14
第28条 国による説明要求及び建設現場立会い	

第3節	工事の中止等	
第29条	工事の中止	
第30条	工期の変更	15
第4節	公務員宿舎の完工及び維持管理業務の体制整備	
第31条	事業者による公務員宿舎の完成検査	
第32条	国による公務員宿舎の工事完成確認及び完成確認書の交付	
第33条	事業者による公務員宿舎に係る維持管理業務体制整備	16
第34条	事業者による公務員宿舎の原始取得	
第35条	公務員宿舎の使用	
第36条	公務員宿舎の完成遅延による違約金	
第5節	刑務所施設の完工及び維持管理・運營業務の体制整備	
第37条	事業者による刑務所施設の完成検査	
第38条	国による刑務所施設の工事完成確認及び工事完成確認書の交付	17
第39条	国による研修・訓練	
第40条	事業者による刑務所施設に係る維持管理・運營業務体制整備	
第41条	従事職員の確保等	18
第42条	運營業務に係る確認書	
第43条	運営開始確認書の交付	
第44条	事業者による刑務所施設の原始取得	
第45条	維持管理・運營業務開始の遅延による違約金	
第4章	本施設の維持管理・運営	19
第1節	総則	
第46条	運營業務に係る本契約の発効	
第47条	公務員宿舎の維持管理業務の開始	
第48条	刑務所施設の維持管理・運營業務の開始	
第49条	刑務所施設の収容対象等	
第50条	維持管理・運營業務計画書等の作成・提出	20
第51条	業務報告	
第52条	維持管理・運營業務に伴う近隣対策	
第53条	維持管理・運營業務に係る第三者の使用	
第54条	維持管理・運営期間中の保険	21
第55条	報告義務	
第2節	業務の実施等	
第56条	維持管理・運營業務	
第57条	要求水準書の変更	22
第58条	要求水準書の変更に伴う費用の負担	

第59条	緊急事態の対応	
第60条	職員食堂運営業務，購買業務	
第61条	作業業務	
第62条	本施設の修繕	23
第63条	情報システムの更新	
第3節	モニタリング	
第64条	モニタリング及び要求水準等未達成に関する手続	24
第5章	P F I事業費の支払	
第65条	P F I事業費の支払	
第66条	P F I事業費の支払い方法	
第67条	虚偽報告によるP F I事業費の減額	
第68条	P F I事業費の見直し	
第6章	契約期間及び契約の終了	
第1節	契約期間	
第69条	契約期間終了時の本施設の検査	25
第70条	契約期間終了時の維持管理・運営業務の承継	
第71条	本施設の瑕疵担保	
第2節	事業者の債務不履行による契約解除	
第72条	事業者の債務不履行による契約解除	
第73条	本施設完成前の解除	26
第74条	本施設完成後の解除	
第3節	国の債務不履行による契約解除	27
第75条	国の債務不履行による契約解除	
第4節	法令変更による契約解除	
第76条	法令変更による契約の解除	
第5節	不可抗力による契約解除	
第77条	不可抗力による契約解除	
第6節	事業終了に際しての処置	
第78条	事業終了に際しての処置	
第7章	附帯的事業	28
第79条	総則	
第80条	使用目的	
第81条	民間収益施設の完成及び事業期間	29
第82条	民間収益施設のための使用許可	

第83条	自己責任	
第84条	国への報告義務	30
第85条	民間収益施設の業務不適正の場合の措置	
第8章 保証		
第86条	保証	
第9章 法令変更等		
第87条	協議及び増加費用の負担等	
第88条	法令変更による増加費用・損害の扱い	
第10章 不可抗力等		
第89条	不可抗力	
第90条	不可抗力による増加費用・損害の扱い	32
第91条	不可抗力に至らない事象	
第11章 その他		
第92条	公租公課の負担	
第93条	財務書類の提出	
第94条	秘密保持	33
第95条	通知	
第96条	本契約の変更	34
第97条	解釈	
附則		
第1条	出資者の誓約	
第2条	融資団との協議	

別紙

別紙 1	本件土地の表示
別紙 2	本件日程表
別紙 3	土地使用貸借契約
別紙 4	基本設計図書
別紙 5	実施設計図書
別紙 6	保険
別紙 7	工事開始前提出図書

- 別紙 8 施工時提出の工事書類
- 別紙 9 工事完成図書
- 別紙 10 あらかじめ従事職員の確保を要する業務
- 別紙 11 刑務所施設に収容する受刑者
- 別紙 12 運營業務における増加費用負担
- 別紙 13 モニタリング及び改善要求措置要領
- 別紙 14 P F I 事業費の支払方法及び P F I 事業費の支払額の改定
- 別紙 15 目的物引渡書
- 別紙 16 法令変更による増加費用及び損害の負担
- 別紙 17 不可抗力による増加費用及び損害の負担
- 別紙 18 出資者誓約書の様式
- 別紙 19 解除の場合の処理

第1章 総則

(目的)

第1条 本契約は、国及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「維持管理・運営期間」とは、第43条第1項に規定する運営開始確認書が交付された日又は本件運営開始予定日のいずれか遅い日から平成37年3月31日までの期間をいう。
- 二 「維持管理・運営業務」とは、維持管理業務及び運営業務の総称をいう。
- 三 「維持管理企業」とは、代表企業若しくは構成企業又は協力企業のうち維持管理業務を担当する者をいう。
- 四 「維持管理業務」とは、本施設の維持管理に係る次の業務をいう。
 - ・ 建築物保守管理業務
 - ・ 建築設備運転監視業務
 - ・ 修繕業務（大規模修繕業務を含む。）
- 五 「運営企業」とは、代表企業若しくは構成企業又は協力企業のうち運営業務を担当する者をいう。
- 六 「運営業務」とは、本施設の運営に係る以下の業務をいう。
 - < 総務 >
 - ・ 庶務事務支援業務
 - ・ 名籍事務支援業務
 - ・ 各種統計作成支援業務
 - ・ 経理事務支援業務
 - ・ 領置事務支援業務
 - ・ 情報システム管理業務
 - ・ 運転業務
 - ・ 備品・消耗品管理業務
 - < 収容関連サービス >
 - ・ 給食業務
 - ・ 衣類，寝具の提供業務
 - ・ 清掃業務
 - ・ その他収容関連サービス業務
 - < 警備 >
 - ・ 施設警備業務
 - ・ 収容監視業務

- ・その他警備支援業務
- < 作業 >
 - ・作業企画支援業務
 - ・技術指導業務
 - ・職業訓練業務
 - ・その他作業事務支援業務
- < 教育 >
 - ・教育企画業務
 - ・図書管理業務
 - ・その他教育支援業務
- < 医療 >
 - ・健康診断業務
 - ・外部医療機関との連絡調整，レセプト審査業務
 - ・常備薬の管理業務
 - ・医療設備の維持管理業務
 - ・医療関係業務
- < 分類事務 >
 - ・考査関係事務支援業務
 - ・審査関係事務支援業務
 - ・保護関係事務支援業務

七 「工事監理企業」とは、代表企業若しくは構成企業又は協力企業のうち工事監理業務（本施設の工事監理に係る業務をいう。）を担当する者をいう。

八 「基本協定書」とは、本事業に関して、落札者が決定されたことを確認し、国及び落札者の義務について必要な事項を定める国と代表企業及び構成企業との間で平成 年 月 日付にて締結された基本協定を証する書面をいう。

九 「基本設計図書」とは、別紙 4 の書面をいう。

十 「協力企業」とは、落札者の代表企業又は構成企業でない者であって、本契約により事業者が実施すべき業務の一部を事業者から直接受託し、又は請け負う者をいう。

十一 「刑務所施設」とは、本施設のうち、監獄法（明治 41 年法律第 28 号）第 1 条第 1 項に規定する監獄の用に供する施設をいう。

十二 「建設企業」とは、代表企業若しくは構成企業又は協力企業のうち建設業務（本施設の建設に係る業務をいう。）を担当する者をいう。

十三 「建設工事期間」とは、工事開始日から、本件運営開始予定日までの期間をいう。なお、事業者が本件運営開始予定日までに本施設を完工できなかった場合には、本件工事の開始日から第 43 条第 1 項に規定する運営開始確認書が交付された日までの期間をいう。

十四 「工事開始日」とは、本件日程表において本件工事に着工する日として定められた日をいう。

- 十五 「構成企業」とは、代表企業以外の落札者を構成する各企業をいう。
- 十六 「公務員宿舎」とは、本施設のうち、国家公務員宿舎法（昭和 24 年法律第 117 号）第 12 条の規定により、本施設に勤務する国の職員に無料で貸与する宿舎をいう。
- 十七 「事業期間終了日」とは、維持管理・運営期間満了の日をいう。
- 十八 「事業年度」とは、毎年 4 月 1 日から始まる 1 年間をいう。ただし、当初の事業年度は本契約締結日から平成 18 年 3 月 31 日までをいう。
- 十九 「施設整備業務」とは、本施設の整備に係る次の業務をいう。
- ・設計業務
 - ・建設業務
 - ・工事監理業務
 - ・設計業務及び建設業務に伴う各種調査，申請等の業務
- 二十 「実施設計図書」とは、別紙 5 の書面をいう。
- 二十一 「実施方針」とは、法務大臣が平成 16 年 3 月 31 日に公表した「美祢社会復帰促進センター整備・運営事業 実施方針」(その後の変更を含む。)をいう。
- 二十二 「受刑者」とは、本施設に収容された者をいう。
- 二十三 「情報システム」とは、事業者又はその委託を受けた者が情報システム管理業務を行うために構築したシステムをいう。
- 二十四 「設計企業」とは、代表企業若しくは構成企業又は協力企業のうち設計業務（本施設の設計に係る業務をいう。）を担当する者をいう。
- 二十五 「施工体制台帳」とは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 24 条の 7 第 1 項に規定する施工体制台帳をいう。
- 二十六 「センター長」とは、美祢社会復帰促進センターの長である国の職員をいう。
- 二十七 「総括業務責任者」とは、第 5 条の規定により、本事業の全体について総合的に調整を行う者として選任された者をいう。
- 二十八 「提案書類」とは、落札者が本事業に係る総合評価落札方式による入札手続において国に提出した事業提案，質問に対する国からの回答書その他落札者が本契約締結までに提出した一切の書類をいう。
- 二十九 「構造改革特区法」とは、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）(将来における改正を含む。)をいう。
- 三十 「入札説明書」とは、国が本事業に関して平成 16 年 11 月 22 日に公表した入札説明書本編及び付属資料をいう。
- 三十一 「入札説明書に対する質問及び回答書」とは、入札説明書の公表後に受け付けた質問及びこれに対する国の回答を記載した書面をいう。
- 三十二 「PFI 事業費」とは、本契約に基づく事業者の債務履行に対し、国が事業者に支払う一定の金額をいう。
- 三十三 「不可抗力」とは、暴風，豪雨，洪水，地滑り，落盤，落雷，地震その他の自然災害，又は火災，騒擾，騒乱，暴動その他の人為的な現象のうち，通常予見可能な範囲を超えるも

の(要求水準等で水準が定められている場合には,その水準を超えるものに限る。)であって,国又は事業者のいずれの責めに帰すことができないものをいう。ただし,法令の変更は,「不可抗力」に含まれない。

三十四 「附随的業務」とは,第7章の規定により,本事業の用途又は目的を妨げない限度において,本件土地の一部を活用して事業者が行う事業をいう。

三十五 「法令」とは,法律,条例,政令,省令若しくは規則,通達,行政指導若しくはガイドライン,又は裁判所の判決,決定,命令若しくは仲裁判断その他公的機関の定める一切の規定,判断,措置等をいう。ただし,本事業関連通達は法令から除く。

三十六 「本件運営開始予定日」とは,平成19年4月1日又は本契約に従い変更された日をいう。

三十七 「本件工事」とは,本施設の建設工事をいう。

三十八 「本事業」とは,施設整備業務及び維持管理・運営業務をいう。

三十九 「本事業関連通達」とは,要求水準書に添付された訓令,通達等をいう。

四十 「本施設」とは,本契約に従い建設される刑務所施設及び公務員宿舎をいう。

四十一 「本件宿舎入居予定日」とは,本件運営開始予定日の2か月前の日をいう。

四十二 「本件土地」とは,別紙1に表示された土地をいう。

四十三 「本件日程表」とは,別紙2の日程表をいう。

四十四 「民間収益施設」とは,事業者が附随的業務として設計,工事監理,建設及び維持管理・運営する施設をいう。

四十五 「要求水準書」とは,入札説明書に添付された美祿社会復帰促進センター整備・運営事業施設整備・維持管理業務要求水準書及び同運営業務要求水準書をいい,本事業関連通達は,要求水準書の一部を構成する。

四十六 「要求水準等」とは,入札説明書,入札説明書に対する質問及び回答書,要求水準書,基本協定書をいう。

四十七 「落札者」とは,総合評価落札方式により本事業を実施する者として決定された代表企業及び構成企業からなる共同企業体をいう。

(総則)

第3条 国及び事業者は,本契約(頭書を含む。以下同じ。)に基づき,要求水準等及び提案書類に従い,法令を遵守し,本契約を履行しなければならない。

2 国及び事業者は,本契約と共に,要求水準等及び提案書類に定める事項が適用されることを確認する。

3 事業者は,本契約に記載の事業に係る各業務を,本契約に記載の事業期間内に完了するものとし,国は,PFI事業費を第5章に定めるところにより,事業者に支払う。

4 国又は事業者が,本契約に基づく支払を遅延した場合には,未払額につき遅延日数に応じ,国については,政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年大蔵省告示第991号)に定める率を乗じて計算した額の遅延利息を,事業者については,国の債権に関する遅延利息の

率(昭和32年大蔵省告示第8号)に定める率を乗じて計算した額の遅延利息をそれぞれ相手方に支払わなければならない。

- 5 国は、本契約に基づいて生じた事業者に対する債権及び債務を法令の規定により対当額で相殺することができる。
- 6 本事業を履行するために必要な一切の手段については、本契約及び要求水準等に特別の定めがある場合を除き、事業者がその責任において定める。
- 7 本契約の履行に関して国及び事業者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 本契約の履行に関して国及び事業者の間で用いる計量単位は、要求水準等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定める。
- 10 本契約及び要求水準等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによる。
- 11 本契約は、日本法に準拠する。
- 12 本契約に関する紛争又は訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(事業の概要)

第4条 事業者は、本事業、本事業の実施に係る資金調達及びこれらに付随又は関連する一切の事業を行う。

- 2 事業者は、本事業を本件日程表に従って遂行する。
- 3 事業者は、あらかじめ国の承諾を受けた場合を除き、本施設及び本施設に附帯する工作物並びに民間収益施設について、抵当権その他の担保権の設定その他一切の権利の処分を行ってはならない。

(総括業務責任者及び業務責任者)

第5条 事業者は、本事業の全体について総合的に調整を行う総括業務責任者を置き、本契約締結後速やかに国に通知する。総括業務責任者を変更した場合も同様とする。

- 2 前項に規定する総括業務責任者は、本事業と密接な関係にある国の機関又は団体に在職していた場合には、その離職後2年以上経過した者でなければならない。
- 3 事業者は、施設整備業務の各区分ごとに総合的に調整を行う業務責任者を置き、本契約締結後速やかに国に通知する。業務責任者を変更した場合も同様とする。
- 4 事業者は、維持管理・運営業務の各区分ごとに総合的に調整を行う業務責任者を置き、維持管理・運営期間の開始前に国に通知する。ただし、事業者は、公務員宿舎の維持管理業務については、第32条第4項に規定する公務員宿舎完成確認書が交付された日又は本件宿舎入居予定日のいずれか遅い日までに業務責任者を置き、国に通知する。業務責任者を変更した場合も同様とする。

(関係者協議会)

- 第6条** 国及び事業者は、施設整備業務に関する協議を行う協議会（以下「施設整備協議会」という。）及び維持管理・運営業務に関する協議を行う協議会（以下「維持管理・運営協議会」という。）を設置する。協議会の設置及び開催に掛かる費用は、各自の負担とする。
- 2 施設整備協議会の構成員は、広島矯正管区長の指定する者及び総括業務責任者とし、同協議会は、当該構成員の求めに応じ、広島矯正管区長が招集する。
 - 3 維持管理・運営協議会の構成員は、センター長及び総括業務責任者とし、協議会は、維持管理・運営期間中、毎週1回開催することを例とするほか、必要に応じ開催することができる。
 - 4 要求水準等に係る事項について、施設整備協議会又は維持管理・運営協議会における協議が調わなかった場合には、矯正局長が指定する者と事業者の代表取締役との間で協議を行う。この場合において、協議に係る費用は、各自が負担する。
 - 5 国及び事業者は、施設整備協議会、維持管理・運営協議会又は前項の規定による協議において合意された事項を遵守する。
 - 6 施設整備協議会及び維持管理・運営協議会の運営に関して必要な事項については、国及び事業者と協議の上決定する。
 - 7 国及び事業者は、施設整備協議会、維持管理・運営協議会及び第4項の規定による協議において、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第7条** 事業者は、あらかじめ国の承諾を受けた場合を除き、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。
- 2 事業者は、本契約に基づく一切の債権債務が消滅するまでの間、あらかじめ国の承諾を受けた場合を除き、本契約上の地位及び本事業について国との間で締結した契約に基づく契約上の地位について、これを第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。
 - 3 事業者は、株主から株式譲渡の承認を請求されたときは、当該請求から2週間以内に、当該譲渡の承認の可否について取締役会での決議を行わなければならない。この場合には、事業者は、当該譲渡につき国の承諾を受けていることを国に確認した後でなければ当該譲渡の承認をする取締役会決議を行ってはならない。
 - 4 事業者は、あらかじめ国の承諾を受けた場合を除き、第三者に対し新株を割り当ててはならない。ただし、既に事業者の出資者である者に対しては、この限りでない。
 - 5 事業者は、あらかじめ国の承諾を受けた場合を除き、定款の変更、重要な資産の譲渡、合併、営業譲渡、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織変更を行ってはならない。
 - 6 国は、第1項から第5項までの承諾をする場合には、本事業の安定性を著しく阻害し、又は本事業に関与することが適当でない者が参加することとなると認められるときその他合理的な

理由があるときを除き、当該承諾の留保又は遅延をしてはならない。

7 事業者は、特別目的会社であることにかんがみ、本契約及び要求水準等により事業者が行うべきものとされている事業（附随的事业を含む。）のほかは、自ら行う場合と第三者への委託等により行う場合とにかかわらず、本事業と直接関係のない事業を一切行ってはならない。

8 事業者は、本契約に基づき国に本施設を引き渡し、本施設の所有権を取得させた後1年間経過するまでの間は、解散してはならない。

（事業者の資金調達等）

第8条 本事業の実施に係る一切の費用は、本契約に定める場合を除き、すべて事業者が負担するものとし、また、本事業の実施に係る事業者の資金調達はすべて事業者の責任において行う。

2 国は、事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる場合において、事業者から国に支援の協力の要請があったときは、当該支援を事業者が受けることができるよう、可能な限り協力を行う。

（本件土地の取得の遅延）

第9条 国は、本件土地の取得が本契約締結日までに完了できない場合には、事業者と協議の上、合理的な期間本件運営開始予定日を延期し、本件土地の取得の遅延により事業者に発生した合理的な費用及び損害を負担する。

（本件土地の使用）

第10条 事業者は、本契約に基づく義務を履行するため、国の行政財産である本件土地（ただし、民間収益施設のために利用する部分を除く。）を無償で使用することができる。ただし、本施設の建設に要する仮設資材置場等の確保は、事業者の責任及び費用負担において行う。

2 国と事業者は、前項の規定に基づき、別紙3の様式に従い、土地使用貸借契約を別途締結する。当該土地使用貸借契約は、本契約の終了までの間双方共に解約できない。ただし、国は、必要と認める場合には、本件土地のうち本事業の実施に支障を来さない範囲内の土地について土地使用貸借契約を解約することができる。

3 前項の規定にかかわらず、本契約の終了後においても、国の本契約に基づく支払義務が存続し、かつ本施設に国がその設定を承諾した第三者の制限物権が正当に存する場合には、国は前項の土地使用貸借契約を一方的に解約しない。

4 事業者は、使用貸借を受けた本件土地に係る補修費等の必要費、改良費等の有益費その他の費用の追加的な支出が発生した場合であっても、これを国に請求しない。

（法令に定める許認可の取得等）

第11条 本契約に基づく義務を履行するために必要となる許認可は、事業者がその責任及び費用負担において取得する。また、事業者が本契約に基づく義務を履行するため必要となる届出は、事業者の責任及び費用負担において作成し、提出する。国が許認可を取得し、又は届出をする

必要がある場合には、国がこれを行うものとし、そのために事業者に対し協力を求めた場合には、事業者はこれに応ずる。

- 2 事業者は、前項の許認可の申請又は届出に際し、国に対し事前の書面による通知及び事後の報告を行う。
- 3 国は、第1項の許認可の取得又は届出について、事業者から書面による協力の要請を受けた場合には、必要に応じ協力する。
- 4 事業者は、自らの許認可の取得又は届出の遅延により増加費用又は損害が発生した場合には、当該増加費用及び損害を負担する。ただし、法令変更又は不可抗力により遅延した場合には、第9章又は第10章に従う。

(著作物の利用及び著作権)

第12条 国は、本契約に基づき提出を受けた基本設計図書、実施設計図書その他施設整備業務に関連して作成された書類(以下「設計図書等」という。)並びに、情報システムその他維持管理・運営業務に関連して作成されたプログラム及びデータベース(以下「本件事業関連システム」という。)について、国の裁量により無償で利用する権利(公表、改変、複製、展示、頒布、翻案する権利を含む。)を有するものとし、その権利は、本契約の終了後も存続する。

- 2 設計図書等及び本件事業関連システムが著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合における著作者の権利の帰属については、同法に定めるところによる。
- 3 事業者は、あらかじめ国の承諾を受けた場合を除き、次の各号の行為を自ら行い、又は著作権者をして行わせてはならない。
 - 一 著作権法第19条第1項、第20条第1項、第25条、第26条第1項、第26条の2第1項、第26条の3に規定する権利の行使
 - 二 著作権の譲渡及び承継

(著作権の侵害の防止)

第13条 事業者は、設計図書等及び本件事業関連システムを利用する行為が、第三者の著作権を侵害するものではないことを国に保証する。

- 2 事業者は、前条第1項に規定する国による設計図書等及び本件事業関連システムの利用のために第三者からの許諾等を受ける必要がある場合には、自らの責任及び費用負担において、国のために必要な許諾等を取得する。
- 3 事業者は、設計図書等及び本件事業関連システムを利用する行為が第三者の著作権を侵害することにより第三者が受けた損害の賠償をしなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。国が賠償額を負担し、又は必要な措置を講じるための費用を負担したときには、事業者は、国に対し、国が負担した賠償額又は費用の全額を補償する。

(特許権等の使用)

第 14 条 事業者は、特許権等の工業所有権の対象となる技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(責任の負担)

第 15 条 事業者は、本契約に従い国が確認又は通知することとされている事項について、国が確認又は通知したことをもって、本件事業に係る責任を軽減又は免除されるものではない。

第 2 章 本施設の設計

(本施設の設計)

第 16 条 事業者は、適用ある法令を遵守の上、要求水準等に記載された内容を満たす範囲内において、国と協議の上、自らの責任及び費用負担において本施設の設計を行う。

- 2 事業者は、本契約締結後速やかに、提案書類及び国と事業者との協議において合意された事項に基づき本施設の基本設計を開始し、その進捗状況につき国による定期的な確認を受けるとともに、本件日程表に従って、基本設計完了時に別紙 4 の基本設計図書を国に提出する。国は、設計内容を確認し、その結果(是正箇所がある場合には是正要求を含む。)を事業者に通知する。
- 3 事業者は、国から前項の規定により次の工程に進むことについて確認を受けた後速やかに、本施設の実施設設計を開始し、その進捗状況につき国による定期的な確認を受けるとともに、本件日程表に従って、実施設設計完了時に別紙 5 の実施設設計図書を国に提出する。国は、設計内容を確認し、その結果(是正箇所がある場合には是正要求を含む。)を事業者に通知する。
- 4 国は、事業者から提出された設計図書等の内容が要求水準等又は国と事業者との協議において合意された事項との間に不一致があると判断した場合には、事業者の責任及び費用負担において修正することを求めることができる。また、事業者は、設計図書等の内容が要求水準等又は国と事業者との協議において合意された事項との間に不一致があると判断した場合には、自らの責任及び費用負担により速やかに設計図書等の修正を行い、修正点について国の確認を受ける。設計の変更について不一致があると判断された場合も同様とする。
- 5 事業者は、国の承諾を受けた場合に限り、設計業務の全部又は一部を設計企業以外の第三者に委託することができる。
- 6 前項の規定による設計業務の委託は、すべて事業者の責任において行うものとし、当該委託を受けた者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 7 第 5 項の規定により委託を受けた者の責めに帰すべき事由により本件工事の開始が遅延する場合には、事業者は、国又は事業者に発生する増加費用及び損害を負担する。
- 8 事業者は、国が設計図書等を確認したことをもって、施設整備業務に係る責任を軽減又は免除されるものではない。
- 9 設計業務が遅延した場合、又は増加費用及び損害が発生した場合の措置は、次の各号のとおり

りとする。

- 一 国の責めに帰すべき事由により，設計業務が遅延した場合，又は増加費用及び損害が発生した場合には，国は，事業者と協議の上，合理的な期間本件運営開始予定日を延期し，又は当該増加費用及び損害を負担する。
- 二 事業者の責めに帰すべき事由により，設計業務が遅延した場合，又は増加費用及び損害が発生した場合には，事業者は，当該増加費用及び損害を負担する。
- 三 法令の変更又は不可抗力により，設計業務が遅延した場合，又は増加費用及び損害が発生した場合には，第 9 章又は第 10 章に従う。

（設計図書の変更）

- 第 17 条** 国は，実施設計完了日以降，必要があると認めるときは，事業者に対し，工期の変更を伴わず，かつ，事業者の提案を逸脱しない限度で，変更内容を通知した上で，設計図書等の変更を求めることができる。事業者は，国から当該通知を受領した後 14 日以内に，国に対し，設計図書等の変更に伴い発生した費用，工期又は工程の変更の有無等の検討結果を報告しなければならない。
- 2 前項の規定による設計図書等の変更により設計業務及び建設業務が遅延した場合，又は増加費用及び損害が発生した場合には，前条第 9 項及び第 19 条第 4 項の規定に従う。
 - 3 事業者は，あらかじめ国の承諾を受けた場合を除き，設計図書等の変更を行うことはできない。

（設計状況の確認）

- 第 18 条** 国は，本施設が要求水準等に基づき設計されていることを確認するために，本施設の設計状況その他について，事業者に通知した上でその説明を求め，又は必要な書類の提出を求めることができる。
- 2 事業者は，前項の確認の実施について国に可能な限りの協力を行い，また設計企業をして，必要かつ合理的な説明及び報告を行わせなければならない。
 - 3 国は，第 1 項の確認の結果，本施設の設計が要求水準等に適合しないと認めるときは，事業者に対し，その適合しない点を指摘して是正を求めることができる。当該是正に係る費用は，事業者が負担する。

第 3 章 本施設の建設

第 1 節 総 則

（本施設の建設）

- 第 19 条** 事業者は，自らの責任及び費用負担において，本件日程表に従い適用ある法令を遵守の上，要求水準等に基づいて本件工事を完成させる。

- 2 本施設の施行方法その他の本件工事のために必要な一切の手段は、事業者がその責任において定める。
- 3 事業者は、本施設の建設工事期間中、自ら又は第 22 条第 1 項及び第 2 項の規定により建設業務の全部若しくは一部を請け負う者（以下「工事請負人等」という。）をして別紙 6 1 に規定する保険に加入することとし、保険料は、事業者又は工事請負人等が負担する。事業者は、工事開始日までに当該保険の証券又はこれに代わるものとして国が認めたものを国に提示しなければならない。
- 4 建設業務が遅延した場合、又は増加費用及び損害が発生した場合における措置は、次の各号のとおりとする。
 - 一 国の責めに帰すべき事由により、建設業務が遅延した場合、又は増加費用及び損害が発生した場合には、国は、事業者と協議の上、合理的な期間本件運営開始予定日を延期し、又は当該増加費用及び損害を負担する。
 - 二 事業者の責めに帰すべき事由により、建設業務が遅延した場合、又は増加費用及び損害が発生した場合には、事業者は、当該増加費用及び損害を負担する。
 - 三 法令の変更又は不可抗力により、建設業務が遅延した場合、又は増加費用及び損害が発生した場合には、第 9 章又は第 10 章に従う。

（第三者による工事）

- 第 20 条** 事業者は、建設工事期間中、国が本施設について、機器の設置等を行うことを了解しなければならない。事業者は、機器の設置等について、あらかじめ国と協議し、そのスケジュールを管理する。
- 2 国は、前項の機器の設置等を行う者（以下「工事業者」という。）を選定したときは、事業者に工事業者の氏名又は名称その他事業者において必要と認める事項を記載した書面を提出する。
 - 3 工事業者の責めに帰すべき事由により、本件工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は増加費用及び損害が発生した場合には、国は、事業者と協議の上合理的な期間本件運営開始予定日を延期し、当該増加費用及び損害を負担する。

（施工計画書等）

- 第 21 条** 事業者は、別紙 7 の書類を本施設の建設工事開始前に国に提出する。
- 2 事業者は、本件日程表に従い、詳細な工事工程表（別途国が指定する。）を作成し、国に提出した上で、これに従い建設工事を実施する。国に提出した工事工程表に変更が生じた場合には、速やかに国に通知し、承認を受けなければならない。
 - 3 事業者は、工事現場に常に工事記録を整備し、国の要求があった場合には速やかに提示する。
 - 4 事業者は、別紙 8 の書類を施工時に国に提出する。
 - 5 国は、事業者から施工体制台帳の写しの提出及び施工体制に係る事項についての報告を求めることができる。

（建設工事期間中の第三者の使用）

第 22 条 事業者は、国の承諾を受けた場合に限り、建設業務の全部又は一部を建設企業以外の第三者に請け負わすことができる。

- 2 前項の規定により建設業務の全部又は一部を受注した者が更に当該業務の一部を他の第三者に請け負わす場合には、事業者は、国に対し、速やかにその旨を通知し、その承諾を受けなければならない。ただし、軽微な建設業務を請け負わす場合には、国に対し、通知すれば足りる。
- 3 第 1 項及び前項の規定による建設業務の発注は、すべて事業者の責任において行うものとし、工事請負人等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 4 事業者は、工事請負人等の責に帰すべき事由により、国又は事業者に発生した増加費用及び損害を負担する。

（事業者による工事監理者の設置）

第 23 条 事業者は、工事監理者を設置し、工事開始日までに国に工事監理者の氏名又は名称を通知する。また、工事監理者が工事監理企業以外の者である場合には、国の承諾を受けなければならない。

- 2 事業者は、工事監理者をして、国に対し、本件工事につき定期的報告を行わせる。また、国は、必要と認めた場合には、随時、工事監理者に対し、本件工事に関する事前説明及び事後報告を求め、又は事業者に対し、工事監理者をして本件工事に関する事前説明及び事後報告を行わせるよう求めることができる。
- 3 工事監理者の設置は、すべて事業者の責任及び費用負担において行うものとし、工事監理者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 4 事業者は、工事監理者の責めに帰すべき事由により、国又は事業者に発生した増加費用及び損害を負担する。

（工事現場における安全管理等）

第 24 条 事業者は、自らの責任及び費用負担において、工事現場である本件土地における現場管理、労務管理、安全管理及び警備等を行うものとし、本件工事の施工に関して、建設機械器具等の設備の盗難又は損傷等により発生した増加費用は事業者が負担する。ただし、不可抗力により増加費用が発生した場合には、第 10 章に従う。

（建設に伴う各種調査）

第 25 条 事業者は、本件工事に必要な測量調査、地質調査その他の調査は、既に国が行ったものを除き、自らの責任及び費用負担により行う。また、事業者は当該調査を行う場合には、調査の日時及び概要をあらかじめ国に連絡し、かつ、当該調査を終了したときは当該調査に係る報告書を作成し、国の確認を受けなければならない。

- 2 事業者は、前項の調査を行った結果、国が本件事業の総合評価落札方式による手続において提供した本件土地に関する参考資料の内容と齟齬を生じる事実を発見したときは、その旨を直ちに国に通知し、国及び事業者は、その対応を協議する。
- 3 国が本件土地に関して提供した参考資料の不備及び誤謬等に起因して本件工事が遅延した場合、又は事業者が増加費用及び損害が発生した場合には、国は、事業者と協議の上、合理的な期間本件運営開始予定日を延期し、当該増加費用及び損害を負担する。
- 4 事業者は、本件土地に土壤汚染、地中障害物及び埋蔵文化財等があった場合には、その旨を直ちに国に通知し、国及び事業者はその対応を協議する。なお、本件土地について、国が本件土地に関して提供した参考資料からは合理的に予測できない土壤汚染、地中障害物及び埋蔵文化財等があったことに起因して本件工事が遅延することが合理的に見込まれる場合、又は事業者が増加費用及び損害が発生した場合には、事業者が当該増加費用及び損害の発生及び拡大を防止又は低減する努力を行っているとして国が認めた場合に限り、国は、事業者と協議の上合理的な期間本件運営開始予定日を延期し、当該増加費用及び損害を負担する。ただし、第1項の調査結果に不備及び誤謬等がある場合には、事業者は、当該不備及び誤謬等に起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害(再調査費の負担を含む。)を負担する。
- 5 国は、必要と認めた場合には随時、事業者から第1項の調査に係る事項について報告を求めることができる。

(調査等の第三者への委託)

第26条 事業者は、国に通知した上で、前条の調査を第三者に委託することができる。

- 2 前項の規定による調査の委託は、すべて事業者の責任及び費用負担において行うものとし、調査の委託を受けた者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 3 事業者は、当該委託を受けた者の責めに帰すべき事由により、国又は事業者に発生した増加費用及び損害を負担する。

(本施設の建設に伴う近隣対策)

第27条 事業者は、本件工事に先立ち、自らの責任及び費用負担において、近隣住民に対し、事業計画及び工事実施計画(施設の配置、施工時期、施工方法等の計画をいう。)等の説明を行わなければならない。事業者はかかる説明の内容につき、あらかじめ国に対して説明を行う。国は、必要と認める場合には、事業者が行う説明に協力する。

- 2 事業者は、自らの責任及び費用負担において、騒音、悪臭、光害、粉塵発生、交通渋滞、水質汚濁、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染その他の本件工事が近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的な範囲内で近隣対策を実施する。事業者は、国に対し、事前及び事後に近隣対策の内容及び結果を報告する。
- 3 事業者は、あらかじめ国の承諾を受けない限り、近隣対策の不調を理由として事業計画及び

工事実施計画を変更することはできない。なお、この場合において、国は、事業者が更なる調整を行っても近隣住民の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、事業計画の変更を承諾する。

- 4 近隣対策の結果、本件工事が遅延することが合理的に見込まれる場合には、国及び事業者は協議の上、速やかに、合理的な期間本件運営開始予定日を延期することができる。
- 5 事業者は、近隣対策の結果、事業者が発生した増加費用を負担する。
- 6 前項の規定にかかわらず、本施設を設置すること自体に関する近隣対策に起因する費用及び損害については、国が負担する。また、本施設を設置すること自体に関する住民の反対運動、訴訟等の対応は国が行うものとし、これらに起因して本件工事が遅延することが合理的に見込まれる場合には、国及び事業者は協議の上、速やかに、合理的な期間本件運営開始予定日を延期することができる。

第2節 国による確認

(国による説明要求及び建設現場立会い)

- 第28条** 国は、本件工事の進捗状況について、随時、事業者に対して報告を求めことができ、事業者は、国から求められた場合にはその報告を行わなければならない。また、国は、本施設が要求水準等及び設計図書等に従い建設されていることを確認するため、事業者にあらかじめ通知した上で、事業者又は工事請負人等に対して中間確認を求めすることができる。
- 2 国は、本件工事開始前及び建設工事期間中、随時、事業者に対し質問をし、又は説明を求めすることができる。事業者は、国から質問を受けた場合には、速やかに、回答を行わなければならない。
 - 3 国は、前項の回答が合理的でないと判断した場合には、事業者と協議を行うことができる。
 - 4 国は、建設工事期間中、あらかじめ事業者に通知を行うことなく、随時、本件工事に立ち会うことができる。
 - 5 第1項、第2項及び前項に規定する報告、中間確認、説明、又は立会いの結果、本施設の施工状況が要求水準等及び設計図書等の内容に逸脱していることが判明した場合には、国は、事業者に対し、その是正を求めることができる。当該是正に係る費用は、事業者が負担する。
 - 6 事業者は、建設工事期間中に、工事監理者が定める本施設の検査又は試験を自ら又は工事請負人等が行う場合には、あらかじめ国に対して通知する。この場合において、国は、当該検査又は試験に立ち会うことができる。
 - 7 事業者は、国が第1項、第2項、第4項及び第6項に規定する説明要求及び本件工事への立会い等を行ったことをもって、施設整備業務に係る責任を軽減又は免除されるものではない。

第3節 工事の中止等

(工事の中止)

第 29 条 国は、必要と認めた場合には、事業者に対し、本件工事の中止の内容及び理由を通知した上で、本件工事の全部又は一部の施工を中止することができる。

- 2 国は、前項の規定により本件工事の全部又は一部の施工を中止した場合には、事業者の責に帰すべき事由がある場合を除き、合理的な期間本件運営開始予定日を延期することができる。また、国は、事業者の責めに帰すべき場合を除き、本件工事の施工を中止したことにより、事業者が発生した増加費用及び損害を負担する。ただし、本件工事の施工の中止が法令の変更又は不可抗力に起因する場合には、第 9 章又は第 10 章に従う。

(工期の変更)

第 30 条 国が事業者に対して本件工事に係る工期の変更を求めた場合には、国と事業者は、協議の上、その可否を定める。

- 2 事業者がその責めに帰すことのできない事由により工期の変更を求めた場合には、国と事業者は、協議の上、その可否を定める。ただし、協議が整わない場合には、国が合理的な工期を定め、事業者はこれに従わなければならない。

第 4 節 公務員宿舎の完工及び維持管理業務の体制整備

(事業者による公務員宿舎の完成検査)

第 31 条 事業者は、本件宿舎入居予定日の 1 か月前までに、自らの責任及び費用負担において、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 7 条に規定する完了検査と併せて、公務員宿舎が要求水準等の内容を満たしていることを確認するため、国が適当と認める方法により、公務員宿舎の完成検査を行う。

- 2 事業者は、国に対し、前項の完成検査を行う 7 日前までに、当該完成検査を行う旨を通知する。
- 3 国は、第 1 項の完成検査に立会うことができる。ただし、事業者は、国が立会ったことをもって公務員宿舎の施設整備業務に対する責任を軽減又は免除されるものではない。
- 4 事業者は、建築基準法第 7 条第 5 項の検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて完成検査の結果を速やかに国に報告する。
- 5 事業者は、自らの責任及び費用負担により行った機器・備品等の試運転の結果を国に報告する。なお、国は、試運転に立会うことができる。
- 6 事業者は、本件宿舎入居予定日までに、機器・備品等の取扱いを国に説明する。

(国による公務員宿舎の工事完成確認及び完成確認書の交付)

第 32 条 国は、前条第 4 項の報告を受けた後 14 日以内に、公務員宿舎が要求水準等の内容を満たしていることを確認する。

- 2 国は、前項の確認を行った結果、公務員宿舎が要求水準等の内容を満たしていないことが明

らかになった場合には、事業者に対し、是正又は改善を求めることができる。当該是正又は改善に係る費用は、事業者が負担する。

3 第1項の確認は、次の各号のとおり行う。

- 一 国は、事業者又は工事請負人等及び工事監理者の立会いの下で確認を行う。
- 二 確認は、設計図書等との照合により行う。
- 三 その他、要求水準等に基づき、設置機器の試運転等を行う。

4 国は、第1項の確認を行った後に、第33条に規定する体制が確保されていることを確認し、事業者から自ら又は第53条第3項の受託者等をして公務員宿舎について別紙6 2(2)に規定する種類及び内容の保険に加入し、その証書の写しを別紙9の工事完成図書とともに提出を受けた場合には、事業者に対し、遅滞なく公務員宿舎完成確認書を交付する。

5 事業者は、国が公務員宿舎完成確認書を交付したことをもって、公務員宿舎の施設整備業務及び維持管理・運營業務に係る責任を軽減又は免除されるものではない。

(事業者による公務員宿舎に係る維持管理業務体制整備)

第33条 事業者は、本件宿舎入居予定日までに、公務員宿舎の維持管理業務に必要な体制を確保する。

(事業者による公務員宿舎の原始取得)

第34条 国と事業者は、国が第32条第4項の規定により公務員宿舎完成確認書を交付したことにより、公務員宿舎が完成したものとし、事業者が公務員宿舎の所有権を原始的に取得することを確認する。

- 2 事業者は、自らの費用負担において、公務員宿舎の所有権保存の登記と同時に、国への所有権移転の仮登記を行うものとし、その手続について国に協力しなければならない。
- 3 前項の仮登記は、他のいかなる担保権設定の登記より優先する順位保全効を持つものとする。

(公務員宿舎の使用)

第35条 国は、第32条第4項の公務員宿舎完成確認書の交付後、公務員宿舎を国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)第2条第3号の国の職員の宿舎として使用する。

- 2 国の職員による公務員宿舎の使用に係る光熱水費は、本事業の対象外とする。
- 3 公務員宿舎の維持管理及び修繕は、事業者が要求水準等に従い自らの責任及び費用負担において行う。ただし、国の職員の責めに帰すべき事由による公務員宿舎の損傷により事業者に発生した増加費用及び損害は、国が負担する。

(公務員宿舎の完成遅延による違約金)

第36条 第32条第4項の規定による公務員宿舎完成確認書の交付が本件宿舎入居予定日より遅延した場合には、事業者は、本件宿舎入居予定日から公務員宿舎完成確認書が交付された日までの間、国が国の職員のための代替住居を調達するために要した費用を、違約金として国に支

払う。

第5節 刑務所施設の完工及び維持管理・運営業務の体制整備

（事業者による刑務所施設の完成検査）

第37条 事業者は、本件運営開始予定日の2か月前までに、自らの責任及び費用負担において、建築基準法第7条に規定する完了検査と併せて、刑務所施設が要求水準等の内容を満たしていることを確認するため、国が適当と認める方法により、刑務所施設の完成検査を行う。

2 事業者は、国に対し、前項の完成検査を行う7日前までに、当該完成検査を行う旨を通知する。

3 国は、第1項の完成検査に立会うことができる。ただし、事業者は、国が立会いを行ったことをもって刑務所施設の施設整備業務に係る責任を軽減又は免除されるものではない。

4 事業者は、建築基準法第7条第5項の検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて完成検査の結果を速やかに国に報告する。

5 事業者は、自らの責任及び費用負担により行った機器・備品等の試運転の結果を国に報告する。なお、国は、試運転に立ち会うことができる。

6 事業者は、本件運営開始予定日の1か月前までに、機器・備品等の取扱いを国に説明する。

（国による刑務所施設の工事完成確認及び工事完成確認書の交付）

第38条 国は、前条第4項の報告を受けた後20日以内に、刑務所施設が要求水準等の内容を満たしていることを確認する。

2 国は、前項の確認を行った結果、刑務所施設が要求水準等の内容を満たしていないことが明らかになった場合には、事業者に対し、是正又は改善を求めることができる。当該是正又は改善に係る費用は、事業者が負担する。

3 第1項の確認は、次の各号のとおり行う。

一 国は、事業者又は工事請負人等及び工事監理者の立会いの下で確認を行う。

二 確認は、設計図書等との照合により行う。

三 その他、要求水準書等の規定に従って、設置機器の試運転等を行う。

4 国は、第1項の確認を行った後に、事業者が別紙9の工事完成図書を国に提出した場合には、事業者に対し、遅滞なく刑務所施設完成確認書を交付する。

5 事業者は、国が刑務所施設完成確認書を交付したことをもって、刑務所施設の施設整備業務に係る責任を軽減又は免除されるものではない。

（国による研修・訓練）

第39条 事業者は、国がその職員に対し、本件運営開始予定日まで実施する刑務所施設の運営に係る研修・訓練について、国に必要な協力をする。

(事業者による刑務所施設に係る維持管理・運營業務体制整備)

第 40 条 事業者は、本件運営開始予定日までに、刑務所施設に係る維持管理・運營業務に必要な体制を確保する。

2 前項の規定にかかわらず、事業者は、本件運営開始予定日の1か月前までに、別紙10の業務に必要な人員を確保し、国の職員と共に必要な訓練・研修を開始しなければならない。

(従事職員の確保等)

第 41 条 事業者は、維持管理・運營業務に従事する者(以下「従事職員」という。)のうち、刑務所施設内に立ち入って業務を行う者の名簿を本件運営開始予定日までに国に提出し、その承諾を受けなければならない。なお、当該名簿には、当該従事職員の住所、氏名、生年月日等を記載し、住民票の写し、写真、健康診断書及び有資格者にあつては、当該資格を証する書面の写しを添付しなければならない。

2 事業者は、前項の従事職員以外の従事職員の名簿を本件運営開始予定日までに、国に提出しなければならない。

3 第1項及び前項の規定は、従事職員に異動があつた場合には、異動後の従事職員について、それぞれ適用する。

4 国は、従事職員が維持管理・運營業務を行うことが不相当と認めるときは、事業者に対し、その事由を示して、交代を指示することができる。

(運營業務に係る確認書)

第 42 条 事業者は、本件運営開始予定日までに、第53条第3項の受託者等のうち、運營業務に従事する者をして、国、事業者及び各受託者等との間で、運營業務の全部又は一部についての委託に関する確認書(別途国が指定する様式による。)を締結させなければならない。なお、運營業務に従事する受託者等に変更があつた場合も同様とする。

(運営開始確認書の交付)

第 43 条 国は、刑務所施設完成確認書の交付後、事業者による維持管理・運營業務のための体制が確保されていることを確認し、事業者が自ら又は第53条第3項の受託者等をして別紙6-2(1)に規定する種類及び内容の保険に加入し、その証書の写しの提出を受けた場合には、事業者に対し、遅滞なく運営開始確認書を交付する。

2 事業者は、国が運営開始確認書を交付したことをもって、刑務所施設の維持管理・運營業務に係る責任を軽減又は免除されるものではない。

(事業者による刑務所施設の原始取得)

第 44 条 国と事業者は、国が第38条第4項の規定により刑務所施設完成確認書を交付したことにより、刑務所施設が完成したものとし、事業者が刑務所施設の所有権を原始的に取得することを確認する。

- 2 事業者は、自らの費用負担において、刑務所施設の所有権保存の登記と同時に、国への所有権移転の仮登記を行うものとし、その手続について国に協力しなければならない。
- 3 前項の仮登記は、他のいかなる担保権設定の登記より優先する順位保全効を持つものとする。

(維持管理・運営業務開始の遅延による違約金)

第 45 条 第 43 条第 1 項に規定する運営開始確認書の交付が本件運営開始予定日より遅延した場合には、事業者は、本件運営開始予定日から運営開始確認書が交付された日までの間（両端日を含む。）に応じ、別紙 14 の 1 ウ 本施設の維持管理・運営に必要な経費（修繕を含む。）の 1 年間分の金額に国の債権の管理に関する遅延利息の率（昭和 32 年大蔵省告示第 8 号）に定める率に相当する率を乗じて計算した額の違約金を国に支払う。

第 4 章 本施設の維持管理・運営

第 1 節 総 則

(運営業務に係る本契約の発効)

第 46 条 本章の各規定のうち運営業務に係る部分については、本件運営開始予定日までに次の各号の条件が成就することを停止条件としてその効力を生じる。

- 一 山口県又は美祢市が、構造改革特区法第 4 条第 8 項の規定に基づき、本事業に関する構造改革特別区域計画の認定を受けていること。
- 二 事業者及び運営業務に係る受託者等が、構造改革特区法第【 】条の規定による登録を受けていること。
- 三 その他構造改革特区法の規定に基づき、運営業務の実施に必要な手続が完了していること。

(公務員宿舎の維持管理業務の開始)

第 47 条 事業者は、第 32 条第 4 項に規定する公務員宿舎完成確認書を受領した後でなければ、公務員宿舎の維持管理業務を開始することはできない。なお、本件宿舎入居予定日の前に公務員宿舎完成確認書を受領した場合であっても、事業者は、本件宿舎入居予定日まで、公務員宿舎の維持管理業務を開始することはできない。

(刑務所施設の維持管理・運営業務の開始)

第 48 条 事業者は、第 43 条第 1 項に規定する運営開始確認書を受領した後でなければ、刑務所施設の維持管理・運営業務を開始することはできない。なお、本件運営開始予定日の前に運営開始確認書を受領した場合であっても、事業者は、本件運営開始予定日まで、刑務所施設の維持管理・運営業務を開始することはできない。

(刑務所施設の収容対象等)

第 49 条 国は、刑務所施設に別紙 11 の受刑者を収容する。収容人員は男子受刑者 500 名、女子受刑者 500 名とする。

2 刑務所施設の収容開始日は、維持管理・運営期間の開始日とする。

3 事業者は、維持管理・運営期間の開始日までに男子受刑者 125 名、女子受刑者 125 名、維持管理・運営期間の開始日から 3 ヶ月後までに男子受刑者 250 名、女子受刑者 250 名、維持管理・運営期間の開始日から 6 ヶ月後までに男子受刑者 375 名、女子受刑者 375 名、維持管理・運営期間の開始日から 9 ヶ月後までに男子受刑者 500 名、女子受刑者 500 名の収容が可能となるよう、維持管理・運營業務を実施する。

4 国は、収容対象及び収容人員を変更する場合には、事業者と協議する。

5 国は、収容対象及び収容人員を変更したことにより事業者に発生した増加費用を負担する。

(維持管理・運營業務計画書等の作成・提出)

第 50 条 事業者は、本契約締結の日から 1 か月以内に、国との協議の上、維持管理・運營業務に係る仕様書及び維持管理・運營業務計画書を作成し、国の確認を受ける。

2 事業者は、本件運営開始予定日の属する事業年度については本件運営開始予定日の 30 日前まで(公務員宿舍の維持管理業務に関しては、本件宿舍入居予定日の 30 日前まで) に、その他の事業年度については当該事業年度開始日の 30 日前までに、国と協議の上、維持管理・運營業務年間計画書を作成し、国の確認を受ける。なお、維持管理・運營業務年間計画書の記載事項については、国が定め、事業者に通知する。

3 前項の維持管理・運營業務年間計画書は、第 2 条第 4 号及び第 6 号に掲げる業務の区分に従い策定する。

4 事業者は、要求水準等に従った本施設の維持管理及び運営を行うため、維持管理・運營業務年間計画書に従って、維持管理・運營業務に係る各業務を実施する。

(業務報告)

第 51 条 事業者は、維持管理・運營業務に関する業務日誌、月次業務報告書、四半期業務報告書及び年次業務報告書(以下「業務報告書」という。) を作成し、月次業務報告書は毎月業務終了後 7 日以内に、四半期業務報告書は各四半期終了後 7 日以内に、年次報告書は事業年度終了後 14 日以内に、国に提出する。また、事業者は、業務日誌を国の閲覧に供する。

2 事業者は、前項の業務報告書のうち、業務日誌及び月次業務報告書は 5 年間、四半期業務報告書及び年次報告書は、維持管理・運営期間の終了時まで保管する。

(維持管理・運營業務に伴う近隣対策)

第 52 条 事業者は、自らの責任及び費用負担において、維持管理・運營業務を実施するに当たり合理的な範囲内の近隣対策を実施する。事業者は、国に対し、事前及び事後に近隣対策の内容及び結果を報告する。また、国は、近隣対策の実施について、事業者に協力する。

- 2 事業者は、前項の近隣対策の結果、事業者が発生する増加費用を負担する。
- 3 前項の規定にかかわらず、本施設を設置すること自体に関する近隣対策に起因する費用又は損害については国が負担する。また、本施設を設置すること自体に関する住民の反対運動、訴訟等の対応は国が行うものとする。

（維持管理・運營業務に係る第三者の使用）

第 53 条 事業者は、国の承諾を受けた場合に限り、維持管理・運營業務の全部又は一部を維持管理企業又は運営企業以外の第三者に委託することができる。

- 2 前項の規定により維持管理・運營業務の全部又は一部を受託した者が更に当該業務の一部を他の第三者に委託する場合には、事業者は、国に対し、速やかにその旨を通知し、国の承諾を受けなければならない。
- 3 第 1 項及び前項に規定する維持管理・運營業務の委託は、すべて事業者の責任において行うものとし、第 1 項及び前項に規定する受託者又は受託者から再委託を受けた者（以下「受託者等」という。）の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 4 事業者は、受託者等の責めに帰すべき事由により、国又は事業者が発生した増加費用及び損害を負担する。

（維持管理・運営期間中の保険）

第 54 条 事業者又は受託者等は、自らの責任及び費用負担において、維持管理・運営期間中（公務員宿舎については、当該維持管理業務開始時からとする。）、別紙 6 2 に規定する保険に加入しなければならない。

（報告義務）

第 55 条 事業者は、維持管理・運営期間中（公務員宿舎の維持管理業務については、当該維持管理業務開始時からとする。）、国から維持管理・運營業務の実施について報告を求められたときは、遅滞なく、国に報告しなければならない。

第 2 節 業務の実施等

（維持管理・運營業務）

第 56 条 事業者は、刑務所施設については、第 43 条第 1 項に規定する運営開始確認書が交付された日又は本件運営開始予定日のいずれか遅い日から平成 37 年 3 月 31 日まで、公務員宿舎については、第 32 条第 4 項に規定する公務員宿舎完成確認書が交付された日又は本件宿舎入居予定日のいずれか遅い日から平成 37 年 3 月 31 日まで、自らの責任と費用負担において、要求水準等に定める条件に従い、維持管理・運營業務を行う。

- 2 維持管理・運營業務について、増加費用及び損害が発生した場合における措置は、別紙 12 に

定めるもののほか、次の各号のとおりとする。

- 一 国の責めに帰すべき事由により、維持管理・運營業務について増加費用及び損害が発生した場合には、国が当該増加費用及び損害を負担する。
- 二 事業者の責めに帰すべき事由により、維持管理・運營業務について増加費用及び損害が発生した場合には、事業者が当該増加費用及び損害を負担する。
- 三 法令の変更又は不可抗力により、維持管理・運營業務について増加費用又は損害が発生した場合には、第 9 章又は第 10 章に従う。

（要求水準書の変更）

第 57 条 国は、要求水準書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ事業者と協議しなければならない。ただし、本件事業関連通達を変更したときは、直ちにこれを通知することで足りる。

（要求水準書の変更に伴う費用の負担）

第 58 条 国は、前条に規定する要求水準書の変更（事業者の責めに帰すべき事由による変更を除く。）により、維持管理・運營業務について合理的な範囲内の増加費用が発生する場合には、当該増加費用を負担し、合理的な範囲内で費用が減少する場合には、当該費用相当額を P F I 事業費から減額する。法令変更又は不可抗力を原因として要求水準書を変更する場合には、第 9 章又は第 10 章に従う。

（緊急事態の対応）

第 59 条 国は、第 64 条第 1 項に規定するモニタリングの結果、回復不可能な損害が発生し、維持管理・運營業務に著しい支障が生じる現実かつ客観的なおそれがあると認めるときは、事業者に維持管理・運營業務の全部又は一部の停止を命じた上で、当該業務を国が直接実施することができる。事業者は、国による維持管理・運營業務の実施に協力する。

2 前項の措置を講じたことにより費用及び損害が発生した場合における措置は、次の各号のとおりとする。

- 一 国の責めに帰すべき事由により、費用及び損害が発生した場合には、国が当該増加費用及び損害を負担する。
- 二 事業者の責めに帰すべき事由により、費用及び損害が発生した場合には、事業者が当該増加費用及び損害を負担する。
- 三 法令の変更又は不可抗力により、費用及び損害が発生した場合には、第 9 章又は第 10 章に従う。

（職員食堂運營業務，購買業務）

第 60 条 事業者は、職員食堂運營業務において、利用者から料金を徴収し、自らの収入として収受することができる。

- 2 事業者は、購買業務において、利用者から料金を徴収し、自らの収入として収受することができる。
- 3 事業者は、職員食堂運營業務及び購買業務を実施するに当たり、利用者から徴収する料金を変更するときは、あらかじめ国の承諾を受けなければならない。

（作業業務）

第 61 条 事業者は、維持管理・運営期間にわたり、要求水準等に従った刑務作業を提供する者（以下「作業提供企業」という。）を確保し、当該作業提供企業をして、国との間で作業契約を締結させる。ただし、事業者が、作業業務について要求水準において求められる時間数のすべてを職業訓練として提供する場合にはこの限りではない。

- 2 事業者が刑務作業の実施に必要な作業提供企業を確保できなかった場合には、別紙 13 により、P F I 事業費を減額する。
- 3 国は、第 1 項の規定により作業提供企業と締結した作業契約を解除する場合、又は当該作業契約が更新されずに終了する場合には、事業者に対し、当該作業契約終了の 90 日前までに通知する。事業者は、当該通知を受領した場合には、当該終了の時までに代替の作業提供企業を確保し、当該作業提供企業をして、国との間で作業契約を締結させなければならない。
- 4 事業者は、刑務作業の内容を変更しようとするときは、国の承諾を受けなければならない。

（本施設の修繕）

第 62 条 事業者が、維持管理・運營業務年間計画書に記載のない本施設の修繕又は設備の更新を行う場合には、あらかじめ国に対し、その内容を通知し、国の承諾を受けなければならない。

- 2 事業者は、本施設の修繕又は設備の更新を行う場合には、当該修繕又は更新について国の確認を受けるとともに、必要に応じて設計図書等に反映し、使用した設計図、完成図等の書面を速やかに国に提出する。
- 3 国の責めに帰すべき事由により、本施設の修繕又は設備の更新を行った場合には、国はこれに伴う増加費用を負担する。
- 4 国の責めに帰すべき事由により、本事業期間中に維持管理・運營業務年間計画書に定めのない本施設の修繕又は設備の更新を行う場合には、国はこれに伴う増加費用を負担する。
- 5 法令の変更又は不可抗力により、本施設の修繕又は設備の更新を行う場合には、それぞれ第 9 章又は第 10 章に従う。

（情報システムの更新）

第 63 条 事業者は、本件運営開始予定日までに、要求水準等の内容を満たす情報システムを自らの責任及び費用負担において構築し、維持管理・運営期間にわたって必要な更新を行わなければならない。

- 2 本件運営開始予定日までに、提案書類において想定した情報システムが陳腐化し、要求水準等の内容を満たさない場合には、国は、陳腐化に対応するための増加費用を負担しない。

- 3 維持管理・運営期間の開始から7事業年度経過後、情報システムが陳腐化し、要求水準等の内容を満たさない場合であって、その陳腐化が事業者の提案書類作成時には合理的に予測不可能であることを事業者が証明した場合には、その陳腐化に対応するために発生した増加費用の負担については、国と事業者の間で協議して決定する。増加費用の全部又は一部を国が負担した場合には、事業者は、その後7年間、本項の規定による協議を申し入れてはならない。

第3節 モニタリング

(モニタリング及び要求水準等未達成に関する手続)

第64条 国は、別紙13により維持管理・運営業務の各業務につきモニタリングを行う。

- 2 国は、前項に規定するモニタリングの結果、維持管理・運営業務の遂行が要求水準等（落札者が入札手続において国に提出した事業提案を含む。以下、この条及び次条において同じ。）の内容を満たさないと判断した場合には、別紙13により、各業務につき改善勧告を行う。
- 3 事業者は、要求水準等の内容を満たしていない状況を認識した場合には、直ちに国に対し、その状況及び理由並びに対応方針を報告しなければならない。

第5章 PFI事業費の支払

(PFI事業費の支払)

第65条 国は、本契約に基づく事業者の債務履行の対価として、PFI事業費を支払う。

- 2 本事業の実施に係る光熱水費は、第35条第2項に規定するものを除き、事業者の負担とする。
- 3 国は、前条第1項に規定するモニタリングの結果、要求水準等の内容を満たしていないと判断した場合には、別紙13により、PFI事業費を減額する。
- 4 国は、PFI事業費の第1回の支払日までに第43条第1項に規定する運営開始確認書を交付していない場合には、運営開始確認書を交付するまでの間、第1項の支払いを行わない。

(PFI事業費の支払い方法)

第66条 国は、別紙14により、事業者に対し、第64条第1項に規定するモニタリングの結果を通知し、事業者は、当該通知がなされた後、国にPFI事業費の請求書を提出する。

- 2 国は、PFI事業費を別紙14の支払方法により、事業者に支払う。

(虚偽報告によるPFI事業費の減額)

第67条 業務報告書に虚偽の記載があることが判明した場合には、事業者は、当該虚偽記載がなければ国が別紙13により減額し得た額を国に返還しなければならない。

(PFI事業費の改定)

第68条 金利変動及び物価変動に伴うPFI事業費の改定は、別紙14により行う。

第6章 契約期間及び契約の終了

第1節 契約期間

(契約期間終了時の本施設の検査)

第69条 本契約は、契約締結日から効力を生じ、事業期間終了日をもって終了する。

- 2 事業者は、維持管理・運営期間満了までの間、本施設の維持管理・運營業務について要求水準等の内容を満たす義務を負い、維持管理・運営期間終了日の1年から6か月前までに、必要に応じ、本施設を修繕し、設備等を更新する。
- 3 国は、維持管理・運営期間満了の6か月前に事業者へ通知を行った上、要求水準等の内容を満たしているか判断するために別途協議の上、終了前検査を行い、修繕すべき箇所があることが判明した場合には、事業者へこれを通知し、事業者は速やかにこれを修繕する。
- 4 事業者は、本契約の終了と同時に、別紙15の目的物引渡書を交付し、国に本施設の引渡しを行い、国は本施設の所有権を取得する。

(契約期間終了時の維持管理・運營業務の承継)

第70条 国及び事業者は、本契約の終了に際して、国又は国の指定する第三者に対する維持管理・運營業務の引継ぎに必要な事項の詳細について、事業期間終了日の1年前から協議を開始する。

- 2 事業者は、国又は国の指定する第三者が事業期間終了後維持管理・運營業務を引き続き行うことができるよう、前項の規定による協議において合意された事項に従い、事業期間終了日の6か月前から当該業務に関する必要な事項を説明するとともに、事業者が用いた操作要領その他の資料を提供するほか、維持管理・運營業務の承継に必要な手続を行う。
- 3 前項に規定する手続において、国又は国の指定する第三者の責めに帰すべき事由により、事業者に増加費用及び損害が発生した場合には、国は、当該増加費用及び損害を負担する。

(本施設の瑕疵担保)

第71条 国は、本施設に瑕疵があるときは、事業者に対し、国が本施設の所有権を取得した日から180日以内に限り、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補(備品にあっては交換とする。)を請求し、又は修補に代えて、若しくは修補と共に損害の賠償を請求することができる。ただし、事業者が悪意である場合、当該瑕疵が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合、又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第87条第1項に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合(構造耐力上又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)には、当該請求を行うことのできる期間は、1年間とする。

- 2 国は、本施設が前項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、前項に規定する期間内であって、

国がその滅失又は毀損を知った日から 60 日以内に前項の権利を行使しなければならない。

第 2 節 事業者の債務不履行による契約解除

(事業者の債務不履行による契約解除)

第 72 条 国は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に通知し、本契約を解除することができる。

- 一 事業者が本事業を放棄し、30 日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- 二 事業者の取締役会において、事業者に係る破産申立て、会社更生手続開始、民事再生手続開始、会社整理手続開始、特別清算手続開始その他の法令に基づく倒産法制上の手続の申立てが決議されたとき又は他の第三者(事業者の取締役を含む。)によりこれらの申立てがなされたとき。
- 三 事業者又は代表企業、構成企業若しくは協力企業が本事業又は本事業に係る入札手続に関して、重大な法令の違反をしたとき。
- 四 事業者が、業務報告書に虚偽の記載を行ったとき。
- 五 第 95 条の秘密保持義務に重大な違反があったとき。
- 六 事業者が構造改革特区法第【 】条の規定により登録を取り消されたとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、事業者が本契約に違反し、本契約の目的を達することができないと認められるとき。ただし、要求水準等を満たしていない場合の本契約終了は別紙 13 に従う。

(本施設完成前の解除)

第 73 条 本施設の完成までの間に、事業者の責めに帰すべき事由により、次の各号の事実が発生した場合には、国は、事業者に通知し、本契約を解除することができる。

- 一 事業者が、本件日程表の工事開始日を過ぎても本件工事を開始せず、国が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、事業者から合理的説明がなされないとき。
 - 二 本件運営開始予定日までに本施設が完成しないとき、又は本件運営開始予定日後、相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかに存在しないと認められたとき。
- 2 本施設の完成前に前条又は前項の規定により本契約が解除された場合の本施設の出来形部分の帰属その他解除に伴う国からの支払等については、別紙 19 の規定に従う。

(本施設完成後の解除)

第 74 条 本施設の完成後、事業者の責めに帰すべき事由により、次の各号に掲げる事実が発生した場合には、国は、事業者に対し、相当の期間を定めてこれを改善すべき旨を通知する。この場合において、相当の期間内に改善がなされないときは、事業者に通知し、本契約を解除することができる。

- 一 事業者が、連続して 30 日以上又は 1 年間に 60 日以上にわたり、要求水準等の内容に従っ

た維持管理・運營業務を行わないとき。

二 本契約の履行が困難となったとき。

三 本件運営開始予定日までに、構造改革特区法第【 】条の規定による登録を受けていないとき。

2 本施設の完成後、前条又は前項の規定により本契約が解除された場合の本施設の帰属その他解除に伴う国からの支払等については、別紙 19 の規定に従う。

第 3 節 国の債務不履行による契約解除

(国の債務不履行による契約解除)

第 75 条 国が、本契約上に従って支払うべき P F I 事業費の支払いを遅延し、事業者から催告を受けてから 60 日を経過しても当該支払義務を履行しない場合又は重要な義務違反により本事業の実施が困難となり、事業者が催告しても 60 日以内に是正しない場合には、事業者は本契約を解除することができる。

2 国、山口県又は美祢市の責めに帰すべき事由により、本件運営開始予定日までに、第 46 条各号に定める条件が成就しない場合には、事業者は、本契約を解除することができる。

3 国、山口県又は美祢市の責めに帰すべき事由により、構造改革特区法第 9 条第 1 項の規定に基づき、本事業に関する構造改革特別区域計画の認定が取り消された場合には、事業者は、本契約を解除することができる。

4 第 1 項から前項までの規定により本契約が解除された場合の本施設又は本施設の出来形部分の帰属その他解除に伴う国からの支払等については、別紙 19 の規定に従う。

第 4 節 法令変更による契約解除

(法令変更による契約の解除)

第 76 条 第 87 条第 4 項の協議を行ったにもかかわらず、法令の変更により、国が本事業の継続が困難と判断した場合、又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合には、国は、事業者と協議の上、本契約の全部を解除することができる。

2 前項の場合の本施設又は本施設の出来形部分の帰属その他解除に伴う国からの支払等については、別紙 19 の規定に従う。

第 5 節 不可抗力による契約解除

(不可抗力による契約解除)

第 77 条 第 89 条第 4 項の協議を行ったにもかかわらず、不可抗力事由が発生した日から 90 日以内に本契約の変更について合意が得られない場合には、国は、同条第 2 項にかかわらず、事業者に通知の上、本契約の全部を解除することができる。

- 2 前項の場合の本施設又は本施設の出来形部分の帰属その他解除に伴う国からの支払い等については、別紙 19 の規定に従う。

第 6 節 事業終了に際しての処置

(事業終了に際しての処置)

第 78 条 事業者は、本契約が終了した場合において、本施設内に事業者又は受託者等が所有又は管理する工事材料、機械器具、仮設物その他の物件があるときは、当該物件の処置につき国の指示に従わなければならない。

- 2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の処置につき国の指示に従わないときは、国は、事業者に代わって当該物件の処分その他の必要な処置を行うことができる。事業者は、国の処置に異議を申し出ることができず、また、国が処置に要した費用を負担する。
- 3 事業者は、本契約が解除により終了した場合において、その終了事由のいかんにかかわらず、直ちに、国に対し、本施設を維持管理するために必要なすべての資料を引き渡さなければならない。
- 4 本契約が解除により終了した場合において、国は自らの選択により、公務員宿舍の事業者の使用部分に設置されている事業者の備品を買い取ることができる。この場合の買い取り価格、条件については、国と事業者の協議により定める。

第 7 章 附帯的事業

(総則)

第 79 条 事業者は、本件土地内において、本施設の用途又は目的を妨げない限度で、国の承諾を受けて、自らの責任及び費用負担により附帯的事業として民間収益施設を設計及び建設の上その所有権を取得し、維持管理・運営を行うことができる。ただし、事業者は、民間収益施設を本施設と一棟の建物とすることはできない。

- 2 事業者は、本施設の用途又は目的を妨げない範囲で、かつ国が認めた事業計画に従い、民間収益施設を設計・建設及び維持管理・運営しなければならない。
- 3 第 1 項の事業の遂行により、第三者に与えた損害は、その原因のいかんにかかわらず、事業者が負担する。
- 4 事業者は、不可抗力により民間収益施設の設計、建設及び維持管理・運營業務に関して発生した増加費用及び損害を負担する。
- 5 事業者は、第 1 項の事業の遂行のために、第三者と契約を締結する必要がある場合には、事業者の名義及び計算でこれを締結する。
- 6 事業者は、事業期間中、国の承諾を受けずに、第 1 項の事業を中止してはならない。
- 7 事業者は、当該事業を中止する必要がある場合には、国と協議を行う。

8 事業者は、民間収益施設の譲渡及び第三者のための担保権設定を行ってはならない。

(使用目的)

第 80 条 民間収益施設として本件土地に設置することができない施設の用途は、次の各号のとおりとする。

- 一 騒音、振動、塵埃、視覚的不快感、悪臭、電磁波又は危険物等を発生又は使用する等、周囲に迷惑を及ぼすような用途
 - 二 風俗営業又はそれに類する用途、犯罪に関わる又は助長する用途、深夜営業を主とする用途、公序良俗に反する用途、その他街区の品位や価値を損なう用途
 - 三 住宅
 - 四 その他、本事業が行刑施設という公共性の高い施設の整備・運営事業であることにかんがみ、その附随的業務としてふさわしくない用途
- 2 事業者は、民間収益施設の変更（軽微なものを除く。）、事業内容の変更、又は民間収益施設について賃貸借契約若しくは事業の委託契約を締結する第三者の変更を行う場合には、あらかじめ国の承諾を受けなければならない。

(民間収益施設の完成及び事業期間)

第 81 条 本契約のうち民間収益施設に係る部分は、本契約に別段の規定がない限り事業期間終了日をもって終了する。

- 2 事業者は、本件運営開始予定日までに、民間収益施設を完成させなければならない。
- 3 本契約が終了した場合において、民間収益施設に関して必要となる諸費用及び事業者の清算に必要な費用等は、すべて事業者が負担する。

(民間収益施設のための使用許可)

第 82 条 事業者は、民間収益施設の建設を開始するまでに、本件土地のうち民間収益施設を建設する部分について、国から使用許可を受けなければならない。

- 2 事業者は、民間収益施設について国が承諾した第三者と建物賃貸借契約を締結することができる。この場合において、当該契約は、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 38 条に定める定期建物賃貸借としなければならない。貸付期間は事業期間終了日を超える期間としてはならない。
- 3 事業者は、第 1 項の規定による使用許可が取り消された場合、又は更新されなかった場合には、速やかに前項の建物賃貸借契約を終了し、すべての入居者を退去させるとともに、民間収益施設を収去しなければならない。この場合において、原状回復等に要する費用はすべて事業者の負担とする。

(国への報告義務)

第 84 条 事業者は、次の各号について、当該事業年度の半期ごとに国に報告する。

- 一 民間収益施設の運営状況に関する事項
- 二 民間収益施設の利用状況に関する事項
- 三 民間収益施設の収支状況に関する事項

(民間収益施設の業務不適正の場合の措置)

第 85 条 前条の報告により、事業者による民間収益施設の運営が第 79 条第 1 項、第 2 項及び第 80 条の規定に違反すると国が認めるとき（以下本条において「業務不適正」という。）の手續は、次の各号のとおりとする。

- 一 維持管理期間中に業務不適正が起きた場合には、国は、事業者に改善措置を講じることを通知し、改善方法及び改善期日を記した計画書及び説明書（以下「民間収益施設改善計画書」という。）の提出を求めることができる。
- 二 事業者は、民間収益施設改善計画書の内容については、国の承諾を受けなければならない。ただし、事業者は、国が民間収益施設改善計画書を承諾したことをもって、改善措置に係る責任を軽減又は免除されるものではない。
- 三 国は、民間収益施設改善計画書に従った措置によっては業務不適正を改善することができないと認めるときは、事業者に対し、民間収益施設改善計画書の修正を求めることができる。
- 四 前号の規定による請求を行っても事業者が従わない場合、又は修正された民間収益施設改善計画書に従った措置によっては業務不適正を改善することができないと認める場合には、国は、事業者に通知の上、本件土地の使用許可を取り消すことができる。
- 五 前号の規定により国が本件土地についての使用許可を取り消した場合には、事業者は、自らの費用負担において民間収益施設を収去し、使用許可の取消しにより国に発生した損害を負担する。

第 8 章 保証

(保証)

第 86 条 契約保証金は免除する。ただし、事業者は、別紙 14 の 1 ア施設の整備等に必要な初期投資費用の総額の 100 分の 10 以上の金額について、国を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、又は設計企業、建設企業及び工事監理企業の全部又は一部の者に、事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結させるものとする。

- 2 事業者は、前項の保険契約において、国を被保険者とした場合には、当該保険契約締結後速やかにその保険証券を国に提出し、事業者を被保険者とした場合には、事業者の費用負担により、その保険金請求権に別紙 19 第 1 条第 1 項に規定する違約金支払債務を被担保債務とする質権を国のために設定しなければならない。なお、履行保証保険の有効期間は、建設工事期間とする。

第9章 法令変更等

(協議及び増加費用の負担等)

第87条 事業者は、法令変更により、本契約に従った業務の遂行ができなくなった場合には、その内容の詳細及び理由を直ちに国に対して通知しなければならない。

2 事業者は、通知を発出した日以後、履行不能状況が継続する期間中、本契約に基づく履行期日における義務が法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、履行期日における履行義務を免れる。ただし、事業者は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

3 国は、PFI事業費の支払いにおいて、事業者が履行義務を免れた業務に係る費用を控除することができる。

4 国は、事業者から第1項の通知を受領した場合には、速やかに事業者と協議する。当該協議にもかかわらず、変更された法令の公布日から90日以内に本契約の変更(本件運営開始予定日の変更を含む。)について合意が得られない場合には、国は、法令変更の対応方法(本件運営開始予定日の変更を含む。)を事業者に通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。

(法令変更による増加費用・損害の扱い)

第88条 法令の変更により、施設整備業務及び維持管理・運営業務につき事業者に合理的な増加費用及び損害が発生した場合には、当該増加費用及び損害の負担は別紙16に従う。

第10章 不可抗力等

(不可抗力)

第89条 事業者は、不可抗力事由の発生により、本契約に従った業務の遂行ができなくなった場合には、その内容の詳細及び理由を直ちに国に通知しなければならない。

2 事業者は、通知を発出した日以後、履行不能状況が継続する期間中、本契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、事業者は、早急に適切な対応措置を執り、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

3 国は、PFI事業費の支払いにおいて、事業者が履行義務を免れた業務に係る費用を控除することができる。

4 国は、事業者から第1項の通知を受領した場合には、速やかに事業者と協議する。当該協議にもかかわらず、不可抗力事由が発生した日から90日以内に本契約の変更(本件運営開始予定日の変更を含む。)について合意が得られない場合には、国は、不可抗力の対応方法(本件運営開始予定日の変更を含む。)を事業者に通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。

(不可抗力による増加費用・損害の扱い)

第90条 不可抗力により、施設整備業務及び維持管理・運営業務につき事業者に合理的な増加費用及び損害(ただし、第三者に損害が発生した場合には、事業者又は受託者等が加入した保険

等により補填された部分を除く。)が発生する場合には、当該増加費用及び損害の負担は別紙17に従う。

(不可抗力に至らない事象)

第91条 事業者は、国及び事業者いずれの責に帰すべき事由によらない場合であって、不可抗力に至らない事象が発生したときは、自らの責任及び費用負担においてこれに対応し、本事業につき要求水準等を充足させる義務を負う。

2 前項の事象により、事業者が合理的な対応を行っているにもかかわらず、本契約の規定に従った業務の遂行ができなくなった場合には、事業者は、直ちにこれを国に通知する。

3 国は、前項の通知を受けた場合には、事業者と協議の上、当該事象により本事業に生じた影響を除去するために必要な猶予期間を定める。ただし、前項の通知受領後7日以内に協議が整わない場合には、国は、合理的な猶予期間を決定して事業者に通知する。事業者は、その猶予期間中に当該事象により本事業に生じた影響を除去する。

4 前項の場合には、事業者は、その猶予期間中に限り、本契約の履行義務を免れる。ただし、前項の除去に要する費用並びに、当該事象により発生した増加費用及び損害は、すべて事業者の負担とする。なお、国は、PFI事業費の支払いにおいて、事業者が履行義務を免れた業務に係る費用を控除することができる。

5 第3項の猶予期間経過後、事業者は、前項の規定により履行義務を免除された業務について不履行があった場合には、事業者は、第1項の通知に係る事象をもって、自らに帰責性がない旨の抗弁とすることはできない。

第11章 その他

(公租公課の負担)

第92条 本契約に基づく業務の遂行に関する租税は、すべて事業者の負担とする。

2 国は、事業者に対してPFI事業費に係る消費税を除き、一切租税を負担しない。

3 本事業に特定の税制の新設及び変更により、事業者の負担する税額が増加した場合には、当該増加分は国が負担する。

(財務書類の提出)

第93条 事業者は、事業期間内において各事業年度の最終日から1か月以内に、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号)第1条の2第1項に規定する大会社に準じた公認会計士の監査済財務書類及び年間業務報告書を国に提出しなければならない。

2 国は前項の監査報告及び年間業務報告書を公開することができる。

3 事業者は、半期ごとに財務書類を作成し、速やかに国に提出する。また、国が要求したときは、遅滞なく、その財務状況を報告しなければならない。

(秘密保持)

- 第 94 条** 事業者は、本事業に関して知り得たすべての情報（以下「秘密情報」という。）のうち次の各号に掲げるもの以外のものについて守秘義務を負い、当該情報を漏らしてはならない。
- 一 開示の時に公知である情報
 - 二 国が本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを承諾した情報
- 2 事業者から委託を受けた者及びその者から更に委託を受けた者による前項の違反は、事業者による違反とみなす。
- 3 事業者は、本事業の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。
- 4 事業者は、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼などを行う場合など、相手方に守秘義務を負わせた上で、当該業務に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。
- 5 前項の場合において、事業者は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用することのないよう適切な配慮をしなければならない。
- 6 事業者は、本契約締結後直ちに、事業者から本事業の全部又は一部の委託を受けた者をして、秘密情報を漏らさない旨の誓約書を国に提出させなければならない。また、事業者は、当該受託者との間で締結した委託に係る契約書の写しを当該締結後直ちに国に提出しなければならない。
- 7 事業者は、前項の受託者が更に業務の一部を他の第三者に委託する場合には、当該受託者をして、当該第三者に守秘義務を負わさなければならない。
- 8 事業者は、各従事職員をして、秘密情報を漏洩しない旨の誓約書を国に提出させなければならない。
- 9 事業者は、本事業に関して作成した各種計画書、報告書、資料その他一切の書面について、その保管場所を国に通知しなければならない。事業者は、保管場所について、国から変更その他の要求があった場合には、これに従わなければならない。

(通知)

- 第 95 条** 本契約に基づく請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、原則として書面により行わなければならない。
- 2 前項の請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、通知人たる当事者の選択により次の各号のいずれかの方法によらなければならない。
- 一 直接持参による交付
 - 二 郵送又はクーリエサービス
 - 三 ファクシミリによる通信（事後に正本を第一号又は前号の方法で交付しなければならない。）
 - 四 電子メールによる通信（事後に正本を第一号又は第二号の方法で交付しなければならない。）
- 3 本契約において要求されているか又は認められている本契約の相手方に対する通知その他の

連絡は、すべて下記の通知・連絡先にあてて行わなければ、その効力を生じない。ただし、本条に従った相手方に対する通知により、その通知・連絡先を変更することができる。

国に対する場合

住所：
部署：
ファクシミリ番号：
電話番号：
電子メールアドレス：

事業者に対する場合

住所：
部署：
ファクシミリ番号：
電話番号：
電子メールアドレス：

(本契約の変更)

第 96 条 本契約は、国及び事業者の書面による合意によつてのみ変更することができる。

(解 釈)

第 97 条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、その都度、国及び事業者が誠実に協議の上、これを定める。

2 本契約及び要求水準等の記載に齟齬がある場合には、本契約、基本協定書、要求水準書、入札説明書、入札説明書に対する質問及び回答書、提案書類の順にその解釈が優先する。

附 則

(出資者の誓約)

- 第1条** 事業者の出資者は、原則として事業期間終了日まで事業者の株式を保有するものとし、あらかじめ書面により国の同意を得た場合に限り、その全部又は一部を第三者に対して譲渡することができる。
- 2 出資者は、あらかじめ書面により国の同意を得た場合に限り、事業者の株式の全部又は一部に対して担保を設定することができる。
- 3 第1項の取扱いは、出資者間において事業者の株式の全部又は一部を譲渡しようとする場合についても同様とする。
- 4 出資者は、本契約の締結に当たり、別紙18の様式による出資者誓約書を国に対して提出する。

(融資団との協議)

- 第2条** 国は、必要と認めた場合には、本事業に関して、事業者に融資を行う融資団との間で協議を行う。国がこの協議を行う場合には、次の各号に掲げる事項を定める。
- 一 国が本契約に関して事業者に損害賠償を請求し、又は本契約を終了させる際の融資団への事前通知及び融資団との協議に関する事項
- 二 事業者の株式又は出資の全部又は一部を、出資者から第三者に対して譲渡させるに際しての融資団との間で行う事前協議に関する事項
- 三 融資団が事業者への融資について期限の利益を喪失させ、又は担保権を実行するに際しての国との間で行う事前協議及び国に対する通知に関する事項
- 四 国による本契約の解除に伴う措置に関する事項

別紙1 本件土地の表示

番号	所在	地番	地目	地積(m ²)	備考
1	山口県美祢市豊田前町 麻生下字テクノ	10番7	宅地	14,293.85	(A宅盤)
2	"	10番8	"	17,822.08	(B宅盤)
3	"	10番11	"	81,129.98	(C宅盤)
4	"	10番22	"	15,844.93	(L宅盤)
5	"	10番23	"	16,667.76	(M宅盤)
6	"	10番25	"	10,190.43	(J宅盤)
7	"	10番26	"	12,523.74	(K宅盤)
8	"	10番31	"	39,321.67	(I宅盤(東側一部を除く。))
9	"	10番32	"	22,948.97	(H宅盤(東側一部を除く。))
10	"	10番35	"	13,953.98	(G宅盤(東側一部を除く。))
11	"	10番10, 10番17, 10番19, 10番24, 10番33, 55番2, 123番2, 143番3他	公衆 用道 路等	約 35,925	

別紙 2 本件日程表

基本設計図書の提出	平成 年 月 日
実施設計図書の提出	平成 年 月 日
工事開始日	平成 年 月 日
本件宿舍入居予定日	平成 19 年 2 月 1 日
本件運営開始予定日	平成 19 年 4 月 1 日
維持管理・運営期間終了日	平成 37 年 3 月 31 日

落札者の提案に基づいて記載する。

別紙3 土地使用貸借契約

貸付人国を甲とし、借受人[]を乙とし、甲乙間において、次の条項により、土地使用貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。なお、本契約において使用される用語は、別途規定のない限り、事業契約（以下で定義する）の定義に従う。

（目的）

第1条 甲は、乙の美祢社会復帰促進センター整備・運営事業 施設の整備，維持管理及び運営に関する契約書（以下「事業契約」という。）の履行のため、次条に掲げる貸付物件を乙に無償で貸し付ける。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は次の土地（以下「本件土地」という。）とする。

	所在地	区分	数量	備考
(1)				
(2)				
(3)				
(4)				

（貸付期間）

第3条 本件土地の貸付期間は平成 年 月 日から平成 37 年 3 月 31 日までとする。

（物件の引き渡し）

第4条 甲は、本件土地を平成 年 月 日に現状のまま乙に引き渡すものとする。

（用途指定）

第5条 乙は、本件土地を、第3条の貸付期間中、事業契約に基づき、事業契約の履行に必要な範囲で使用しなければならない。

（善管注意義務）

第6条 乙は、本件土地を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。

2 第1項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をす

ることができない。

(転貸の禁止等)

第7条 乙は、次の各号の事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたとき又は事業契約に規定するときは、この限りではない。

- 一 本件土地を転貸しないこと。
- 二 本件土地の形質を大規模に変更しないこと。
- 三 本件土地を第5条に定める用途以外に使用しないこと。
- 四 本契約に基づく本件土地の使用権及びその他の権利を第三者に譲渡し、これに担保権を設定し、その他の処分を行わないこと。

2 前項の場合において、乙が事業契約の履行のために長期の資金を提供する融資団のための本件土地の使用権に担保権を設定する場合には、甲は合理的な理由なくこれを拒否しないものとし、事業契約上の乙の地位が甲の承諾に基づき第三者に譲渡される場合には、甲は、本契約上の乙の地位が事業契約上の乙の地位の承継人に譲渡されることを承諾するものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第8条 乙は、本件土地に投じた有益費又は必要費があっても、事業契約に規定するものを除き、これを甲に請求しないものとする。

(調査協力義務)

第9条 甲は、本件土地について随時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。

(甲の義務)

第10条 甲は、第3条に基づく貸付期間の満了までの間、事業契約が解除された場合を除き、本契約に基づく本件土地の使用貸借を終了しない。ただし、法令により解除される場合には、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は必要と認める場合には、本件土地のうち本件事業の実施に支障を来さない範囲内の土地について、土地使用貸借契約を解約することができる。
- 3 甲は、事業契約が解除により終了し、又は第3条に基づく貸付期間が終了するまでの間、乙以外の第三者に対して本件土地を貸し付けないものとし、また、本件土地を第三者に売却しないものとする。
- 4 甲は、前3項のほか、乙による事業契約に基づく本件事業の実施を阻害しない。

(違約金)

第11条 乙は、第7条に規定する義務に違反したときは、金 円を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項に定める違約金は、第 14 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第 12 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、相当期間の催告を行った後、本契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により本契約を解除された場合においては、甲の受けた損害を賠償しなければならない。

3 第 7 条第 1 項第 4 号に基づき本契約に基づく本件土地の使用権に担保権を設定する場合においても、当該担保権の設定が本条の規定による甲の解除権を制限するものと解してはならない。

(事業契約との関係)

第 13 条 事業契約が解除その他の理由で期間満了前に終了した場合において、本契約は事業契約の終了と同時に終了するものとする。

(損害賠償等)

第 14 条 甲又は乙が、本契約に定める義務に違反したことにより相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(本契約終了時の取扱い)

第 15 条 事業契約の終了により、本契約に基づく使用貸借が終了したときは、乙は、事業契約の規定に従い、本件土地を甲に返還しなければならない。

(契約の費用)

第 16 条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実等の義務・疑義の決定)

第 17 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に定めのない事項が生じたとき又は本契約の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲と乙の協議の上決定する。

(裁判管轄)

第 18 条 本契約に関する紛争又は訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙

別紙 4 基本設計図書

「基本設計図書」は施設整備・維持管理業務要求水準書 第 5 2 (2) 設計業務 に記載されるとおりとする。

別紙5 実施設計図書

「実施設計図書」は施設整備・維持管理業務要求水準書 第5 2 (2) 設計業務 に記載されるとおりとする。

別紙 6 保険

1. 建設工事期間中の保険 事業者又は工事請負人等は、建設工事期間中、次の要件を満たす保険に加入しなければならない。

(1) 建設工事保険

保険契約者 : 事業者又は工事請負人等
保険の対象 : 本施設の建設工事
保険期間 : 建設工事期間
保険金額(補償額): 本施設の建設工事及びその関連業務費
補償する損害 : 水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害
被保険者 : 事業者又は工事請負人等

(2) 第三者賠償責任保険

保険契約者 : 事業者又は工事請負人等
保険の対象 : 本施設の建設工事
保険期間 : 建設工事期間
てん補限度額(補償額): 事業者による提案
補償する損害 : 工事に起因する第三者の身体障害及び財物損壊が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害
被保険者 : 事業者又は工事請負人等

付記事項;

事業者又は工事請負人等は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担する。

2. 維持管理・運営期間中の保険

(1) 刑務所施設の維持管理・運営業務

事業者又は受託者等は、維持管理・運営期間中、刑務所施設に関して次の要件を満たす保険に加入しなければならない。また、保険契約は1年ごとの更新でも認めることとする。

(a) 普通火災保険

保険契約者 : 事業者又は受託者等
保険期間 : 維持管理・運営期間
てん補限度額(補償額): 本施設の再調達価格
補償する損害: 火災を含む不測かつ突発的な事故による損害
被保険者 : 事業者又は受託者等

(b) 維持管理・運營業務を対象とした第三者賠償責任保険

保険契約者 : 事業者又は受託者等

保険期間 : 維持管理・運営期間

てん補限度額(補償額): 事業者による提案

補償する損害: 維持管理・運營業務に起因する第三者の身体障害及び財物損壊が発生した
ことによる法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害

被保険者 : 事業者又は受託者等

(c) 任意自動車保険

保険契約者 : 事業者又は受託者等

保険期間 : 維持管理・運営期間

てん補限度額(補償額)及び補償する損害: 下表のとおり

被保険者 : 事業者又は受託者等

担保種目	保険金額/てん補限度額
車両	時価
対人賠償	無制限
対物賠償	無制限

- ・ 事業者又は受託者等は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担するものとする。
- ・ 事業者又は受託者等は、業務遂行上において運行管理者の故意又は重大な過失により国の職員を含む第三者に損害又は損傷を与え、又は車両の損害を生じたときは、責任をもって賠償しなければならない。
- ・ 事業者又は受託者等は、業務遂行上において第三者に対する損害又は損傷の補償及びその他必要な費用の額の決定が相当期間にわたるときは、第三者に対し応急的措置として、別途、国、事業者及び第三者が協議し決定した額を賠償額の内金払いとして、速やかに補償するものとする。
- ・ 国が、第三者に対し、損害額等の支払を行ったところにより損失を受けたときは、その損害について、事業者又は受託者等は国に対し損害賠償の責任を負うものとし、その賠償額等は双方協議により決定するものとする。

(2) 公務員宿舎の維持管理業務

事業者は、本件宿舎入居予定日から維持管理・運営期間満了まで、公務員宿舎に関して次の要件を満たす保険に加入しなければならない。また、保険契約は1年ごとの更新でも認めることとする。

(a) 普通火災保険

保険契約者 : 事業者又は受託者等
保険期間 : 本件宿舎入居予定日から維持管理・運営期間満了まで
てん補限度額(補償額): 本件宿舎の再調達価格
補償する損害: 火災を含む不測かつ突発的な事故による損害
被保険者 : 事業者又は受託者等

(b) 維持管理業務を対象とした第三者賠償責任保険

保険契約者 : 事業者又は受託者等
保険期間 : 本件宿舎入居予定日から維持管理・運営期間満了まで
てん補限度額(補償額): 事業者による提案
補償する損害: 維持管理業務に起因する第三者の身体障害及び財物損壊が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害
被保険者 : 事業者又は受託者等

3. 上記各保険以外の保険

上記保険については、事業者等が契約することを条件とする最小限度のものであり、事業者の判断に基づき、追加的な付保又は担保範囲の広い補償内容を提案することも可能である。提案された保険については、原則として提案に基づいて付保するものとし、変更する必要が生じたときは、あらかじめ国と協議しなければならない。

4. 保険証券の提示

事業者等は、保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに国に提示しなければならない。

別紙 7 工事開始前提出図書

- 1 . 施工計画書
- 2 . 全体工程表
- 3 . 現場代理人・各種技術者届
- 4 . 建設業務実施体制表
- 5 . 監理計画書
- 6 . 監理要員届
- 7 . 監理体制表
- 8 . 施工体制台帳の写し（施工体系図を含む。）
- 9 . その他必要図書

提出時の体裁，部数等については，別途国の指示するところによる。

別紙 8 施工時提出の工事書類

- 1 . 月間工事工程表
- 2 . 月間工事報告書
- 3 . 月間工事監理報告書
- 4 . その他必要図書

提出時の体裁，部数等については，別途国の指示するところによる。

別紙 9 工事完成図書

「工事完成図書」は施設整備・維持管理業務要求水準書 第 5 2 (3) 建設工事 に記載されるとおりとする。

別紙10 あらかじめ従事職員の確保を要する業務

- (1) 名籍事務支援業務
- (2) 領置事務支援業務
- (3) 施設警備業務のうち、構内外巡回警備業務及び中央監視システム業務
- (4) 収容監視業務
- (5) その他警備支援業務のうち、護送支援業務及び運動・入浴監視支援業務
- (6) 情報システム管理業務

別紙11 刑務所施設に収容する受刑者

<男子>

- (1) 刑務所への収容が初めてであること
- (2) 日本国籍を有していること又は日本国内での長期間の生活経験を有すること
- (3) 犯罪傾向が進んでいないこと
- (4) 原則として他人の生命, 身体又は精神に回復困難な犯罪被害をじゃっ起していないこと
- (5) 執行刑期がおおむね1年以上5年以下であること
- (6) 26歳以上おおむね60歳未満であること
- (7) 心身に著しい障害がないこと
- (8) 集団生活に順応できること
- (9) 引受人が定まっているなど帰住環境が良好であること
- (10) 同一の職場又は業種でおおむね3年以上就労した経験を有すること

上記のいずれの条件も満たしている者とする。

<女子>

上記(1),(2),(3)及び(7)の条件を満たしている者とする。

別紙12 運營業務における増加費用負担

	増加費用又は損害の事由	増加費用又は損害の負担者
1. 施設警備業務	事故, 盗難	国
	受刑者の逃走の対応に関して生じた増加費用	国
2. 収容監視業務	事故, 盗難	国
	受刑者の自殺, 自傷等の対応に関して生じた増加費用	国
3. その他警備支援業務	受刑者の自殺, 自傷等の対応に関して生じた増加費用	国
	受刑者の逃走の対応に関して生じた増加費用	国
4. 技術指導業務	受刑者の責めに帰すべき事由による技術指導中の事故に起因する損害	国
5. 職業訓練業務	受刑者の責めに帰すべき事由による職業訓練中の事故に起因する損害	国
6. 教育企画業務	図書等の使用が第三者の著作権を侵害していたことに起因する損害	事業者
7. 健康診断業務	業務実施中の事故に起因する損害	事業者
8. 医療関連業務	医師の医療ミスによる医療事故に起因する損害	国
	医療機器の維持管理の不備による事故に起因する損害	事業者

各事由の帰責が事業者にある場合におけるPFI事業費の減額等の取扱いについては、別紙13に従うものとする。

別紙13 モニタリング及び改善要求措置要領

[別途公表したモニタリング及び改善要求措置要領を参照のこと。]

美祿社会復歸促進センター整備・運営事業

モニタリング及び改善要求措置要領

別紙 13 モニタリング及び及び改善要求措置要領

第 1 基本的考え方

- ・ 国は、事業者が入札説明書、入札説明書に対する質問及び回答書、要求水準書、基本協定書並びに落札者が入札手続において国に提出した事業提案(以下、本別紙において「要求水準等」という。)の内容を満たすサービスの提供を行っていることを確認するため、モニタリングを実施する。
- ・ 事業者は、毎月業務日誌に基づき、月次業務報告書を作成し、国に提出するものとする。
- ・ 国は、月次業務報告書及び国が実施するモニタリングの結果、要求水準等を満たしていないと判断した場合には、「第4 PFI事業費の減額」の規定に基づいて罰則点及び減額金額を算定し、月次業務報告書が提出されてから20日以内に事業者へ通知する。
- ・ 違約金は、国から事業者への毎年度のPFI事業費に所定の割合を乗じた額とする。
- ・ 減額金額は、国から事業者への四半期ごとのPFI事業費から減額するものとする。

第 2 モニタリングの種類

1 日常モニタリング(事業者によるセルフモニタリング)

- ・ 事業者は、協力企業等が行う各業務の遂行状況について、毎日のモニタリングを実施し、業務日誌を作成する。
- ・ 事業者は、業務日誌に基づき、月次業務報告書を作成し、毎月末日から7日以内に国に提出する。
- ・ 事業者は、上記にかかわらず、本事業の運営やサービスの提供に支障を及ぼすと思われる事態が生じた場合には、直ちに国に報告することとする。

2 定期モニタリング(国によるモニタリング)

- ・ 国は、事業者から月次業務報告書を受領後7日以内に、同報告書に基づき、施設の利用可能状況及び維持管理・運營業務の水準の確認を行う。
- ・ 国は、定期的に施設内の巡回等を行い、業務の遂行状況の確認を行う。

3 随時モニタリング(国によるモニタリング)

- ・ 国は、事業者に随時報告を求めるほか、必要に応じ、国の職員が施設の巡回等を行い事業者の業務遂行状況の確認を行う。
- ・ 国は、随時モニタリングの実施に当たり、第三者の意見を聴取することができる。また、事業が長期にわたり適切に運営されているかを評価するために、専門家等による外部評価を実施し、モニタリングの参考とすることができるものとする。

第3 モニタリングの方法

1 実施期間等

モニタリングの実施期間は、事業者が作成したモニタリング実施計画書を、国が承認した時点から事業期間の終了時までとする。また、事業期間終了時において、国は、事業者から無償で譲渡を受ける施設、設備等が要求水準等の内容を満たしていることを確認する。

2 モニタリング実施計画書の作成

事業者は、事業契約締結後に作成する業務実施計画書等に基づいて、事業契約締結後1年以内にモニタリング実施計画書を作成し、国に提出する。国は、モニタリング実施計画書の受領後3ヶ月以内に内容を確認し、修正を求める場合にはその旨を事業者に通知する。

モニタリング実施計画書に記載する主な内容は次のとおりである。

- ・ モニタリングの実施時期
 - ・ モニタリングの実施体制
 - ・ モニタリングの手順
 - ・ モニタリングの内容
 - ・ モニタリングの評価基準と評価手法 等
- (当該評価手法をもって評価できない場合における代替的評価手法を含む。)

3 費用の負担

国が実施するモニタリングに係る費用は国が負担し、事業者のセルフモニタリングに係る費用は事業者の負担とする。

4 通知

国は、定期モニタリング及び随時モニタリングの実施後に、評価結果を10日以内に事業者に通知する。

第4 PFI事業費の減額

1 総論

国は、モニタリングの結果、事業者の提供するサービスが要求水準等の内容を満たしていないと判断された場合には、事業者に対して支払うPFI事業費を減額する。

PFI事業費の減額方法は次のとおりであるが、詳細は、事業契約締結後に、事業者の提案内容及びモニタリング実施計画書等に基づいて決定するものとする。なお、国が支払うPFI事業費は、本事業に係る事業者の提供するサービスに対して一体として支払うものであることから、PFI事業費の減額についても、減額対象を細分化することを行わない。

2 減額の種別及び減額金額

PFI事業費の減額は、次の2種類とする。

- ・事業者の債務不履行による違約金
- ・事業者の債務不履行による罰則点の蓄積に基づく減額

(1) 事業者の債務不履行による違約金

事業者の責めに帰すべき事由によることが明らかな次の事実が発生した場合には、事業者は国に対し債務不履行による違約金を支払う。国は、原則として当該事象が発生した支払対象期間のPFI事業費からこれを相殺し、減額したPFI事業費を支払う。

	対象となる事実	違約金の算定方法 (毎年度のPFI事業費に乗じる。)
	逃走事故の発生(ただし、逃走の罪が成立した事案に限る。)	1回の違約金 = 10% × 発生回数 (回数に応じ増加)
	暴動事故の発生(ただし、受刑者が集合して施設の全部又は一部を占拠し、暴行又は脅迫をした事案に限る。)	1回の違約金 = 10% × 発生回数 (回数に応じ増加)
	施設内(護送中も含む。)における職員、受刑者、面会人等に死亡又は重度の障害が生じる事故の発生(ただし、 を除く。)	1回の違約金 = 10% × 発生回数 (回数に応じ増加)
	受刑者の自殺事故の発生(ただし、既遂事案に限る。)	1回の違約金 = 3% × 発生回数 (回数に応じ増加)
	保安区域内における危険物、持込制限物品の発見(ただし、武器及び覚せい剤等の薬物が発見された事案に限る。)	1回の違約金 = 10% × 発生回数 (回数に応じ増加)

	対象となる事実	違約金の算定方法 (毎年度のPFI事業費に乗じる。)
	国への報告義務違反(違約金及び罰則点の対象となる事実を報告しなかった場合に限る。)	1回の違約金 = 10% × 発生回数 (回数に応じ増加)
	全部又は一部の業務の不履行(ただし、合理的な理由なく履行しなかった場合に限る。)	1回の違約金 = 10% × 発生回数 (回数に応じ増加)

発生回数は、事業期間にわたって消滅しない。

(2) 事業者の債務不履行による罰則点の蓄積に基づく減額

次の事象が発生した場合、国は、罰則点を計上し、各四半期ごとに累積状況に応じて計算した金額を、当該四半期のPFI事業費から相殺することとし、減額したPFI事業費を支払う。

ア 罰則点の対象となる事実

維持管理業務、運営業務が要求水準等の内容を満たしていない場合において、罰則点が計上される主な事実とは、次の事実をいい、詳細は事業契約締結後に、事業者の提案内容及びモニタリング実施計画書等に基づいて決定する。

対象業務の区分		罰則点が計上される主な事実
共通		<ul style="list-style-type: none"> 要求水準又は運用基準に従って業務を遂行するようセンター長又はセンター長から指示を受けた国の職員から指示を受けたにもかかわらず、指示に従わないこと。 誤った指示、指導又は指示等の懈怠により、職員、受刑者又は面会人等への傷害事故の発生
維持管理業務	建築物維持管理業務 建物設備維持管理業務 備品等管理業務 修繕業務	<ul style="list-style-type: none"> 点検の懈怠、保守管理の不備等により、職員、受刑者、面会者等への傷害事故の発生 センター長又はセンター長から指示を受けた国の職員の改善指示を受けた後に24時間以上施設、設備又は備品等を利用できないこと
運営業務	総務業務	<ul style="list-style-type: none"> 訴訟関係書類を適切に処理しなかったことによる、国又は受刑者への損害の発生 文書の紛失 個人情報や保安情報の漏えい 領置物の紛失 交通事故の発生
	収容関連サービス業務	<ul style="list-style-type: none"> 食事の未提供(100人分について1時間以上遅延することにより罰則点を積算)。 食中毒の発生

警備業務	・ 保安区域内における持込制限物品の発見
作業	・ 1日1時間以上の刑務作業の未実施 ・ 1日1時間以上の職業訓練の未実施
教育	・ 1日1時間以上の教育の未実施
医療	・ 正確な健康診断結果の未報告 ・ 1時間以内での常備薬の未提供
分類事務支援	・ カウンセリング・心理検査等の1時間以上の遅延

イ 罰則点の積算

罰則点は各事実が1回発生するごとに10ポイント計上する。

国は、日常、定期及び随時のモニタリングにより、各月ごとの罰則点を確定する。

なお、罰則点の計上は、四半期ごととし、翌四半期には持ち越さない。

ウ 罰則点を計上しない場合

次のいずれかに該当する場合には罰則点を計上しない。

- ・ やむを得ない事由により債務不履行となった場合において、かつ、国に事前に連絡があったとき
- ・ 不可抗力による事由により債務不履行となった場合。

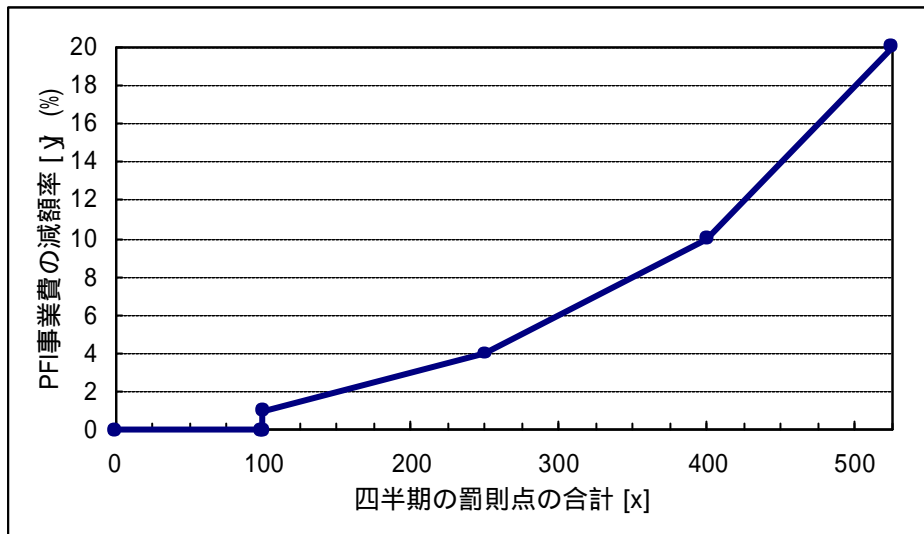
エ 罰則点の支払額への反映

国は、毎月、事業者には罰則点を通知する。

四半期ごとの罰則点の合計を計算し、下表に従って減額率を定め、減額がある場合には、減額後の当該四半期のPFI事業費の支払額を事業者には通知する。

四半期の罰則点の合計 (x)	PFI事業費の減額率 (y)
400以上	10%以上の減額(10ポイントにつき0.8%の減額) $y = \{0.08 \times (x - 400) + 10\} \%$
250~399	4%以上10%未満の減額(10ポイントにつき0.4%の減額) $y = \{0.04 \times (x - 250) + 4\} \%$
100~249	1%以上4%未満の減額(10ポイントにつき0.2%の減額) $y = \{0.02 \times (x - 100) + 1\} \%$
0~99	0% (減額なし)

罰則点とPFI事業費の減額率



(3)事業者に対する措置

違約金支払義務の発生又は罰則点の蓄積に基づく減額が各四半期のPFI事業費の一定割合を超えた場合は、支払時期となっていなくとも即座に次の措置を講じる。

ア 改善勧告

違約金支払義務が1回以上発生した場合又は累積罰則点が四半期中に250ポイントを超えた場合には、国は事業者に対して改善勧告を行う。

事業者は、改善勧告のあった日から14日以内に改善計画書を提出しなければならない。国が提出された改善計画が適切であると認めた場合には、事業者はこれに従い改善計画を実施する。この場合においても、罰則点は消滅しない。

イ 契約解除

違約金支払義務が3回以上発生した場合又は累積罰則点が四半期中に500ポイントを超えた場合には、事業契約を解除することができる。

(4)協力企業等に対する措置

ア 罰則点の各業務への配分

(3)とは別に、減額のための罰則点(違約金を換算した罰則点を含む。)の各業務への配分を行う。業務単位での配分が不明確な罰則点は事業者が申告し配分する。

なお、違約金は1%当たり10ポイントの罰則点とする。

イ 改善勧告

各業務の累積罰則点が四半期中に 100 ポイントを超過した場合には、国は、当該業務を担当する協力企業等に対する改善勧告を行う。

事業者は、改善勧告のあった日から 14 日以内に改善計画書を提示しなければならない。国が提示された改善計画書の内容が適切であると認めた場合には、事業者はこれに従い改善計画を実施する。

ウ 変更要求

国は 30 日間にわたって当該協力企業等を監視し、改善されたことが確認された場合には、当該時点で罰則点は消滅し、通常の業務を遂行する状態に戻る。改善が確認できない場合には、事業者は当該協力企業等の変更を要求する。

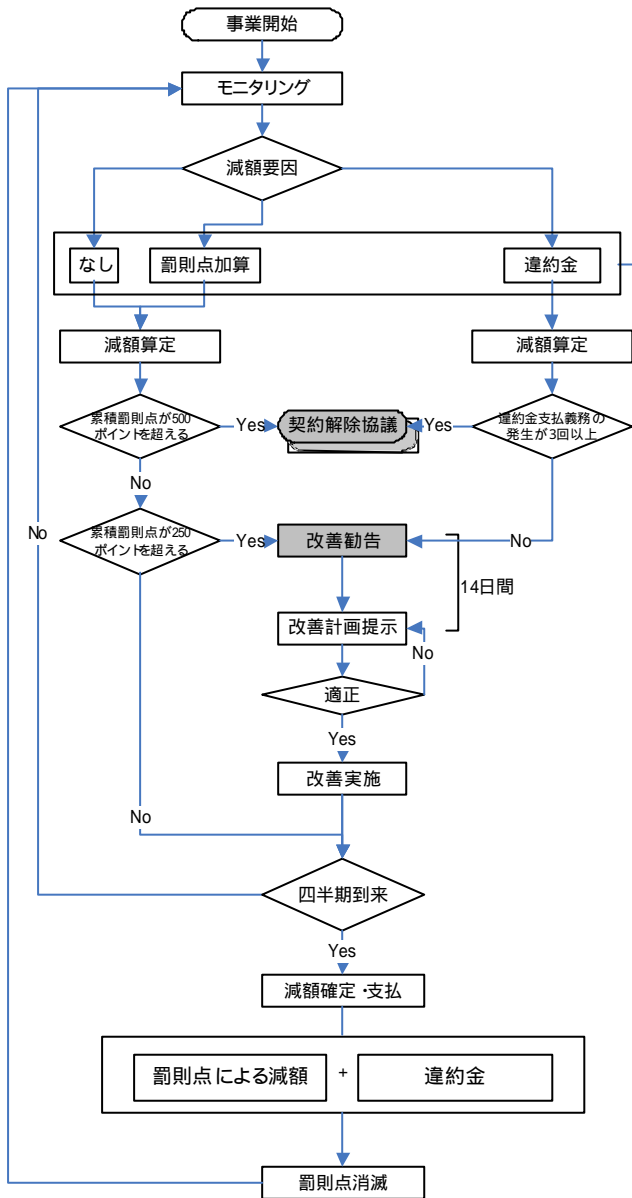
事業者は、変更要求のあった日から 14 日以内に変更計画書を提出しなければならない。提出された変更計画書の内容が適切であると認めた場合には、事業者は当該協力企業等を変更する。

国は 90 日間にわたって新たな協力企業等を監視し、改善されたことが確認された場合には、当該時点で罰則点は消滅し、通常の業務を遂行する状態に戻る。

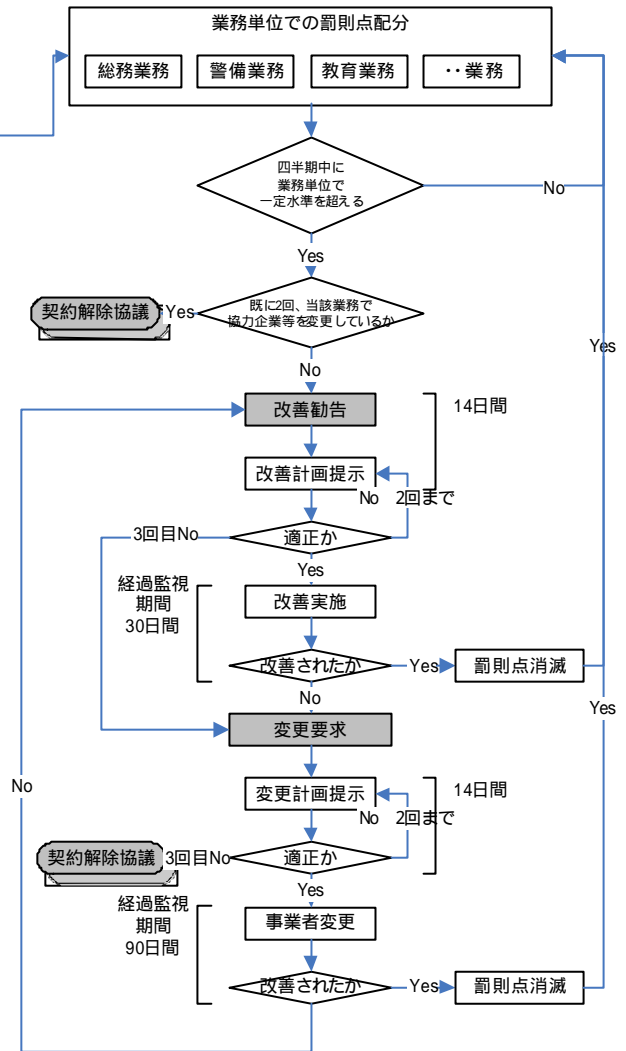
エ 契約解除

国は当該業務において既に二度協力企業等を変更している場合には、イの手続を実施せず、契約を解除することができる。

減額にかかる手続きフロー



事業者改善・変更にかかる手続きフロー



別紙 14 P F I 事業費の支払方法及び P F I 事業費の支払額の改定

[別途公表した支払方法説明書及び落札者の提案に従って記載する。]

美祿社会復歸促進センター整備・運営事業

P F I 事業費の支払方法及び
P F I 事業費の支払額の改定

別紙 14 P F I 事業費の支払方法及び P F I 事業費の支払額の改定

1 P F I 事業費の構成

P F I 事業費は、国が事業者に支払う対価であり、施設整備及び維持管理・運営業務に係る一切の対価(光熱水費等を含む。)によって構成され、一体の対価として事業者を支払われる。

ただし、職員食堂における食材費、調理費等、購買における物品の対価、通信教育の受講料など、職員、受刑者又は面会人が直接負担する費用については原則として P F I 事業費に含めない。

<対価の構成要素>

ア 施設の整備等に必要の初期投資費用

- ・設計業務費用
- ・建設業務費用
- ・工事監理業務費用
- ・設計業務及び建設業務に伴う各種調査、申請等の業務等に要する費用
- ・事業者の開業に要する費用(公租公課、S P C 設立費用等を含む。)
- ・建設段階に要する費用(資金調達コストの一部等)

イ 初期投資に係る資金調達に伴う利息相当額

ウ 本施設の維持管理・運営に必要な費用(修繕を含む。)

2 P F I 事業費の支払方法

(1) 支払方法

ア P F I 事業費

国は、平成 19 年 7 月を第 1 回とし、平成 37 年 4 月を最終回として、年 4 回、全 72 回に分けて P F I 事業費を支払う。

各回の支払額は同一額を原則とする。

イ 消費税等

国は、P F I 事業費の 100 分の 5 に相当する金額(消費税等相当額)を P F I 事業費と併せて支払う。

ただし、モニタリングの結果を受けて P F I 事業費が減額された場合や金利や物価の変動等に伴い P F I 事業費が増減した場合には、増減後の P F I 事業費の 100 分の 5 に相当する金額(消費税等相当額)を支払う。

(2) 支払手続

国は事業者に当該四半期の支払額を通知し、事業者は、支払額の通知を受領後速やかに国に請求書を送付し、国は請求を受けた日から 30 日以内に P F I 事業費を支払う。

3 P F I 事業費の改定

(1) 初期投資の資金調達に伴う利息相当額の金利変動に伴う改定

入札時に使用する基準金利と平成 18 年 7 月 1 日（金融機関の営業日でない場合は、その前営業日）の基準金利に差が生じた場合には、1 イの初期投資に係る資金調達に伴う利息相当額を改定する。改定後の基準金利は午前 10 時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)として Telerate17143 ページに掲載されている 6 か月 LIBOR ベース 15 年物及び 20 年物(円/円)金利スワップレートより加重平均にて算出した 19 年物の理論値とする。なお、金融機関による上乗せ金利（スプレッド）については、入札時に提案された利率とし、改定の対象としない。

(2) 物価変動に伴う改定

ア 対象となる費用

1 ウの本施設の維持管理・運営に必要な費用(修繕を含む。)

イ 改定時期

物価変動を踏まえた対価の改定時期は、次のとおりとする。

- ・ 改訂指標の評価：毎年 6 月 1 日現在で確認できる指標
- ・ 対価の改定：原則として翌年度 4 月 1 日以降の本施設の維持管理・運営に必要な費用(修繕を含む。)の支払いに反映

なお、第 1 回目の支払いについては、事業契約締結日の属する年度 6 月 1 日と平成 18 年度 6 月 1 日現在で確認できるの指標により対価の改定を行う。

ウ 改定方法

前回改定時の指標に対して、現指標が 3 ポイント以上変動した場合には、本施設の維持管理・運営に必要な費用(修繕を含む。)の改定を行う。

- ・ 改定率
「企業向けサービス価格指数」 - その他諸サービス
(物価指数月報・日銀調査統計局)

・ 計算方法

初年度に支払われる対価を基準額とし、次の算定式に従って年度ごとに対価を確定する。なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$AP_p = AP_q \times (CSPI_{p-1} / CSPI_{q-1}) \quad \text{ただし} \quad |CSPI_{p-1} - CSPI_{q-1}| \leq 3$$

<条件>

p : 当該年度

q : 前回改定年度 (改定がない場合は初年度)

AP_p : p年度のA業務の対価

AP_q : q年度のA業務の対価

$CSPI_{p-1}$: (p-1)年度の価格指数

$CSPI_{q-1}$: (q-1)年度の価格指数

<計算例>

前回物価改定時 (又は初回支払時) である平成19年度の支払額が100万円、平成18年度の指数が90で、平成22年度の指数が108の場合:

平成23年度改定率 (平成22年度の物価反映)

$$= \text{平成22年度指数} [108] \div \text{平成18年度指数} [90] = 1.2$$

平成23年度の対価

$$= \text{平成19年度の対価} [100 \text{万円}] \times 1.2 = 120 \text{万円}$$

CSPI : Corporate Service Price Index (企業向けサービス価格指数)

4 減額措置

モニタリングの結果、要求水準の内容を満たしていないことが明らかとなったときは、別紙13「モニタリング及び改善要求措置要領」により支払額の減額等を行う。

5 入札価格と落札価格の関連

入札価格は、入札書に記載された金額をもって落札価格とする (消費税等を含まない。)。

初期投資の資金調達に伴う利息相当額については、平成18年7月1日時点で基準金利の確定を予定していることから、入札時には平成17年1月7日午前10時現在の東京スワップレファレンスレート (TSR) として Telerate17143 ページに掲示されている6か月 LIBOR ベース 20年物 (円 / 円) 金利スワップレートを使って算定する。

6 その他

本事業が、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資(無利子融資，低利子融資)の対象事業となる場合には，入札参加者は当該融資を利用することを前提として入札することは可能であるが，入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし，国は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

なお，当該融資制度の趣旨は，入札参加者の事業提案喚起及び落札された事業の安定性向上にあることから，当該融資を事業提案に織り込む場合には，民間金融機関と同様の金利を前提として資金計画を立て，金利差分は計画外の事業者の収入とすることとしているので，この点に留意して事業提案を検討すること。

また，当該融資制度の詳細，条件等については，入札参加者が直接同行に問い合わせること。

目的物引渡書

平成 年 月 日

様

事業者 住所
名称
代表者

美祢社会復帰促進センター整備・運営事業 施設の建設，維持管理及び運営に関する契約書第60条第6項の規定に基づき，下記のとおり施設を引き渡します。

記

工事名		
工事場所		
施設名称		
引渡年月日		
立 会 人	国	
	事業者	

[事業者名称] 様

上記のとおり，平成 年 月 日付で施設の引渡しを受けました。

別紙 16 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、次の1及び2のいずれかに該当する場合には国が負担し、それ以外の法令の変更については事業者が負担する。

- 1 矯正施設の整備，維持管理及び運営に関する法令の変更。ただし，当該法令のうち，事業者が本件事業以外の事業を実施する場合であっても適用のあるものを除く。
- 2 日本における消費税の範囲変更及び税率変更に関するもの並びに本事業に特定のな税制の新設及び変更。

別紙 17 不可抗力による増加費用及び損害の負担

(1) 建設工事期間

建設工事期間中に不可抗力が生じた場合には、本施設整備につき事業者が生じた増加費用額及び損害額が同期間中の累計で、別紙 14 の 1 ア施設の整備等に必要初期投資費用の総額の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については国が負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合には、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除する。

(2) 維持管理・運営期間

維持管理・運営期間中に不可抗力が生じた場合には、事業者が生じた増加費用額及び損害額が、当該不可抗力が発生した事業年度中の累計で、別紙 14 の 1 ウ本施設の維持管理・運営に必要な費用（修繕を含む。）の 1 年間分の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については国が負担する。ただし、事業者が不可抗力により保険金を受領した場合には、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除する。

法務大臣 殿

出 資 者 誓 約 書

国及び [](以下「事業者」という。)間において、本日付けで締結された美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 施設の建設、維持管理及び運営に関する契約(以下「本契約」という。)に関して、出資者である [], [] 及び [](以下「当社ら」という。)は、本日付けをもって、国に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本出資者誓約書において用いられる用語の定義は、事業契約に定めるとおりとします。

記

1. 事業者が、平成 [] 年 [] 月 [] 日に商法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. 事業者の本日現在における発行済株式総数は [] 株であり、うち [] 株を [] が、 [] 株を [] が、及び [] 株を [] が、それぞれ保有していること。
3. 事業者の本日現在における株主構成は、落札者である株主により全議決権の2分の1を超える議決権が保有され、かつ、落札者の代表企業である [] の議決権保有割合が株主中最大となっていること。
4. 事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合には、当社らは、これらの発行を承認する株主総会において、前項に記載の議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮した上、その保有する議決権を行使すること。
5. 事業者が本契約に基づく事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は同株式に担保権を設定する場合には、あらかじめその旨を国に対して書面により通知し、国の書面による承諾を受けた上で行うこと。また、担保権設定契約書及び融資契約書の写しをその締結後速やかに国に対して提出すること。

6. 前項に規定する場合を除き、当社は、本契約の終了までの間、事業者の株式を保有するものとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併・会社分割等による包括承継を含む。）を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部を譲渡する場合においても、国の事前の書面による承諾を受け手行うこと。
7. 当社らが、本件事業に関して知り得たすべての情報について守秘義務を負い、国の事前の書面による承諾を受けた場合を除き、当該情報を第三者に開示しないこと。

住所

代表取締役

印

住所

代表取締役

印

住所

代表取締役

印

第 1 章 事業者の責めに帰すべき事由による解除

(本施設完成前の解除)

- 第 1 条** 本施設の完成前に本契約本文第 72 条又は第 73 条第 1 項の規定により本契約が解除された場合には、事業者は、国に対して、別紙 14 の 1 ア(施設の整備等に必要初期投資費用)の総額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として国の指定する期間内に支払う。国は、第 86 条に基づく履行保証保険の保険金が支払われた場合には、当該保険金を当該違約金の支払いに充当する。
- 2 国は、本施設の出来形部分が存在する場合には、検査の上、検査に合格した出来形部分の買受代金を支払い、その所有権を取得する。買受代金額は、融資金融機関からの総借入額に、解除時点における本施設の出来高割合を乗じた金額とする。この場合において「総借入額」とは、事業者の提案した融資金融機関からの借入額のうち、本施設の整備に充当することを目的としている部分(借入の時期を問わない。)とし、「融資金融機関」とは、事業者の株主以外の者であって、事業者に貸付けを行う者とする。以下本別紙において同じ。
- 3 国は、前項の買受代金を、別紙 14 の支払方法と同様の方法による分割払い又は一括払いにより支払うことができる(ただし、国と事業者が別途協議して定めることを妨げるものではない。以下本別紙において、同じ。)なお、当該買受代金を分割で支払う場合には、別紙 14 の 3(1)により決定される基準金利に入札時に提案されたスプレッドを加えた金利(以下「適用金利」という。)を上限とした金利を付する。
- 4 第 1 項の規定は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、国は、増加費用及び損害が発生した場合において増加費用及び損害の額が同項の違約金の額を超えるときは、その超過額について事業者に損害賠償を請求することができ、第 2 項の買受代金と当該損害賠償の請求額を対当額で相殺することができる。
- 5 第 1 項に基づく解除を原因として、事業者に利益が発生した場合には、当該利益の取扱いについて、国は、事業者に協議を申し入れることができる。

(本施設完成後の解除)

- 第 2 条** 本施設の完成後に本契約本文第 72 条又は第 74 条第 1 項の規定により本契約が解除された場合には、国は、当該解除の時点における融資金融機関の貸付残高の 100 分の 95 に相当する金額を事業者に支払い、本施設の所有権を取得する。
- 2 国は、前項の金額を、別紙 14 の支払方法と同様の方法による分割払い又は一括払いにより支払うことができる。なお、分割で支払う場合には、適用金利を上限とした金利を付する。
- 3 第 1 項の規定は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、国は、増加費用及び損害が発生した場合において増加費用及び損害の額が同項の金額を超えるときは、その超過額について事業者に損害賠償を請求することができ、同項の金額と当該損害賠償の請求額を対当額で相殺す

ることができる。

- 4 国は、第1項の規定により本施設を買い受ける場合において、要求水準等の内容を満たしているかを判断するために別途協議の上、終了前検査を行う。国は、検査の結果、本施設が要求水準等の内容を満たしていない場合には、事業者に対し、本施設の修繕又は設備等の更新を求めことができ、事業者は速やかに修繕し、設備等を更新するものとする。当該修繕又は設備の更新等に係る費用は、事業者が負担する。
- 5 事業者は、国又は国の指定する第三者に対する維持管理・運營業務の引継ぎに必要な協力を行う。当該協力に係る費用は、事業者が負担する。
- 6 第1項の規定に基づく解除を原因として、事業者に利益が発生した場合には、当該利益の取扱について、国は、事業者に協議を申し入れることができる。

第2章 国の責めに帰すべき事由による解除

(本施設完成前の解除)

第3条 本施設の完成前に本契約本文第75条の規定により本契約が解除された場合には、国は、事業者に対し、当該解除により事業者が発生した増加費用及び損害を負担する。

- 2 前項の場合において、国は、本施設の出来形部分が存在する場合には、検査の上、検査に合格した出来形部分の買受代金を支払い、その所有権を取得する。
- 3 国は、前項の買受代金を、別紙14の支払方法と同様の方法による分割払い又は一括払いにより支払うことができる。なお、分割で支払う場合には、適用金利を付する。
- 4 第2項の規定は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、事業者は、増加費用及び損害が発生した場合において、増加費用及び損害の額が同項の金額を超えるときは、その増加額について国に請求することを妨げるものではない。
- 5 第1項の規定に基づく解除を原因として、事業者に利益が発生した場合には、当該利益の取扱について、国は、事業者に協議を申し入れることができる。

(本施設完成後の解除)

第4条 本施設の完成後に本契約本文第75条の規定により本契約が解除された場合には、国は、事業者に対し、当該解除により事業者が発生した増加費用及び損害を負担する。

- 2 前項の場合において、国は、第4項又は第5項の買受代金を支払い、本施設の所有権を取得する。
- 3 国は、買受代金を別紙14の支払方法と同様の方法による分割払い又は一括払いにより支払うことができる。
- 4 一括払いの場合における買受代金は、次の各号の金額を加えた額とする。
 - 一 融資金融機関及び事業者の株主からの貸付元本残高総額に対し、当該元本残高総額に別紙14の支払方法に従って適用金利を付したものの総和を合理的な割引率により割り戻した現在価値を加えた金額。

二 事業者の株主の事業者に対する出資総額に対して事業者が提案した配当金の事業期間の残存期間分の総額を合理的な割引率により割り戻した現在価値を加えた金額。

- 5 別紙 14 の支払方法による分割払いの場合における買受代金は、融資金融機関及び事業者の株主からの貸付元本残高総額に事業者の株主の事業者に対する出資総額を加えた金額とし、貸付元本残高総額については別紙 14 の支払方法に従って適用金利を付し、出資総額については各年度について事業者が提案した配当金を加えた金額とする。
- 6 第 2 項、第 4 項及び前項の規定は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、事業者は、増加費用及び損害が発生した場合において増加費用及び損害の額が同項の金額を超えるときは、その超過額について国に損害賠償を請求することを妨げるものではない。
- 7 国は、第 2 項の規定により本施設を買い受ける場合において、要求水準等の内容を満たしているかを判断するために別途協議の上、終了前検査を行う。国は、検査の結果、本施設が要求水準等の内容を満たしていない場合には、事業者に対し、本施設の修繕又は設備等の更新を求めることができ、事業者は速やかに修繕し、設備等を更新するものとする。当該修繕又は設備の更新等に係る費用は、事業者が負担する。
- 8 事業者は、国又は国の指定する第三者に対する維持管理・運營業務の引継ぎに必要な協力を行う。当該協力を要した費用は、国が負担する。
- 9 第 1 項に基づく解除を原因として、事業者に利益が発生した場合には、当該利益の取扱について、国は、事業者に協議を申し入れることができる。

第 3 章 法令変更・不可抗力による解除

（本施設完成前の解除）

第 5 条 本施設の完成前に本契約本文第 76 条又は第 77 条の規定により本契約が解除された場合において、国は、本施設の出来形部分が存在する場合には、検査の上、検査に合格した出来形部分の買受代金を支払い、その所有権を取得する。

- 2 国は、前項の金額を、別紙 14 の支払方法と同様の方法による分割払い又は一括払いにより支払うことができる。なお、分割で支払う場合には、適用金利を上限とした金利を付する。
- 3 第 1 項の規定に基づく解除を原因として、事業者に利益が発生した場合には、当該利益の取扱について、国は、事業者に協議を申し入れることができる。

（本施設完成後の解除）

第 6 条 本施設の完成後に本契約本文第 76 条又は第 77 条の規定により本契約が解除された場合には、国は、第 3 項又は第 4 項の買受代金を支払い、本施設の所有権を取得する。

- 2 国は、買受代金を、別紙 14 の支払方法と同様の方法による分割払い又は一括払いにより支払うことができる。
- 3 一括払いの場合における買受代金は、次の各号の金額を加えた額とする。
 - 一 融資金融機関及び事業者の株主からの貸付元本残高総額

二 事業者の株主の事業者に対する出資総額

- 4 別紙 14 の支払方法による分割払いの場合における買受代金は、融資金融機関及び事業者の株主からの貸付元本残高総額に事業者の株主の事業者に対する出資総額を加えた額とし、貸付元本残高総額については別紙 14 の支払方法に従って適用金利を上限とした金利を付し、出資総額については解除時点の事業期間の残存期間と同じ又は最も近似する満期期間の日本国債の金利を付する。
- 5 事業者が既に維持管理・運営業務を開始している場合において、事業者が維持管理・運営業務を終了させるために要する費用（金融費用を含む。）があるときは、国は当該費用を事業者に支払う。なお、支払方法は、国と事業者が協議にして定める。
- 6 国は、第 1 項の規定により本施設を買い受ける場合において、要求水準等の内容を満たしているかを判断するために別途協議の上、終了前検査を行う。国は、検査の結果、本施設が要求水準等の内容を満たしていない場合には、事業者に対し、本施設の修復又は設備等の更新を求めることができ、事業者は速やかに修繕し、設備等を更新するものとする。当該修繕又は設備の更新等に係る費用は、事業者が負担する。ただし、法令変更に起因して必要となる修繕又は更新に係る費用については、別紙 16 の区分に従い、不可抗力に起因して必要となる修繕又は更新に係る費用については、別紙 17 の区分に従い、それぞれ国又は事業者が負担する。
- 7 事業者は、国又は国の指定する第三者に対する維持管理・運営業務の引継ぎに必要な協力を行う。当該協力を要した費用は、国が負担する。
- 8 第 1 項の規定に基づく解除を原因として、事業者に利益が発生した場合には、当該利益の取扱について、国は、事業者に協議を申し入れることができる。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問 No.	資料名	頁	質問	回答
1	入札説明書	1	BOT方式であることの認識を共有しておきたいのですが、BOT方式の場合ただ施設の所有権がどちらにあるかということだけでなく、施設を介したサービスの提供が事業であるという認識でよろしいでしょうか。例えば「サービス」に対して対価が支払われるのであれば、長期修繕をどのように行うかについての裁量はSPC側にあると考えますし、要求水準を満たしていれば手法は問われない(アウトプット主義)ということだと考えております。審査も要求水準を満たせるかどうかという観点での審査であって、素材の仕様や原価等は問われないということだと考えます。	御理解のとおりです。
2	入札説明書	1	当事業はBOT方式となっておりますが、事業期間中の水光熱費は国、事業者のどちらの負担となりますでしょうか。リスク分担(案)では、「一定の範囲までの増加分は事業者が負担し、それを超える部分については国が負担する」とありますが、「一定の範囲」とは、どの様に設定されるのでしょうか。	同一要求水準内においては、SPCの負担となります。
3	入札説明書	1	・20年後に国に所有権を移転した際の、従事者の身分はどうか？	本事業の対象外です。
4	入札説明書	1	事業期間終了後の無償譲渡に絡み、建物等は耐用年数(法償償却期間)が事業期間を超えることが考えられますが、その場合の会計処理としては、最終事業年度に残存簿価を除却するのではなく、売買とされるリース取引と見なし、各事業年度に割賦原価を計上する方法を採用しても良いでしょうか。	契約書(案)を御確認の上、各事業者において判断してください。
5	入札説明書	1	実施方針等に関する意見回答で、PFI事業用資産の減価償却相当額が事業期間中にすべて費用計上できるか否かについて関係当局と協議されるようになっていましたが、その後可否についての協議はいかがでしょうか。	契約書(案)を御確認の上、各事業者において判断してください。
6	入札説明書	1	SPCは事業期間終了後に施設・設備を国に無償で譲渡することが定められていますが、財務会計上、SPCの事業用資産の取得価額全額を減価償却費として事業期間内に費用計上することが認められるとした場合、税務会計上も損金算入が可能でしょうか。	契約書(案)を御確認の上、各事業者において判断してください。
7	入札説明書	1	設備、什器・備品について、無償譲渡による損失を考慮すると、事業期間終了間際の再投資・購入が難しくなることが考えられますが、安定した運営を行うという観点から、一部の資産について有償での譲渡をご検討いただけませんかでしょうか。	すべて無償での譲渡となります。
8	入札説明書	3	「要求水準書」には性能規定と仕様規定が混在していますが、事業期間の途中で、仕様規定部分の変更で経済効率性の向上が期待できる場合、事業者が申し出れば、18年の間に要求水準の変更に応じていただけるのでしょうか？ 例-1; 収容監視を2人1組・・・人と同等以上の能力(監視、判断、行動、等)を持つ「ロボット」に変更 例-2; <通行証等>リード・オンリー型を採用・・・個人識別を、所持する「電子タグ」から、「生体情報」に変更	現時点においては想定していません。
9	入札説明書	3	設計の期日と施工の期日など、スケジュールは明確化されますか。	事業者の提案によります。
10	入札説明書	3	予期せぬ事態が生じた場合には、工期延長の協議ができますか。(EX.事前の近隣調整未了における工事中断などが発生した場合)	契約書(案)を御確認願います。
11	入札説明書	3	基準金利を、SPCが資金調達しやすい金利及び決定のタイミングとすることは可能でしょうか。具体的には、基準金利を、従来の金融慣行に従ってTokyo Interbank Offered Rateとすることは可能でしょうか。また、事業者が借入金利を固定化することは、SPCの収支を安定させる上で不可欠であることから、金利決定のタイミングを事業契約締結時又は施設完工時とすることは可能でしょうか。原則的に、事業契約期間に亘るキャッシュフローが確定しない段階では、事業者の借入金利を固定化することは困難であり、事業契約締結以降でない、キャッシュフローは確定しません。また、従来のPFI事業と同様に、Tokyo Swap Reference Rateを基準金利とする場合は、その理由をご教示ください。	契約書(案)を御確認願います。
12	入札説明書	3	回答の公表を希望しない質問の機会を与えていただけませんか。	おって御回答いたします。
13	入札説明書	3	「5月下旬事業契約締結」とありますが、一方、19ページ18(2)では「落札決定後2ヶ月以内に事業契約を締結しなければならない」とあります。どちらが正でしょうか？	5月下旬を予定しています。
14	入札説明書	3	SPCとの事業契約の締結がここでは5月下旬となっておりますが、19ページにおいては落札決定後2ヶ月以内となっております。どちらが実態に近いものとなりますでしょうか。	5月下旬を予定しています。
15	入札説明書	4	SPCは国の承諾を受けて有償により自らの収益に資する業務を実施することができる、とありますが、当該業務を実施するか否かの検討はあくまでSPCの判断に委ねられるものであり、これに関連し、今般要求水準書に示された業務において、国からSPCに対し独立採算での実施を要求する業務の指定はない(全ての業務がサービス購入型の対象)との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
16	入札説明書	4	「構成企業には(ウ)建設業務、(エ)施設警備業務、収容監視業務及びその他警備支援業務、(オ)情報システム管理業務の業務に携わる企業が含まれること」とありますが、例えば建設業務を複数者による建設JVで実施する場合、JVを組成する全ての建設会社がSPCに出資する構成員となる必要はなく、JVの幹事建設企業或いはいずれか一社が構成員になれば良いとの認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
17	入札説明書	4	「構成企業及び協力企業は、他の応募グループの構成企業又は協力企業になることはできない」とありますが、仮に競争参加資格の確認(第1次審査)で失格とされた応募グループに属していた構成企業及び協力企業については、1次審査通過応募グループの構成企業及び協力企業にはなれないとの認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問 No.	資料名	頁	質問	回答
18	入札説明書	4	構成企業又は協力企業の変更等について、法務省から指名停止措置を受けた場合が、やむを得ない事情に該当するのでしょうか。該当しないのであれば、どのようなケースが該当するのでしょうか。	契約書(案)を御確認願います。
19	入札説明書	4	代表企業、構成企業、協力企業のいずれかが同項に定める共通の資格要件を満たさない状況が発生した場合は応募グループ全体が失格となるのでしょうか?それとも、失格企業以外の、資格要件を満たす残存企業での存続が可能となるのでしょうか?	契約書(案)を御確認願います。
20	入札説明書	6	設計企業との3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書類としては、健康保険証の写しを添付すれば宜しいでしょうか?	差し支えありません。
21	入札説明書	6	「配置予定技術者が国家公務員である場合には」「地方公務員の場合では」との記述がありますが、設計業務において公務員が業務を行うとは、具体的にどのようなケースでしょうか?	入札説明書のとおりです。
22	入札説明書	6	複数の設計企業がJVを組成し参加表明する形態において、参加資料提出時点に各社間の設計業務分担が精査出来ない場合には、各社から各業務につき主任担当技術者を選出したかたちで参加表明することは可能でしょうか?	差し支えありません。
23	入札説明書	7	類似業務として列挙されている対象施設(庁舎、研究施設、研修施設、社会福祉施設、医療施設)を国又は地方公共団体が公共施設管理者となりPFI事業で整備した場合における当該設計業務は、国又は地方公共団体の施設での実績との認識で宜しいでしょうか。	差し支えありません。
24	入札説明書	7	類似業務として列挙されている対象施設(庁舎、研究施設、研修施設、社会福祉施設、医療施設)を独立行政法人(国立大学等)が公共施設管理者となりPFI事業で整備した場合における当該設計業務は、国又は地方公共団体の施設での実績との認識で宜しいでしょうか。	差し支えありません。
25	入札説明書	7	実績要件において、「RC造又はSRC造は2階以上」に対して「S造は11階以上又は31m超」と、構造により規模に大きな差があります。この差の理由は何でしょうか?	原則として、RC造又はSRC造の実績を求めており、S造については、高層の実績のみとするものです。法務省が発注する工事と同様な条件です。
26	入札説明書	8	工事監理企業との3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書類は具体的にどのようなものなのでしょうか?	健康保険証等で証明願います。
27	入札説明書	9	建設業務に携わる企業の参加資格要件として「...工事区分「建築一式工事」、「電気工事」又は「管工事」に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。」とありますが、建設会社が一括してSPCから工事を請け負い、電気・管工事については有資格企業に発注をする形態においても、SPCから発注を受ける建設会社が電気・管工事の資格を有しなればなりませんか。	御理解のとおりです。
28	入札説明書	9	建設業務に携わる企業の参加資格要件について、(ア)建築工事(イ)電気設備工事(ロ)機械設備工事をそれぞれ個別の企業が請負う場合、各々が担当する工事についての点数を満たしていればよろしいと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
29	入札説明書	9	建設企業の施工実績の「類似工事」の内容が様式集の様式18の「工事概要/建物用途」の表現と一致しませんが、入札説明書が正しいとの認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
30	入札説明書	10	「平成6年4月1日以降に、ウ(ア)の要件を満たす同種又は類似の新築工事を・・・」とありますが、1棟の新築工事で既存施設がある場合は、契約名称が増築工事となっているものや、規模的に新築工事と何ら変わらない増築工事もあります。その場合、工事床面積が2000㎡以上あれば、新築工事に含まれると理解してもよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
31	入札説明書	10	建設企業との3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書類は具体的にどのようなものなのでしょうか?(同項オ(イ)d、(ウ)dも同様)	健康保険証等で証明願います。
32	入札説明書	11	「なお、大規模修繕を行う場合は・・・一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。」とありますが、維持管理企業が自ら大規模修繕工事を行わず、当該業務を参加資格認定を有する建設企業に再委託する業務スキームにおいては、維持管理企業は参加資格認定を持たなくても良いとの解釈で宜しいでしょうか。	大規模修繕工事を参加資格認定を有する建設企業に再委託する場合には、維持管理企業は法務省の平成15・16年度における工事区分「建築一式工事」、「電気工事」又は「管工事」に係わる一般競争(指名競争)参加資格認定を持たなくても差し支えありません。
33	入札説明書	12	「競争参加資格確認後は、構成企業又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は認めない。」とありますが、参加表明書提出期間中においては、提出後も構成企業及び協力企業の変更・追加、予定業務の変更は可能なのでしょうか。	契約書(案)を御確認願います。
34	入札説明書	16	「(2)契約保証金 免除する。」について、履行保証保険を締結することとなっていますが、質権設定により支出負担行為担当官が実質的に確実な保証を得られることを条件に、これを公共工事標準請負契約約款にある金融機関等(銀行又は契約担当者等が確実と認める金融機関、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社)の保証でも該当すると解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
35	入札説明書	16	入札書提出後から開札時までの期間に法務省から指名停止措置を受けた場合、競争参加資格がなくなるとありますが、当該措置を受けた企業を除外し参加要件を満たすようになった場合は、参加資格があると認められますでしょうか。	契約書(案)を御確認願います。
36	入札説明書	18	刑務所という民間事業者には馴染みのない施設であり、また特異な運営特性を有している事業であることから、適正な入札価格を構築するうえで基準となる予定価格又はそれに準ずる指標等は公表されないのでしょうか。	公表する予定はありません。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問No.	資料名	頁	質問	回答
37	入札説明書	19	「代表企業の出資比率は出資者中最大で・・・」とありますが、事業期間全体ではなく、SPC設立時の出資比率と解釈してよろしいですか。	基本協定書(案)を御確認願います。
38	入札説明書	19	SPCの株式については、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない、とありますが、金融機関の要請がある場合、担保権の設定等は承諾いただくと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
39	入札説明書	19	今回のPFI事業では国と「特別目的企業(SPC)」との間の、基本協定書並びに契約書の原案が12/7の時点では示されていませんが、入札後に同協定書、契約書の内容を検討した結果によって、入札を辞退することは可能ですか。その場合、違約金の請求はあるのでしょうか。	基本協定書(案)及び契約書(案)を御確認願います。
40	入札説明書	19	落札者決定後、国と選定事業者間において契約協議の場は持たれるものとして考えてよろしいでしょうか?	特に予定しておりません。
41	入札説明書	20	附帯事業を行う場合の土地の賃借料又は使用料をお示し頂けるでしょうか。	賃借料等は民間精通者の意見価格、近隣の賃貸実例等により算出されますので、事業者において想定してください。
42	入札説明書	20	本件においては附帯的業務が認められておりますが、維持管理期間終了後の取り扱いはどのように考えるべきなのでしょう。	契約書(案)を御確認願います。
43	入札説明書	20	刑務所の敷地を塙で囲むことを前提に考えた場合、附帯的業務を行うとしたら、塙の外において営業を行うことが可能でしょうか。	契約書(案)を御確認願います。なお、本施設においては、外観にも十分配慮し、外塙にかわる保安構造とすることが重要です。
44	入札説明書	20	付帯的な事業として、社会復帰を促進するための就労に有用な資格を取らせる目的で、一般市民と受刑者が参加できる大学、NGOの他住民団体等が支援する専門教育機関を運営することが考えられますが、そのような場合の具体的な制約条件をご指示ください。地元企業や自治体の出資を仰いでそのような機関を刑務所の敷地内で運営可能でしょうか。	本事業の対象外です。
45	入札説明書	20	・金額設定に業務運営にかかわる労働関係法令の改正の際は別途請求の変更ができるか	契約書(案)を御確認願います。
46	入札説明書	20	事業契約が途中で解除された場合の「支払条件」についてご質問します。国の帰責及び不可抗力・法令変更により、事業契約が途中で解除された場合、国は施設を事業者より買い取り、施設整備費に相当する対価の残額(施設費対価の残額+支払い時点までの割賦手数料)を事業者を支払うと考えてよろしいでしょうか。また、事業者帰責の場合においても、同様であると考えてよろしいでしょうか。	契約書(案)を御確認願います。
47	入札説明書	20	「事業提案については、・・・その内容が一般的に適用される状態になった場合には、無償で使用できるものとする。」とありますが、国がこの「一般的に適用される状態になった」かどうかを判断するに当たり、事前に当該事業提案をなした事業者と協議を行うものとしていただけないでしょうか。	御理解のとおりです。
48	入札説明書	P6	管理技術者及び各主任技術者の資格要件は、同種業務または類似業務のどちらか一方を満たすことで宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
49	入札説明書	P6	複数名を候補とする場合も、(工)に掲げる同種又は類似の実績を有するものと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
50	入札説明書	P8	工事監理者、建築監理主任技術者及び構造監理主任技術者の実績要件について、法務省収容諸施設は認められないのでしょうか。	入札説明書記載のとおりとします。
51	施設整備・維持管理業務要求水準書	1	敷地内にある樹木及び構築物(モニュメント等)のうち、利用が困難なものについては、撤去・処分としてよろしいでしょうか	差し支えありません。
52	施設整備・維持管理業務要求水準書	4	法務省が提出している刑務作業に関する資料では「受刑者の社会性を涵養するために刑務作業を構外で実施することがある」とありますが、以前の実施方針等に関する質問回答では構外作業を行わないとありました。地域との交流、教育研修の一環として外出することは出来ますか。可能ならばどういった内容、方法とられますか。	本事業の対象外です。
53	施設整備・維持管理業務要求水準書	4	「国民や地域との共生による運営」が今回の事業の目的ですが、住民が施設を利用すること、地域雇用などの記述があるだけです。共生の考え方の中に、受刑者の社会復帰のため地域との交流を図るにあたって刑務所内外で活動を行うことを含むと理解して構いませんか。	本事業の対象外です。
54	施設整備・維持管理業務要求水準書	4	受刑者の社会復帰のために地域との交流は重要な課題だと思いますが、刑務所内外で交流を実現させるイベントや具体的な活動を企画提案する場合、それらに必要な予算はPFI事業の他に用意されていると考えて構いませんか。	本事業の対象外です。
55	施設整備・維持管理業務要求水準書	4	施設整備・維持管理業務要求水準書の施設整備の目的と前回の質疑回答には「受刑者の自律性と責任感を養う処遇を行う」とありますが、工場の作業や集会などの行事を除くとなっています。身に付ける技術や知識、資格の取得など、自らの選択や努力を促すことで本事業の社会復帰促進の目的に適合すると判断しますが、作業や教育に自主性を与えることをご検討いただけませんか。	本事業の対象外です。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問 No.	資料名	頁	質問	回答
56	施設整備・維持管理業務要求水準書	4	早期供用開始を目標とした工事期間の短縮を求められていますが、19年4月より早く供用できる提案をした場合は、評価されるのでしょうか(評価ポイントには、早期供用開始の場合の項目はありません)。	予定しておりません。
57	施設整備・維持管理業務要求水準書	5	開発許可申請は不要とありますが、これは、開発許可申請が必要となるような造成工事は行なってはいけないというご主旨でしょうか。	本事業に係る開発許可申請は、都市計画法第29条第1項第4号に規定する「国が行う開発行為」と同等と見なされる限りにおいて、不要となります。
58	施設整備・維持管理業務要求水準書	5	将来1000人増設する場合、その施設整備・運営を行う事業者はどのように選定されるのでしょうか。	本事業の対象外です。
59	施設整備・維持管理業務要求水準書	5	設計条件に記載がありませんでしたが、構造種別について、架構計画に最適な種別を自由に選定してよいのでしょうか。施設によって構造種別の限定がございますでしょうか。	自由に選定して差し支えありません。
60	施設整備・維持管理業務要求水準書	5	敷地内で、今回の事業に不要と思われるものは、国で処分の上、事業者に引き渡していただけるのでしょうか。	国は、事業者に対し、現状のまま事業用地を貸し付けます。
61	施設整備・維持管理業務要求水準書	5	敷地面積には、添付の敷地図の国が事業用地として取得する予定の概ねの範囲以外の部分も含まれていると思われそうですが、今回対象部分の面積内訳はご提示いただけないでしょうか	国が事業用地として取得する予定の概ねの範囲は、資料1の青線内部分ですが、この面積が280,622㎡と御理解ください。なお、内訳は契約書(案)を御確認願います。
62	施設整備・維持管理業務要求水準書	5	インフラ整備状況として、添付図に位置が明示されていますが、計画によっては、整備済みのインフラ設備を撤去等を行ってもよろしいでしょうか	御理解のとおりです。
63	施設整備・維持管理業務要求水準書	5	敷地面積280,622㎡の範囲をご教示ください。	国が事業用地として取得する予定の概ねの範囲は、資料1の青線内部分ですが、この面積が280,622㎡と御理解ください。なお、内訳は契約書(案)を御確認願います。
64	施設整備・維持管理業務要求水準書	5	「ア 開発行為申請は不要」とありますが、配置計画により2次造成が開発行為の必要な基準となった場合でも、今計画においては不要と理解してもよろしいでしょうか。	本事業に係る開発許可申請は、都市計画法第29条第1項第4号に規定する「国が行う開発行為」と同等と見なされる限りにおいて、不要となります。
65	施設整備・維持管理業務要求水準書	5	インターネット回線の引き込み等の指定は有りませんが、電話回線を利用するので特に光ファイバー等を引き込む必要は無いと言うことで良いですか?	事業者で自由に選択願います。
66	施設整備・維持管理業務要求水準書	6	柱状図以外の地盤調査結果(物理試験等)がございましたら、ご提示していただけますか。	提示する資料はありません。
67	施設整備・維持管理業務要求水準書	6	機能模式図においてサービス棟が一般区域になっていますが、保安区域に配置してもよろしいでしょうか	差し支えありません。
68	施設整備・維持管理業務要求水準書	6	医務棟における診察室や診療機器棟は、男女共用でよろしいのでしょうか?	御理解のとおりです。ただし、男女の動線が交錯しない工夫が必要です。
69	施設整備・維持管理業務要求水準書	7	車庫の大きさとしては、運営業務要求水準書P14にある車両を収納する大きさとしてよろしいでしょうか(尚、運営業務要求水準書参考資料にある台数と仕様とは異なっています)	車庫に収納する「官用車」及び「護送車」とは、運営要求水準書第3編74に定める車両を指します。
70	施設整備・維持管理業務要求水準書	7	サービス棟が管理事務領域(一般区域)に配置されていますが、一方で、同要求水準19頁「サービス棟仕様時間帯とセキュリティ表」の注記に「保安区域内に設置する場合は～」との表現があります。サービス棟の配置については、応募者の判断で、一般区域内、保安区域内どちらに配置しても良いとの理解でよろしいでしょうか?	御理解のとおりです。
71	施設整備・維持管理業務要求水準書	7	開放寮の施錠箇所と施錠時間帯について教示願いたい。28ページの建築性能表によれば、共同室内に便所が無く、共同便所となっており共同室は施錠せず収容者は深夜でも「収容棟内を自由に移動できる」のでしょうか。ただし「収容棟の出入口は施錠する」という運営でしょうか。	御理解のとおりです。
72	施設整備・維持管理業務要求水準書	7	半開放寮の施錠箇所と施錠時間帯について教示願いたい。27ページの建築性能表によれば、共同室内に便所が無く、共同便所となっており共同室には施錠せず収容者は深夜でも「収容棟内を自由に移動できる」のでしょうか。ただし「収容棟の出入口は施錠する」という運営でしょうか。	半開放寮には、共同室は設けません。
73	施設整備・維持管理業務要求水準書	7	釈放前指導用の訓練施設等は必要ないのでしょうか。	必要ありません。
74	施設整備・維持管理業務要求水準書	9	想定建物面積は、入札参加者の提案を拘束するものではないと記載がありますが、各棟、施設全体において上限、下限の数値はありますか。	各棟、施設全体において上限、下限の数値はありません。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問 No.	資料名	頁	質問	回答
75	施設整備・維持管理業務要求水準書	9	想定建物面積が示されておりますが、面積は建築基準法上の面積と考えてよろしいでしょうか？	国有財産法上の面積です。
76	施設整備・維持管理業務要求水準書	12	俯瞰防止のため、公園等周辺公共施設の形状等を変更することは可能でしょうか。	事業用地外の工事等については、国として回答できません。
77	施設整備・維持管理業務要求水準書	12	「電子タグ等による受刑者の位置情報の把握及びゲート管理」とありますが同様の施設において利用実績がございますか。	利用実績はありません。
78	施設整備・維持管理業務要求水準書	12	「電子タグ等による受刑者の位置情報の把握及びゲート管理」と記述がありますが、区域の境目やエリアの境目に立入を制限するために、特定のゲート装置を設置するのではなく電子錠付きの扉などを用い、入退管理が確実に実施できる方法で代替可能でしょうか。	入退出管理が確実に実施できるものであれば、代替可能です。
79	施設整備・維持管理業務要求水準書	12	刑務所内部が俯瞰されることのないよう配慮する、とありますが、刑務所のどの施設・部分が俯瞰されることをご懸念されているのでしょうか。	受刑者個人が特定され、人権が侵害されることを防止する必要があります。
80	施設整備・維持管理業務要求水準書	13	「集団面会室及び保護室は、その使用中、中央監視卓における記録（録画）を行う。」とありますが、記録（録画）する映像の秒あたりのコマ数に制限はありますでしょうか。（例えば記録（録画）はフル動画でなければならないなど）	フル動画にする必要があります。
81	施設整備・維持管理業務要求水準書	13	保安管理の監視確認において「監視卓と中央監視卓による2重のチェック・記録の保存を行う。」と記述があります。この記述の対象となるのは「収容棟内または収容棟周辺に設置されたカメラ画像」だけでなく設置されたすべてのカメラ画像（例えば外塀を監視するカメラなど）を含むと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
82	施設整備・維持管理業務要求水準書	13	保安管理の監視確認において「監視卓と中央監視卓による2重のチェック・記録の保存を行う。」と記述があります。監視卓と中央監視卓のそれぞれから記録の保存指示を出すことが可能であるという理解でよろしいでしょうか。それとも監視卓と中央監視卓それぞれで記録の保存指示を出し、同じ記録を残す（保存の2重化）という意味でしょうか。	中央監視室で保存することが必要となります。
83	施設整備・維持管理業務要求水準書	15	共同運動場の規模について、規定がありますでしょうか	ソフトボール場1面が取れ、運動会等の行事に支障がないよう計画してください。
84	施設整備・維持管理業務要求水準書	15	単独運動場のユニット当たりの設置数をご指示願います。また、規模について、規定がありますでしょうか	閉鎖ユニットに収容される受刑者が、支障がなく運動できる数を、ラジオ体操等、簡易な運動が可能なきさで設けてください。
85	施設整備・維持管理業務要求水準書	15	「入札説明書に関する説明会（第1回）議事概要」のP6において、診療所を美祿市立病院へ管理委託するとされていますが、事業者の負担で医療機器を購入するのでしょうか。その場合、導入希望の医療機器の種類、価格等を病院側と協議する機会はあるのでしょうか。	前段については御理解のとおりです。後段については現在のところ予定しておりません。
86	施設整備・維持管理業務要求水準書	15	「施設の一部が周辺住民にも利用可能となるような開かれた施設を・・・」という記述に従ったものと思われそうですが、医務に「婦人科」を併設し、地域住民に開放するとなっています。しかし、過疎化や少子化が進んでいる地域社会では運営コストに見合わないと考えられ、運営の効率化を目指すPFI事業としての主旨に合致しないように思われますが、実質的にPFI事業者として女子受刑者のための施策と捉えておいて構いませんか。	本事業の提案に関係のある質問とは考えられません。
87	施設整備・維持管理業務要求水準書	16	保安区域はバリアフリー化に配慮することとありますが、配慮する部分、満たすべき基準等がありましたら、具体的にお示しください。	基準等、特に規定はありませんので、自由に御提案願います。
88	施設整備・維持管理業務要求水準書	16	「保安区域はバリアフリー化に配慮すること」とありますが、車椅子利用者等障害のある受刑者も収容するのでしょうか？収容室・浴室内等、バリアフリーとする範囲を具体的に教えてください。	車椅子利用者等障害のある受刑者は原則として収容しません。バリアフリーの範囲については、自由に御提案願います。
89	施設整備・維持管理業務要求水準書	16	「収容棟や職業訓練の配置に当たっては、敷地全体を有効に活用しつつ、仮に将来、国がセンターの収容規模を2000人程度に増築する場合であっても効率よく整備・運営できるよう配置する。」と変更されていますが、収容棟、職業訓練棟の配置を考慮する以外に増設は考えられますか。具体的に必要な施設をお聞かせ下さい。	本事業の対象外です。
90	施設整備・維持管理業務要求水準書	16	増築予定地は、ネットフェンス等で立入り禁止の処置を取る必要がありますか。また、雑草等の敷地整備は定期的に行う必要があるでしょうか。	適切に維持管理する必要があります。
91	施設整備・維持管理業務要求水準書	19	運営業務要求水準書の21ページ（2）構内外巡回には巡回箇所は「所定」となっており場所が特定できません。また同要求水準書の22ページ2、収容監視業務においても巡回場所の特定がされていないため、受刑者控え室の巡回方法、時間帯及び頻度等について教示願いたい。また、本業務は構内外巡回業務或いは収容監視業務のどちらでしょうか。	事業者の御提案によります。
92	施設整備・維持管理業務要求水準書	21	運営業務要求水準書の21ページ（2）構内外巡回には巡回箇所は「所定」となっており場所が特定できません。また同要求水準書の22ページ2、収容監視業務においても巡回場所の特定がされていないため、待合室および廊下の巡回方法、時間帯及び頻度等について教示願いたい。また、本業務は構内外巡回業務或いは収容監視業務のどちらでしょうか。	事業者の御提案によります。
93	施設整備・維持管理業務要求水準書	22	施設整備・維持管理業務要求水準書の22ページによると巡回箇所は「単独室・共同室・脱衣所共同浴室・廊下」となっており、「配膳車スペース、多目的ホール」は対象外となっております。一方運営業務要求水準書の21ページ（2）構内外巡回には巡回箇所は「所定」となっており場所が特定できません。また同要求水準書の22ページ2、収容監視業務においても巡回場所の特定がされていないため、収容棟内の巡回箇所、方法、時間帯及び頻度等について教示願いたい。また、本業務は構内外巡回業務或いは収容監視業務のどちらでしょうか。	事業者の御提案によります。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問 No.	資料名	頁	質問	回答
94	施設整備・維持管理業務要求水準書	23	運営業務要求水準書の21ページ(2)構内外巡回には巡回箇所は「所定」となっており場所が特定できません。また同要求水準書の22ページ2、収容監視業務においても巡回場所の特定がされていないため、病室棟・体育館・職業訓練棟内の巡回方法、時間帯及び頻度等について教示願いたい。また、本業務は構内外巡回業務或いは収容監視業務のどちらでしょうか。	事業者の御提案によります。
95	施設整備・維持管理業務要求水準書	25	サービス棟について、調理場(男子)、洗濯(男子・女子)、倉庫(男子・女子)と記載がありますが、洗濯及び倉庫は男子及び女子に分けて計画する必要がありますか	国が実施する場合の構成であり、調理場、洗濯、倉庫とも、事業者の計画が必要がある場合に区分してください。
96	施設整備・維持管理業務要求水準書	25	監獄法第12条では、乳児満1歳まで母親の手元におけるとされていますが、施設整備・維持管理業務の要求水準書にはそのような施設の記述がありません。女性受刑者の社会復帰を促進するためには1年間の同居施策が有用だと考えますが、国としては、出産後、母親と幼児の生活を切り離すという方針でしょうか。産後の処遇を含めて、関わる施設を設ける必要がありますが、どうお考えでしょうか。	本事業の提案に関係のある質問とは考えられません。
97	施設整備・維持管理業務要求水準書	27	閉鎖ユニット内には調髪室が想定されていますが、半開放ユニット、開放ユニットには調髪室がありません。調髪はどこで行われるのでしょうか。	どこでどのように実施するかは、事業者の御提案によります。
98	施設整備・維持管理業務要求水準書	28	開放ユニットでの処遇は、開放の処遇になるのでしょうか。開放ユニットとは、釈前寮のように釈放前の人が利用する施設ですか。	御理解のとおりです。
99	施設整備・維持管理業務要求水準書	31	処遇管理部に設置する集中管理パネルは受刑者生活領域および受刑者作業領域の各種機器を監視すると考えてよろしいですか。	「運営業務要求水準書」第3編第3 1(3)の中央監視システムのパネルは処遇管理部に設置します。
100	施設整備・維持管理業務要求水準書	31	5 建築設備性能に於いて処遇管理部に設けると記載されている各種機器の集中管理パネルが、38頁18行目の自動制御設備の項目に於いては庁舎に設置と記載されています。どちらを優先するものかにつき質問します。	少なくとも「運営業務要求水準書」第3編第3 1(3)の中央監視システムのパネルは処遇管理部に設置しますが、空調等の制御設備は事業者の提案によります。
101	施設整備・維持管理業務要求水準書	31	(1)電気設備 ア:電灯設備の項目に、各事務室において、一括管理できるようにという記載がありますが、各棟毎の一括管理と考えてよろしいでしょうか。	「一括管理」とは、各事務室ごとに照明器具のスイッチを、分散させずまとめて設置することを意味します。
102	施設整備・維持管理業務要求水準書	31	”受電方式は業務電力”と記述がありますが、6.6kV高圧1回線受電方式で宜しいですか。	6.6kV高圧1回線受電方式でも差し支えありませんが、事業者と電力会社との協議によります。
103	施設整備・維持管理業務要求水準書	31	発電機の必要連続運転時間をお教えてください。	10時間です。
104	施設整備・維持管理業務要求水準書	31	静止型電源設備は、「非常照明・受変電設備の制御電源として直流電源装置を設ける。」とありますが、エリアにより非常照明は、電源内蔵型としてよろしいでしょうか。	差し支えありません。
105	施設整備・維持管理業務要求水準書	31	後段72頁(3)建築設備の点検保守 ア電気設備 14,15行目に記載の5 端末情報通信網設備および6 構内交換設備は、5 建築設備性能(1)電気設備 力電話設備の項目に含まれるものと解釈してよろしいですか。	御理解のとおりです。
106	施設整備・維持管理業務要求水準書	31	映像・音響・放送設備の内容及び設置室についてご指示ください。	事業者の御提案によります。
107	施設整備・維持管理業務要求水準書	32	出退表示とは、総務部長室等に幹部職員の出退状況を表示するしくみと理解しているがこれでよいでしょうか?	御理解のとおりです。
108	施設整備・維持管理業務要求水準書	32	ここで記載されている中央監視制御設備は、第2編-第4-5-(2)-エで記載されている中央監視装置を指すと考えてよろしいですか。	同一のものではありません。
109	施設整備・維持管理業務要求水準書	38	空調の熱源は、事業者の計画提案としてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
110	施設整備・維持管理業務要求水準書	38	中央方式の空調システムとは、熱源システムが中央方式であると考えてよろしいですか。	原則として熱の搬送システムを含めて中央方式としてください。
111	施設整備・維持管理業務要求水準書	38	熱源の選定および配置(集約あるいは棟毎に分散など)は事業者の計画提案としてよろしいですか。	差し支えありません。
112	施設整備・維持管理業務要求水準書	38	庁舎に設置する中央監視装置はサービス棟も含めた施設全体の設備を監視制御すると考えてよろしいですか。	そのような考えでも差し支えありません。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問No.	資料名	頁	質問	回答
113	施設整備・維持管理業務要求水準書	38	自動制御設備として示される水準内容には中央監視装置についての記述が含まれますが、両者は中央監視制御設備として一体として整備するという理解でよろしいですか。また「施設管理機能」として表示される具体的な機能・内容について質問いたします。	空調施設等の機械設備について示していません。
114	施設整備・維持管理業務要求水準書	38	便所の洗浄水に雨水や三次処理水などの雑用水を使用できないエリアがありましたらご提示下さい。	雑用水を使用できないエリアはありません。
115	施設整備・維持管理業務要求水準書	38	植栽などの散水に雨水や三次処理水などの雑用水を使用できないエリアがありましたらご提示下さい。	雑用水を使用できないエリアはありません。
116	施設整備・維持管理業務要求水準書	39	「食品ごみは、構内の植栽や農耕地への使用を目的とした肥料化リサイクルを考慮する」とありますが、構内に農耕地を設ける必要があるのでしょうか。	事業者の御提案によります。
117	施設整備・維持管理業務要求水準書	39	同上リサイクルを行う食品ごみは、全ての量をそうお考えなのでしょうか。	事業者の御提案によります。
118	施設整備・維持管理業務要求水準書	48	地域住民も利用可能な構内道路として、少なくとも別紙資料に示す位置を確保する、ことが必須条件であり、それ以外に計画する構内通路については、地域住民が利用可能であっても、利用不可能であっても良いとの理解でよろしいのでしょうか。	御理解のとおりです。
119	施設整備・維持管理業務要求水準書	48	構内通路の管理は国になると思われませんが、構内通路は近隣住民の通り抜け等を考慮する必要がありますか	あります。 なお、道路の維持管理はSPCが行い、通行制限等の管理は国が行います。
120	施設整備・維持管理業務要求水準書	48	資料に示された位置の構内通路は、刑務所施設の運営に支障がある場合以外は一般の車両及び人が自由に通行すると考えてよろしいですか？	御理解のとおりです。
121	施設整備・維持管理業務要求水準書	48	地域住民が利用可能な構内通路は、乗用車やトラックなどの車両も通過できるのでしょうか。	御理解のとおりです。
122	施設整備・維持管理業務要求水準書	48	地域住民が利用可能な構内通路が乗用車やトラックなどの車両も通過できる場合、道路交通法の適用を受けるのでしょうか。	関係法令を御確認願います。
123	施設整備・維持管理業務要求水準書	48	構内通路の確保する位置を示されておりますが、通路を利用される方、利用される目的等を具体的にお示しください。	施設への来訪者、搬出入業者、近隣住民の方などを想定しています。
124	施設整備・維持管理業務要求水準書	50	各住戸への設置が水準とされている中央監視卓からの移報電鈴は、住戸別の鳴動と一括鳴動のどちらを想定されていますか。また住戸よりの応答確認は含まないものと考えますか。	各住戸ごとに設置し、一括鳴動とします。 なお、住戸からの応答確認は含まれません。
125	施設整備・維持管理業務要求水準書	53	別工事との調整とありますが、別工事とはどのような工事であるか、具体的にお示しください。	国が第三者をして行う機器の設置等を指します(詳細は「契約書(案)」を御確認願います。)
126	施設整備・維持管理業務要求水準書	54	「コスト管理計画書を作成し、・・・工事種目毎の変動が10%を超える状況が生じた場合は、その理由を明確にして国に報告する。」とありますが、「コスト管理計画書」の作成と、変動が10%を超える場合の理由報告については、「事業者」に対し過度の業務負荷をかけ、「事業者」に追加の要員配置が必要となり、人件費増から結果としてVFM達成に支障を来たす可能性があります。また、本来PFI事業の目的は民間事業者の自主性と創意工夫の尊重による事業の効率的・効果的实施にあり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」三_2_(3)に「公共施設等の管理者等は、民間事業者に対する関与を必要最小限のものとするに配慮し」とある事からも、コストの詳細及びその変動についてまで事業の各段階で「発注者」が報告と確認を求めるのは過剰であると考えます。従いまして、コスト管理計画書作成業務及び変動が10%を超える場合の理由報告業務については削除していただけないでしょうか。	平面協議による基本計画の内容が実施設計や工事の段階で適正に反映されているかどうかを確認する手段として必要です。また計画コストが10%を超えるような工事内容の偏差は要求水準との適合性について把握するための手段として報告書をお願いしています。
127	施設整備・維持管理業務要求水準書	56	「変更契約」及び「変更設計契約」とは何を示すのかお教え下さい。	変更が生じた場合を示し、必ず変更を伴うものではありません。
128	施設整備・維持管理業務要求水準書	56	「建設に係わる代金額による出来高を算出し、・・・変動が5%を超えて遅延した場合は、その理由を明確にして国に報告する。」とありますが、建設に係わる代金額から算出した出来高による進捗状況と、実施工程表に記載された出来高予定との変動が5%を超えた場合の、国に対する事業者の理由報告業務は、「事業者」に対し過度の業務負荷をかけ、「事業者」に追加の要員配置が必要となり、人件費増から結果としてVFM達成に支障を来たす可能性があります。また、本来PFI事業の目的は民間事業者の自主性と創意工夫の尊重による事業の効率的・効果的实施にあり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」三_2_(3)に「公共施設等の管理者等は、民間事業者に対する関与を必要最小限のものとするに配慮し」とある事からも、建設工事の出来高について「発注者」が報告と確認を毎月求めるのは過剰であると考えます。従いまして、建設に係わる代金額による出来高算出業務及び変動が5%を超える場合の理由報告業務については削除していただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問 No.	資料名	頁	質問	回答
129	施設整備・維持管理業務要求水準書	56	ウ:別工事との調整とありますが、建設工事以外の別工事とは、どのような工事を指しますか。	国が第三者をして行う機器の設置等を指します(詳細は「契約書(案)」を御確認願います。)
130	施設整備・維持管理業務要求水準書	57	オ:地中障害物の撤去、搬出及び処理の項目に、配管の付設替えが生じた場合、撤去、搬出及び処理を行うという記載がありますが、予測できない地中障害物が認められた場合は別途工事と考えてもよろしいでしょうか。	契約書(案)を御確認願います。
131	施設整備・維持管理業務要求水準書	57	地中障害物としては、既存道路下部にあるインフラ配管のみ考慮すればよろしいでしょうか	予測している地中障害物については、公表資料のとおりです。
132	施設整備・維持管理業務要求水準書	59	別工事との調整とありますが、事業者が別工事との調整を行うに当たり、国によるご協力を頂ける、との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
133	施設整備・維持管理業務要求水準書	65	維持管理業務の特性に応じた作業時間帯を設定と記されていますが、特性として考慮すべき内容について例示願います。また、執務の遂行に支障の有るか否かについての最終的な判断はセンター長によるのでしょうか。	御理解のとおりです。
134	施設整備・維持管理業務要求水準書	65	前回意見書回答29において、民間事業者が必要と考えられる情報につき公表いただける旨の回答をいただいております。業務実施を通じて縮減を行なうべき元の数値として、1000名規模の刑務所における想定される光熱水費の総額および内訳につき質問いたします。	おって御回答いたします。
135	施設整備・維持管理業務要求水準書	65	保安区域のうち一般立入が規制される場所での業務遂行は事前に国の承諾または指示を受けるものとすると思いますが、実際に許可を受ける相手としてはセンター長の許可によるものと考えてよろしいですか。	御理解のとおりです。
136	施設整備・維持管理業務要求水準書	66	修繕業務には各所修繕のみならず、いわゆる大規模修繕も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
137	施設整備・維持管理業務要求水準書	67	光熱水費負担について、事業方式はBOT方式を採用していることから察するに、光熱水費は事業者にて負担するものと考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
138	施設整備・維持管理業務要求水準書	67	光熱水費の縮減に努めるとありますが、本項目で示す光熱水費は設備機器の運転による消費(照明、空調等)を含み施設全体の総量を指すものと考えてのでしょうか。その場合、維持管理業務によるコントロール範囲外の要因で増加した部分は国側の負担と考えてよろしいですか。	S P C が負担します。
139	施設整備・維持管理業務要求水準書	67	光熱水費の縮減は、事業者の計画に従い、職員、受刑者の協力を充分に得られると考えてよろしいですか。	御理解のとおりです。
140	施設整備・維持管理業務要求水準書	67	光熱水費はP F I事業者の負担であり、入札価格に含まれるものと理解しておりますが、公表資料におけるリスク分担表において「一定範囲までの増額分については事業者が負担する」との記載がありましたが、一定範囲を具体的に教えてください。	同一要求水準内においては、S P C の負担となります。
141	施設整備・維持管理業務要求水準書	67	「光熱水費の縮減に努める」とありますが、「光熱水費」は国が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	S P C が負担します。
142	施設整備・維持管理業務要求水準書	67	職員宿舎の維持管理業務について、家賃等の徴集及び入退室管理業務はないと理解してよろしいですね。	御理解のとおりです。
143	施設整備・維持管理業務要求水準書	68	被収容者に対する避難訓練実施のイメージとしては、工場担当者等の刑務官指示のもとに、ユニット単位で被収容者がグラウンドに避難するというものでしょうか。それとも全員が一斉に特定の集合場所に移動する必要があるのでしょうか。	事業者の御提案によります。
144	施設整備・維持管理業務要求水準書	68	エネルギー調達方法についての提案も含むとされていますが、実際にエネルギー源の変更を行なう場合、改修に要する工事費用等については本事業費には含まないと考えてよろしいですか。もし含んだ場合、事業期間内で改修コストを上回る省エネ効果が見込まれない提案は行えないものと考えられます。	本事業に含まれます。
145	施設整備・維持管理業務要求水準書	69	「説明を行う」は、事業期間中に要求水準を満たしていたことが確認できればよろしいのでしょうか?	契約書(案)を御確認願います。
146	施設整備・維持管理業務要求水準書	70	異常を発見した場合の実施水準である構造体の調査・診断の実施は、コンクリート中性化深度測定や圧縮強度調査等の実施を想定されているのでしょうか。	必要な調査・診断を実施願います。
147	施設整備・維持管理業務要求水準書	70	維持管理において、「不快感を与えない状態」を保持する施設名をご指示下さい。収容棟等も含まれるのでしょうか。	すべての施設について「不快感を与えない状態」としてください。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問No.	資料名	頁	質問	回答
148	施設整備・維持管理業務要求水準書	72	電気設備として点検保守の対象とされる1～14の設備一覧に、31頁に記載のウ受変電設備および映像・音響・放送設備が含まれておりませんが、業務対象外を意味されるのでしょうか。	業務対象外を意味するものではありません。
149	施設整備・維持管理業務要求水準書	72	電気設備として設備運転監視の対象とされる1～14の設備一覧に、31頁に記載のウ受変電設備および映像・音響・放送設備が含まれておりませんが、業務対象外を意味されるのでしょうか。	業務対象外を意味するものではありません。
150	施設整備・維持管理業務要求水準書	73	ここに示される11ごみ集積設備は、39頁6行 シ ごみ処理設備を指すものと解釈してよろしいですか。	御理解のとおりです。
151	施設整備・維持管理業務要求水準書	73	非常時・災害時対応において、「災害が発生した場合、事業者は安全を確認した上で点検を実施し、被害状況を報告する」とありますが、当該内容は、災害により設備異常等の施設機能が損なわれた場合において点検・報告を実施するものと考えて宜しいでしょうか。	センターの運営に支障がないよう、災害が発生した場合には、設備異常等、施設機能が損なわれたか点検・報告する必要があります。
152	施設整備・維持管理業務要求水準書	75	「湿度記録」とありますが、記録箇所はどの程度を想定されていますか。	空調設備の運転監視に必要な箇所数で記録してください。
153	施設整備・維持管理業務要求水準書	76	計量区分ごとの使用量を記録とありますが、計量区分の設定(棟別・フロア別・区域別等)は事業者側の提案によるもののでしょうか。	御理解のとおりです。
154	施設整備・維持管理業務要求水準書	77	引渡し後の保証の取り扱いについて、前回質問回答378で明示する旨の記述が有ります。記載された「建築物及び建築設備の性能・機能について実用上支障のない状態」が指し示す具体的な水準と併せて質問いたします。	引き続き建築物、建築設備を支障なく使用できる状態を指します。
155	施設整備・維持管理業務要求水準書	77	「施設の実用上支障のない状態」とありますが、これは性能的に使用に耐え得るものであればよく、経年による施設の劣化等は残っていてもかまわない、との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
156	施設整備・維持管理業務要求水準書	81	計画敷地の範囲を明確にご教示ください。	事業用地の市道は、今後、テクノパーク東部に付け替えの予定です。資料1に示す青線は、この後に国が取得する土地すべてを指しています。
157	施設整備・維持管理業務要求水準書	81	縮尺の明確な敷地情報をご教示ください。	公表資料「美祿テクノパーク図面リスト」を御参照願います。
158	施設整備・維持管理業務要求水準書	P15	職業訓練棟又は収容棟内へ適温で配膳する(内部への配膳は、受刑者が実施する。)。と、ありますが、受刑者への食事の受け渡し場所は事業者の提案とさせて頂いて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
159	施設整備・維持管理業務要求水準書	P 15	「婦人科については、受刑者の診療に支障がない範囲で、受刑者以外の者の診療を行うことが可能な配置」とありますが、受刑者以外のものとは一般市民を示すのでしょうか。もしくは、職員を示すのでしょうか。	おって御回答いたします。
160	施設整備・維持管理業務要求水準書	P16	将来、増築するための増築予定地は、フェンスなど軽微な立ち入り禁止措置程度でよろしいのでしょうか。	適切に維持管理する必要があります。
161	施設整備・維持管理業務要求水準書	P16	「部品図集」は本施設に特有な、又は特殊な部品について参照しているものであり、」とありますが、「部品図集」については、「実施方針等に関する質問回答」の回答No.250及びNo.287にあったように、同様な性能を有するものであれば「部品図集」を適用しなくてもよいと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
162	施設整備・維持管理業務要求水準書	P 25	庁舎棟の食堂は112㎡と想定されていますが、ここに厨房も含まれていると考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
163	施設整備・維持管理業務要求水準書	P 26	面会棟について、集団面会室の「物のやり取りを行いにくい構造」とありますが、4/15実施方針説明会資料のスライド資料PP.56-59程度と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
164	施設整備・維持管理業務要求水準書	P 26	面会棟について、弁護士控室がありますが、弁護士面会室は兼用と考えるのでしょうか。	一般面会室と兼用です。
165	施設整備・維持管理業務要求水準書	P 27	医務棟について、歯科・薬局・レントゲン室については、1室しか想定されていませんが、男女共用と考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。ただし、男女の動線が交錯しないようにする必要があります。
166	施設整備・維持管理業務要求水準書	P35	収容棟の単独室にもテレビを設置することで宜しいのでしょうか。	御理解のとおりです。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問No.	資料名	頁	質問	回答
167	施設整備・維持管理業務要求水準書	P48	増築用の未利用の敷地がある場合、緑化については環境に配慮した事業者提案として宜しいでしょうか。	差し支えありません。ただし、植栽の維持管理は本事業の範囲内となります。
168	施設整備・維持管理業務要求水準書	P5・P16	上記に関係して、増築が行われるまでの間、公園として整備し、市民開放することは可能でしょうか。	事業用地はすべて行政財産であり、敷地利用は事業目的に合ったものである必要がありますが、敷地の有効活用を図り、支障のない範囲で地域住民に開放することは可能です。
169	施設整備・維持管理業務要求水準書	P6	機能模式図によれば、サービス棟は保安区域に接しない一般区域にありますが、保安区域内にその一部または全部を置くことは可能でしょうか。	可能です。
170	施設整備・維持管理業務要求水準書	資料7 p2	一般的には、入居者が入れ替わる際に、交換することが望ましいと考えますが、公務員住宅という事情から、交換を省略して差し支えないでしょうか？	玄関のシリンダー錠及びドア・クローザーについては、入居者が入れ替わる際に交換する必要はありません。
171	施設整備・維持管理業務要求水準書	資料7 p2	入居者の入れ替え頻度はどの程度でしょうか？	年間1割から2割を想定しています。
172	施設整備・維持管理業務要求水準書	資料1	美祿市に確認したところ、計画敷地東側の道路については、付け替えが予定されていると聞いておりますが、今回の提案では、道路の付け替えを盛り込むと理解してよろしいでしょうか。	美祿市が事業用地東側で実施する市道整備工事に関連して、平成17年10月までの間、事業用地内のこれに接する部分において、同市が法面整備を行う予定です。なお、資料1には、付け替え後の市道・法面が表記してあります。
173	運営業務要求水準書	2	緊急時・非常時における消防、警察等への要請、およびマスコミ対応等はセンター長の権限にて行なわれる業務となりますか。それとも統括業務責任者にて執り行う業務となりますか。	センター長の権限において行います。
174	運営業務要求水準書	2	運営業務要求水準書の運営理念に「官民協働による運営を行なうとともに、これにより施設運営の透明性の向上をはかる」とありますが、実際に、地域の最低賃金と、作業提供企業が国に払う労賃の差額及び、国が受けとる労賃と、受刑者に届く作業賃と金の差額相当分の取扱いについて、受刑者ならびに、一般に公表される予定はありますか。	本事業の提案に関係のある質問とは考えられません。
175	運営業務要求水準書	2	受刑者に対して社会復帰を促進する意味で現在の「担当制度」は一般的に評価されていると考えます。民間企業がPFI事業として日常的に受刑者に接する場合、担当制度を民間が担うことを認めるおつもりはありますか。	本事業の提案に関係のある質問とは考えられません。
176	運営業務要求水準書	2	「多様で柔軟な処遇が可能な初犯受刑者」と有りますが、説明会等で男子受刑者は安定した就労状態にあった人、とのご説明があったかと思いますが、その様に理解して宜しいですか、お教えください	契約書(案)を御確認願います。
177	運営業務要求水準書	2	業務責任者は現地での常駐勤務が必要でしょうか。必要な場合、その開始時期は、運営開始時でしょうか。	常駐の必要はありませんが、緊急時に迅速に対応できることが必要です。
178	運営業務要求水準書	2	業務責任者は複数の運営区分を兼務しても良いでしょうか。	兼務は認められません。
179	運営業務要求水準書	2	運営業務の各区分ごとに業務責任者を配置するとありますが、「各区分」とは何を指すのでしょうか。第3編での一番大きい括弧(第1総務業務、第2収容関連サービス業務...)を指すとの理解でしょうか。	御理解のとおりです。
180	運営業務要求水準書	2	総括業務責任者の他に業務責任者の配置が義務づけられましたが、両者の職務の説明が明確ではありません。国の職員との連絡・調整など管掌する業務内容の違い、体制的な問題にありますが、業務上負うべき責任の違いについて詳しくご説明下さい。	要求水準書のとおりとします。
181	運営業務要求水準書	2	総括業務責任者及び業務責任者の全員がセンターへの常駐を要求されていると解釈できますが、それでよろしいですか。業務を担当することになりますか。また業務責任者が担当する各業務とは、要求水準書で示されている運営業務の各区分の分類である、総務業務、収容関連サービス業務、警備業務、作業、教育、医療、分類事務支援業務と考えて構いませんか。	常駐の必要はありませんが、緊急時に迅速に対応できることが必要です。後段については御理解のとおりです。
182	運営業務要求水準書	2	「総括業務責任者」は「センター長」の指揮下にある関係なのかどうかご教示下さい。	指揮命令関係にはありません。
183	運営業務要求水準書	2	「総括業務責任者」は、PFI事業範囲の業務に係る事項であって、事業契約書又は入札説明書類に「センター長」の承認を受ける等の制限記載がない事項については、法令、要求水準及び提案書に反しない限り「センター長」より上位の裁量権を持つとの理解で宜しいでしょうか。	指揮命令関係にはありません。
184	運営業務要求水準書	2	「総括業務責任者を配置する」とありますが、SPCで総括業務責任者を雇用せずに、総括業務責任者業務を外部企業に委託という形で行なうことも可能でしょうか。	可能です。
185	運営業務要求水準書	2	「総括業務責任者」には構成企業、協力企業とは関係のない方でも配置可能でしょうか。	可能です。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問No.	資料名	頁	質問	回答
186	運営業務要求水準書	2	「総括業務責任者」の選任にあたって、何らかの国の協力を得る事は可能でしょうか。	想定していません。
187	運営業務要求水準書	2	「運営業務各区分毎に業務責任者を配置」とありますが、業務責任者の兼務は可能でしょうか。	兼務は認められません。
188	運営業務要求水準書	2	運営業務の各区分ごとに業務責任者を置く、とありますが、それにより、以前開示された「業務区分表」で想定されている組織の構成、人数予定等への影響はありますでしょうか。	影響ありません。
189	運営業務要求水準書	2	総括業務責任者もしくは業務責任者は、SPCの代表企業もしくは構成企業に正式に雇用され在籍しているという要件を満たす必要はありますか。または受託企業も含め本事業のためにSPCが直接雇用した者でも構わないのでしょうか。	前段については、要件はありません。後段のについては御理解のとおりです。
190	運営業務要求水準書	2	「業務責任者を配置する」とありますが、SPCで総括業務責任者を雇用せずに、業務責任者業務を外部企業に委託という形で行なうことも可能でしょうか。	可能です。
191	運営業務要求水準書	2	「業務責任者」は受託者の職員が兼任で行なうことも可能でしょうか。	御理解のとおりですが、他の業務責任者との兼務は認められません。
192	運営業務要求水準書	2	運営業務に係る「業務責任者」を配置する各区分とは、第3編記載の「第1総務業務」～「第7分類事務支援業務」までの7つの区分であるとの認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
193	運営業務要求水準書	2	一人の「業務責任者」が複数の業務を兼任することは可能でしょうか。	兼務は認められません。
194	運営業務要求水準書	2	一つの運営業務区分を細分化した上で、複数の「業務責任者」を一つの運営業務区分に配置することは可能でしょうか。(例：作業業務を 作業企画支援、 職業訓練業務に細分化し、それぞれに「業務責任者」を配置する、など)	業務責任者は、各業務区分ごとに配置願います。
195	運営業務要求水準書	2	業務責任者は、複数業務の兼任可能ですか？	兼務は認められません。
196	運営業務要求水準書	2	SPCは、運営業務の各区分ごとに、各業務を総合的に把握し調整を行う「業務責任者」を配置し、と有りますが業務責任者は、統括業務責任者と同様にSPCが直接雇用する者で無く(構成企業、協力企業等からの出向等)でも良いですか、お教えください	御理解のとおりです。
197	運営業務要求水準書	2	「業務責任者」は各業務遂行場所に常駐すべきか、あるいは普段はSPC側に居て必要に応じて業務遂行場所に居れば良いのかお教えください	常駐の必要はありませんが、緊急時に迅速に対応できることが必要です。
198	運営業務要求水準書	2	・従事者への不適格な条件はなにか？	SPCの役員の欠格要件と同一です。
199	運営業務要求水準書	2	・従業者の提出書類の住民票・健康診断書は完全な個人情報に当たるが何故必要か？	要求水準のとおりとします。
200	運営業務要求水準書	2	・総務業務を運営するにあたり個別業務の人選に必要な業務スキルは何か	要求水準を満たす業務の履行能力が求められます。
201	運営業務要求水準書	2	従事者に関する個人情報が記載された「名簿」の管理・保管は国が行い、その管理責任は国にあるとの解釈で宜しいでしょうか。	国に提出された行政文書の管理責任は国にあります。
202	運営業務要求水準書	2	事前に名簿を提出することとされておりありますが、従事開始のどの程度前に提出することとなりますでしょうか。	契約書(案)を御確認願います。
203	運営業務要求水準書	3	実務経験1年以上とありますが、事業期間中での新規採用者の配属ができません。十分な経験を持った責任者のもとで、新人育成を行うことは問題ないと考えますがいかがでしょうか？	要求水準書のとおりとします。
204	運営業務要求水準書	3	「常駐警備の実務経験1年以上」と有りますが、検定資格は1年以上の実務経験内で取得しても宜しいか、お教えください	関係法令を御確認願います。
206	運営業務要求水準書	3	「単独で…接触してはならない」について、単独を避けるために、国側の協力がいただける、という理解でよろしいでしょうか？	女子従事者を伴って業務を実施願います。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問 No.	資料名	頁	質問	回答
207	運営業務要求水準書	3	男子の従事者は、「単独」で女子受刑者と接触してはならないと、記載されていますが、「単独」の解釈について教示願いたい。単独とは「一人で」という解釈で、複数の男子従事者であれば接触可能でしょうか。単独とは「民間の男子従事者」という解釈で、刑務官と一緒にであれば、接触可能でしょうか。単独とは「男子」という意味で、女子の従事者と一緒であれば接触可能でしょうか。	女子従事者を伴って業務を実施願います。
208	運営業務要求水準書	3	受刑者と接触業務を行う警備員の処遇を考慮すれば(「お礼参り」の点)、「接触業務中」は名札を付けない事が適切と考えられるため、「接触業務を行っていない」時は、制服及び名札着用は行いが、「接触業務中」は制服を着用するが、名札は着用しないとの認識で宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
209	運営業務要求水準書	3	名札の着用にあたっては、国の職員も同様に着用しているものと考えてよろしいですか。	御理解のとおりです。
211	運営業務要求水準書	4	・「いつ」「どこで」「なにを」「どんななようを」「その費用は」「何の目的で」行うのか。	契約書(案)を御確認願います。
212	運営業務要求水準書	4	「SPCの従業者を参加させなければならない国が実施する各種研修及び訓練」とは、具体的に何でしょうか?	従事者に必要な技能・知識の習得を図るものであり、詳細は運用基準に定めます。
213	運営業務要求水準書	4	国が実施する各種研修及び訓練に参加することになっているが、各種研修及び訓練の具体的な期間、人数及び内容並びに対象業務等について教示願いたい。	従事者に必要な技能・知識の習得を図るものであり、詳細は運用基準に定めます。
214	運営業務要求水準書	4	運営開始日までに国が実施する各種研修および訓練について、実施時期および内容について具体的にお示しいただけますでしょうか。	従事者に必要な技能・知識の習得を図るものであり、詳細は運用基準に定めます。
215	運営業務要求水準書	4	国が実施する研修・訓練参加の為に費用(人件費等)は、国の負担ですか?	SPCの負担となります。
216	運営業務要求水準書	4	「SPCが協力しなければならない国の職員に対して実施する各種研修及び訓練」とは、具体的に何でしょうか?	契約書(案)を御確認願います。
217	運営業務要求水準書	4	運営開始予定日までに国が実施する各種研修および訓練に参加させなければならない。とありますが、国が実施する各種研修及び訓練は、いつごろ、どこで、どの程度の期間実施される予定かお教え下さい	従事者に必要な技能・知識の習得を図るものであり、詳細は運用基準に定めます。
218	運営業務要求水準書	5	刑務所(国)側の御都合や御指示により、運営業務担当者に残業等が生じた場合、その費用は都度国に負担して戴けるのでしょうか?	要求水準の範囲内と判断される場合には、SPCの負担となります。
219	運営業務要求水準書	5	刑務所(国)側の御都合や御指示により、運営業務担当者に残業等が生じた場合、その費用は都度国に負担して戴けるのでしょうか?	要求水準の範囲内と判断される場合には、SPCの負担となります。
220	運営業務要求水準書	5	運用基準についてはセンター長とSPCが協議の上でセンター長が策定するものではありませんが、今回の水準書においては事業契約の「範囲内」という表現が削除されています。このことはセンター長との協議の結果によっては契約の範囲を超えた基準となる可能性も有るという解釈でしょうか。	要求水準の範囲内で協議の上策定します。
221	運営業務要求水準書	5	コスト削減のため、従事者の業務間の兼務は可能ですか? 例:総務の宿日直業務(電話、郵便受付)は中央監視センターで兼務)	御理解のとおりです。
222	運営業務要求水準書	5	センター長と協議して運用基準を策定するのはいつでしょうか。	平成17年度中を予定しております。
223	運営業務要求水準書	5	内外の注目を集める本事業の場合、参観者は何人または何団体くらいになるでしょうか。	毎日1回以上を想定しています。
224	運営業務要求水準書	5	作業量の目安を、お示し頂けないでしょうか? 例えば、1日(1ヶ月、1年)あたりの、[人数×所要時間] というような方法で。	業務区分表を御確認願います。
225	運営業務要求水準書	5	・各個別業務の業務量(時間・日・月)別の繁閑は何か?	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
226	運営業務要求水準書	5	・各個別業務の1件あたりの処理時間は?	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問 No.	資料名	頁	質問	回答
227	運営業務要求水準書	5	・各個別業務の必要人数は何人が？	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
228	運営業務要求水準書	5	・各業務の勤務時間は何時か	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
229	運営業務要求水準書	5	・各業務の勤務曜日は何曜日か	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
230	運営業務要求水準書	5	・各業務休日出勤・残業の発生はどれくらいか？	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
231	運営業務要求水準書	5	・業務フロー・業務マニュアルを提示して欲しい。	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
232	運営業務要求水準書	5	「すべての行政文書ファイルにつき所定の情報データベースに入力する」とありますが、入力のボリュームをお示ください。	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
233	運営業務要求水準書	5	「毎年度、すべての行政文書ファイルにつき所定の情報をデータベースに入力する」とありますが、入力するデータベースは既存のソフトを使用するのですか。その場合、既存ソフトウェア一覧のどれを使用するのですか。	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
234	運営業務要求水準書	5	「受刑者の郵便物等については、～、所定の情報をデータベースに入力する。」とありますが、この業務の対象となるのは、受刑者が発受する郵便物等に限られるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
235	運営業務要求水準書	5	「受刑者の郵便物等については、～、所定の情報をデータベースに入力する。」とありますが、受刑者が発受する郵便物等（不審な郵便物を除く）の内容の検閲までは行わないという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
236	運営業務要求水準書	5	「受刑者の郵便物等については、～、所定の情報をデータベースに入力する。」とありますが、本施設の場合、受刑者が発受する郵便物等は、一日平均何通程度と予想すればよろしいでしょうか。	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
237	運営業務要求水準書	5	個人情報が漏洩しないよう、十分な対策を講じたと客観的に認められるのにも拘わらず万一個人情報が漏洩した場合、直接の被害者救済は国家賠償によって為されるものと存じますが、PFI事業者には法的又は本事業上のペナルティーは課されないと考えて宜しいでしょうか。（以下、個人情報漏洩防止策が要求されている箇所について同じ質問をいたします）	契約書（案）を御確認願います。
238	運営業務要求水準書	5	「センターの概要を分かりやすく説明したパンフレット等の作成、ホームページの開設を行う」とありますが、事業者で任意に書式を決定して作成するものなのでしょうか。書式の定まった原本やソフトは提供していただけるのでしょうか。	事業者の御提案によります。
239	運営業務要求水準書	5	センターの概要を説明したパンフレットを作成とありますが、更新頻度と作成部数をお示ください。	事業者の御提案によります。
240	運営業務要求水準書	5	1日あたりの参観者数の予測を、お示ください。	毎日1回以上を想定しています。
241	運営業務要求水準書	5	「センター長の承認を受けた」とありますが、センター長はかかる承認に関する完全な裁量権を持つのでしょうか。或いは一定の客観的な承認基準があり、これに拘束されるのでしょうか。（以下運営業務要求水準書中の「センター長の承認」について同様の質問をいたします）	関係通達に従い、センター長が判断します。
242	運営業務要求水準書	6	「処遇の内容」の情報を提供する場合、どのような内容が推奨され、また制限される内容を教えてください。	運用基準に定めます。
243	運営業務要求水準書	6	ホームページで面会予約を運用とあるが、親族の資格確認をしたうえで許可・日時指定を行うのは国の職員の業務範囲でよろしいですか？	面会予約はSPCの業務範囲内です。
244	運営業務要求水準書	6	「受刑者との面会を希望する親族」の身元確認が必要な場合、現在の矯正施設で実施している身元確認方法を教えてください。	身分証明書によります。
245	運営業務要求水準書	6	英語版、日本語版のパンフレットの仕様（枚数、カラーないし白黒、紙質）についてご教示下さい。	事業者の御提案によります。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問 No.	資料名	頁	質問	回答
246	運営業務要求水準書	6	1日あたりの電話の受け付け数の予測を、お示してください。	少なくとも1ポスト程度は必要と考えられます。
247	運営業務要求水準書	6	電話回線、機器はSPC側で準備するのでしょうか。また、SPCが準備する場合、回線数、電話(含むファックス機)機器使用、台数をお示してください。	施設整備要求水準書を御確認の上、業務に支障の生じない範囲内で御提案願います。
248	運営業務要求水準書	6	休日の宿日直の時間の記載がありません。次回の業務内容から下記で宜しいでしょうか？ 平日：17:00～翌8:30(記載有り) 休日：8:30～翌8:30(記載無し)	宿直、電話交換及び郵便物の受付等を行う宿日直業務は、平日17時から翌朝8時30分、休日朝8時30分から翌朝8時30分まで実施します。
249	運営業務要求水準書	6	午後10時から翌朝の午前6時までの電話交換、郵便物受付については、宿直業務担当者は一切対応する必要はないのでしょうか。	緊急時を除き、御理解のとおりです。
250	運営業務要求水準書	7	「国の職員が行う管理事務」の頻度やボリュームについてご教示いただけないでしょうか。また「国有財産台帳及び物品管理簿の作成、計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)」を拝見することはできませんでしょうか。	参考資料を御確認願います。
251	運営業務要求水準書	7	「物品の管理事務については、既存の管理システム又はこれと同等以上の性能を有するシステムに必要な情報を入力する」とありますが、入力ボリュームをお示してください。	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
252	運営業務要求水準書	7	国有財産・物品管理事務支援において、「物品の管理業務については、既存の管理システム又はこれと同等以上の性能を有するシステムに必要な情報を入力する。」と記述があります。既存の管理システムの仕様・性能について、御開示いただけますようお願いいたします。	システムの仕様や性能については、競争資格確認後必要に応じ開示します。
253	運営業務要求水準書	7	国有財産・物品管理事務支援において、「物品の管理業務については、既存の管理システム又はこれと同等以上の性能を有するシステムに必要な情報を入力する。」と記述があります。既存の管理システムを導入するとした場合、前回の質問(No455)に対し「また、既存システムを活用する場合は、別途ソフトウェアを購入していただくこととなります。」と回答いただきました。購入金額についてご教示願います。	ソフトウェアを販売する事業者と御協議願います。
254	運営業務要求水準書	7	国有財産・物品管理事務における既存の管理システムについて、前回の質問(No453)の回答で「既存のソフトウェア一覧」を参照してください。とありましたが、「既存のソフトウェア一覧」のどのシステムが該当するのかご教示願います。	「備品・消耗品管理システム」です。
255	運営業務要求水準書	7	国有財産および物品の管理事務についての「既存の管理システム」は「既存の情報関連ソフトウェア一覧」(32ページ)の「備品・消耗品管理システム」のことですか？	御理解のとおりです。
256	運営業務要求水準書	7	作成する文書量をお示してください。	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
257	運営業務要求水準書	7	・各個別業務の業務量(時間・日・月)別の繁閑は何か？	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
258	運営業務要求水準書	7	・各個別業務の1件あたりの処理時間は？	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
259	運営業務要求水準書	7	・各個別業務の必要人数は何人が？	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
260	運営業務要求水準書	7	・各業務の勤務時間は何時か	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
261	運営業務要求水準書	7	・各業務の勤務曜日は何曜日か	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
262	運営業務要求水準書	7	・各業務休日出勤・残業の発生はどれくらいか？	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
263	運営業務要求水準書	7	・業務フロー・業務マニュアルを提示して欲しい。	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
264	運営業務要求水準書	7	”電子決裁の活用”とありますが、身分帳簿および名籍事務関係各帳簿はすべて作成、回覧、決裁の電子化を行う必要がありますか。電子決裁の対象としては身分帳簿でしょうか。	御理解のとおりです。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問 No.	資料名	頁	質問	回答
265	運営業務要求水準書	7	「電子決裁を活用できるようにする」と記述されていますが、電子決裁を導入することによって、決裁文書の出力内容は変わりませんが、文書フォーマット等が既存の文書と変更になる可能性があります。問題ないと考えてよろしいのでしょうか。	御理解のとおりです。
266	運営業務要求水準書	7	「電子決裁を活用」した場合、紙に出力した文書へのサイン・押印は必要ですか？	必要としません。
267	運営業務要求水準書	8	ファイルの厚みは何センチ程度と予想されますか。	受刑者により異なりますが、概ね1ファイルにつき5センチのドッチファイル一冊程度を想定しています。
268	運営業務要求水準書	8	在監証明書の一日当りの発行枚数の予測をお示してください。	1日0通から1通程度を想定しています。
269	運営業務要求水準書	8	・業務の業務量（時間・日・月）別の繁閑は何か？	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
270	運営業務要求水準書	8	・業務の1件あたりの処理時間は？	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
271	運営業務要求水準書	8	・業務の必要人数は何人が？	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
272	運営業務要求水準書	8	・業務の勤務時間は何時か	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
273	運営業務要求水準書	8	・業務の勤務曜日は何曜日か	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
274	運営業務要求水準書	8	・休日出勤・残業の発生はどれくらいか？	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
275	運営業務要求水準書	8	・業務フロー・業務マニュアルを提示して欲しい。	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
276	運営業務要求水準書	8	・各個別業務の業務量（時間・日・月）別の繁閑は何か？	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
277	運営業務要求水準書	8	・各個別業務の1件あたりの処理時間は？	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
278	運営業務要求水準書	8	・各個別業務の必要人数は何人が？	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
279	運営業務要求水準書	8	・各業務の勤務時間は何時か	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
280	運営業務要求水準書	8	・各業務の勤務曜日は何曜日か	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
281	運営業務要求水準書	8	・各業務休日出勤・残業の発生はどれくらいか？	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
282	運営業務要求水準書	8	・業務フロー・業務マニュアルを提示して欲しい。	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
283	運営業務要求水準書	8	ADAMSへのデータ入力作業のボリュームをお示してください。	月1回から3回程度を想定しています。
284	運営業務要求水準書	9	作業賞与金管理支援業務に関し、「必要な情報を入力し、適正な支払手続を行う。」とありますが、情報の入力作業は、毎日、全受刑者分を行うということでしょうか。	月1回程度を想定しています。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問 No.	資料名	頁	質問	回答
285	運営業務要求水準書	9	作業賞与金管理支援業務に関し、「必要な情報を入力し、適正な支払手続を行う。」とありますが、受刑者への支払とは、出所時における現金支払のみであるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
286	運営業務要求水準書	9	・各個別業務の業務量(時間・日・月)別の繋関は何か?	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
287	運営業務要求水準書	9	・各個別業務の1件あたりの処理時間は?	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
288	運営業務要求水準書	9	・各個別業務の必要人数は何人が?	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
289	運営業務要求水準書	9	・各業務の勤務時間は何時か	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
290	運営業務要求水準書	9	・各業務の勤務曜日は何曜日か	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
291	運営業務要求水準書	9	・各業務休日出勤・残業の発生はどれくらいか?	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
292	運営業務要求水準書	9	・業務フロー・業務マニュアルを提示して欲しい。	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
293	運営業務要求水準書	9	入所者から所持品の提出を受け、受刑者の確認(署名押印)を求める業務は、接触が伴いますがこの業務は国の刑務官の仕事か民間事業者側の仕事か明確に願いたい。また、女性の入所者の確認を行うのは女性従事者限定でしょうか。	前段については、SPCの業務となります。後段については御理解のとおりです。
294	運営業務要求水準書	9	領置物の受刑者本人への確認を行うのは国の職員と考えてよろしいでしょうか?	SPCの業務とします。
295	運営業務要求水準書	9	領置物品の中の「危険物」「持込制限物品等」の定義内容をご教授ください。	前回質問回答のとおりです。
296	(参考)美祿社会復帰促進センター整備・運営事業に必要な備品	9	麻薬保管庫とありますが、どのような目的でこの保管庫を設置することをお考えなのでしょうか?	医薬品を保管するためです。なお、備品リストは、国が実施する場合の参考資料です。
298	運営業務要求水準書	10	「事業期間中に必要に応じて、システムを更新することとする。」とありますが、更新期間(更新回数)によりコストに大きな差が生じます。一定の条件を提示いただけませんか?	契約書(案)を御確認願います。
299	運営業務要求水準書	10	サーバ等の設置場所について、施設内外のデータセンターへの設置は可能ですか?	可能です。
300	運営業務要求水準書	11	「全職員」には国の職員も含まれますか。	御理解のとおりです。
301	運営業務要求水準書	11	保存期間の3年間とは、いつから開始する3年間でしょうか。	保存の始期は、翌年1月1日又は翌年度の5月1日からとします。
302	運営業務要求水準書	11	「入力された情報はデータベース管理し、3年以上保存する。」と記述されていますが、データベースの内容をバックアップメディアに保存することにより、3年以上前に遡り検索ができればよろしいのでしょうか?	御理解のとおりです。
303	運営業務要求水準書	11	「入力された情報はデータベース管理し、3年以上保存する。」と記述されていますが、データベースの内容を保存したバックアップメディアについては、分散保存も必要と考えますがいかがでしょうか?ご教示願います。	御理解のとおりです。
304	運営業務要求水準書	11	面会予約システムでは「受刑者との面会を希望する親族が」と記述され、以前の実施方針等に関する質問回答では「面会人は原則として受刑者の親族のみ」とされていますが、社会復帰を促進する目的に準拠すれば、友人・知人も幅広く認めることが必要だと考えますが、そのような対応で構いませんか。	本事業の対象外です。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問 No.	資料名	頁	質問	回答
305	運営業務要求水準書	11	「処遇情報管理システム」「身分帳簿利用状況管理システム」「被收容者身分帳簿」「被收容者データ管理システム」の関連性を図表等を用いて明確にご教示下さい。	おって御回答いたします。
306	運営業務要求水準書	11	” 処遇情報を管理できるデータベースを構築し、保守管理する ” とありますが、データの管理期限に関する要件についてご教示下さい。	受刑者の収容期間中となります。
307	運営業務要求水準書	12	「入力された情報は、紙に出力し、被收容者身分帳簿に編集できるようにする」とありますが、具体的には『被收容者身分帳簿及び名籍事務関係各帳簿様式』のどの様式が不可欠ですか？	すべての様式が必要となります。
308	運営業務要求水準書	12	本センターでは、收容者の"独歩"での移動を想定されていますが、集合や整列等移動のポイントでの行動管理をするのでしょうか？	行動管理については、想定していません。
309	運営業務要求水準書	12	「常時運用ができるようにする。」と記述がありますが、保守等による計画的な停止があっても、その他運用で位置情報把握システムがカバーできれば常時運用と理解して宜しいでしょうか。ご教示願います。	御理解のとおりです。
310	運営業務要求水準書	12	位置情報把握システムについて、「国の職員が必要に応じ、閲覧できること。」と記述がありますが、SPC職員も閲覧可能と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
311	運営業務要求水準書	12	「特定の受刑者又は入場者の一定区域の入退出制限が直ちにかつ確実にできること。」と記述がありますが、入退出制限が直ちにかつ確実にという意味は、区域ごとに一人一人認証チェックを漏れなく実施するものと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
312	運営業務要求水準書	12	通行証等の「属性情報」を具体的にご提示いただけますでしょうか。	事業者の御提案によります。
313	運営業務要求水準書	12	当初設定した通行証等の「属性情報」に対し、特定ユーザー等の要請などから項目が増えるなどの修正があり、修正のための追加コストが発生した場合には、国に修正コストを負担いただけるのでしょうか。	要求水準の変更と認められた場合には、御理解のとおりです。
314	運営業務要求水準書	12	通行証の耐水性は、通常一般に使用しているICチップ埋込みカード相当の耐水性と考えてよろしいでしょうか。	事業者の御提案によります。
315	運営業務要求水準書	12	保安区域内の通行証が過度の拘束感であるかどうかの判断は、事業者の判断によるものと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
316	運営業務要求水準書	12	護送中の位置情報は、受刑者一人一人の位置を把握することが必要ですか？	御理解のとおりです。
317	運営業務要求水準書	13	護送時の通行証等において「過度の拘束感を与えない」と判断する基準は、保安区域内の通行証と同一の判断基準をもって判断し、護送と言う状況を考慮する必要はないでしょうか。	御理解のとおりです。
318	運営業務要求水準書	13	保存期間の1か月以上とは、いつから開始する1か月間でしょうか。	当日からとなります。
319	運営業務要求水準書	13	” 国が指定した、コンピュータ・ネットワークシステムに係る機器を整備し ” とありますが、具体的にはどのシステムを指していますか。	おって御回答いたします。
320	運営業務要求水準書	13	必ず使用するシステムとして「ADAMS」が指定されていますが、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワークとも、導入については無償で行われ、別途費用等を検討する必要はないものと考えてよろしいでしょうか。	おって御回答いたします。
321	運営業務要求水準書	13	必ず使用するシステムとして「被收容者データ管理システム」が指定されていますが、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワークとも、導入については無償で行われ、別途費用等を検討する必要はないものと考えてよろしいでしょうか。	おって御回答いたします。
322	運営業務要求水準書	13	必ず使用するシステムとして「領置物品管理システム」が指定されていますが、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワークとも、導入については無償で行われ、別途費用等を検討する必要はないものと考えてよろしいでしょうか。	おって御回答いたします。
323	運営業務要求水準書	13	「国が機器を指定して貸与」する機器とは、どのシステムの機器ですか？	おって御回答いたします。
324	運営業務要求水準書	13	” 国が指定するコンピュータ・ネットワークシステム ” の基本仕様を提示ください。	おって御回答いたします。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問No.	資料名	頁	質問	回答
325	運営業務要求水準書	13	国が指定するコンピュータネットワークシステムの詳細をご提示下さい。また今回国とのシステム接続に関して専用線等の回線の準備等は不要だと考えて良いのでしょうか？	おって御回答いたします。
326	運営業務要求水準書	13	「国が指定するコンピュータ・ネットワークシステム」に接続する場合、アクセス回線の敷設および通信にかかる費用の負担は国ですか？S P C負担の場合、費用見積を提示してください。	おって御回答いたします。
327	運営業務要求水準書	13	「国が指定するコンピュータ・ネットワークシステムに接続して使用する」場合、回線の敷設および通信費用の負担は国側と考えて構いませんか。	おって御回答いたします。
328	運営業務要求水準書	13	国の設定によりシステム不具合が発生した場合は、国のリスクで対応すると考えて良いですか？	おって御回答いたします。
329	運営業務要求水準書	13	「国が指定するコンピュータ・ネットワークシステムとリンクさせる場合には・・・」と記述されていますが、国の職員は外部との接続（インターネット接続）が必要ですか。業務報告等に伴うメールについてはCONETを使用しますか。	おって御回答いたします。
330	運営業務要求水準書	13	公用車及び護送車両の各々一台あたりの年間走行距離数はどのくらいを想定されていますでしょうか？維持管理及び運転にかかるコスト算出のために必要な事項と考えますので、ご教授ください。	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。最寄の空港、新幹線駅及び美祿市立病院間の往復を想定しております。
331	(参考)美祿社会復帰促進センター整備・運営事業に必要な備品	13	閉鎖ユニットのみ調髪室の記載がありますが、その他の受刑者の調髪については、職業訓練棟に設置することを想定されていますか？	事業者の御提案によります。
332	運営業務要求水準書	13	公用車および護送車両の整備・維持管理内容を具体的にお示しいただけますでしょうか。	関係法令に従い適正に整備・維持管理願います。
333	運営業務要求水準書	13	運転業務として必要とされる車両数と、参考として記載された1000名規模刑務所に於ける必要車両数に違いがありますが、貨物用自動車2台は備品として配備が必要なものと考え、運転業務の対象外と解釈してよろしいですか。	運転業務の対象外です。なお、備品リストは国が実施する場合の参考資料です。
334	運営業務要求水準書	13	公用車を民間職員が業務上の必要に応じて使用することは可能ですか？	御理解のとおりです。
335	運営業務要求水準書	14	・業務の業務量（時間・日・月）別の繁閑は何か？	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
336	運営業務要求水準書	14	・業務の1件あたりの処理時間は？	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
337	運営業務要求水準書	14	・業務に必要な人数は何人が？	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
338	運営業務要求水準書	14	・業務の勤務時間は何時か	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
339	運営業務要求水準書	14	・業務の勤務曜日は何曜日か	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
340	運営業務要求水準書	14	・業務休日出勤・残業の発生はどれくらいか？	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
341	運営業務要求水準書	14	・業務フロー・業務マニュアルを提示して欲しい。	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
342	運営業務要求水準書	15	献立作成は「年間行事計画に従い」とあります。現行又は美祿の計画書を御教示戴けますか？	運用基準に定めます。
343	運営業務要求水準書（給食業務）	15	献立作成は「年間行事計画に従い」とあります。現行又は美祿の計画書を御教示戴けますか？	運用基準に定めます。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問 No.	資料名	頁	質問	回答
344	運営業務要求水準書	15	行事食は男性と女性と同じメニューでもよろしいのでしょうか？	事業者の御提案によります。
345	運営業務要求水準書	15	食事の時、ナイフ、フォークは使ってはいけない等の制約はありますか？	事業者の御提案によりますが、安全に配慮する必要があります。
346	運営業務要求水準書	15	受刑者に満足される食事については、材料費の上限が設定され、その範囲ではSPCの裁量で、受刑者に満足されるよう自由に提供してよろしいでしょうか	材料費の上限はありません。
347	運営業務要求水準書（給食業務）	15	行事食は男性と女性と異なるメニューでもよろしいのでしょうか？	事業者の御提案によります。
348	運営業務要求水準書（給食業務）	15	食事の時、ナイフ、フォークを使ってもかまわないのでしょうか？他に何か制約はありますか？	事業者の御提案によりますが、安全に配慮する必要があります。
349	運営業務要求水準書	15	治療食の割合（種類とその数量）をご教示下さい。	病室棟の収容定員を目安に御検討いたします。
350	運営業務要求水準書（給食業務）	15	治療食の割合（数量、種類）はどの位になりそうですか？	病室棟の収容定員を目安に御検討いたします。
351	運営業務要求水準書	15	食事の提供については、全ての受刑者に同時に提供する必要があるでしょうか。多少の時間差が認められるのであれば、どの程度まででしょうか。	受刑者が同時に食事できるよう配膳する必要があります。
352	運営業務要求水準書	15	受刑者の食事開始時間が、ユニットごとにずれることは可能でしょうか。	受刑者が同時に食事できるよう配膳する必要があります。
353	運営業務要求水準書（給食業務）	15	受刑者の食事開始時間は男女の全食堂が全く同時でなければなりませんか？同時でないとしたら何分違いまで認めて戴けますか？	受刑者が同時に食事できるよう配膳する必要があります。
354	運営業務要求水準書	15	SPC事業者の提供する食器には、箸やスプーンも含まれるのでしょうか。それとも、個別に、受刑者が準備するのでしょうか。	S P Cの業務とします。
355	運営業務要求水準書	15	「食堂内部での配膳は受刑者が実施」 受刑者が食堂にて、大容器の料理を各受刑者の皿に取り分ける作業を行うのでしょうか。？	受刑者に配食させることについては、想定していません。
356	運営業務要求水準書	15	内部の配膳は受刑者が実施するとありますが、PFI事業者は、学校給食の様なずん胴型の容器複数で、1ユニット全員分の食事を指定された場所まで搬送し、それ以降の個別の食器への盛り付けは、受刑者自らが行う事と理解してよろしいでしょうか。尚、お茶に関して、湯のみへの分配は、受刑者自らが行うと理解してよろしいでしょうか。	前段については想定していません。後段については御理解のとおりです。
357	運営業務要求水準書	15	受刑者の中で担当を決めて、ユニット毎の、いわゆるカフェテリア方式の導入は可能でしょうか。その場合、現在刑務官の立会の下、厳しい監視下にある主食A、B、C、の盛り付けが、受刑者に委ねられますが、任せてよろしいのでしょうか。あるいは、カフェテリア方式は副食のみで、主食には採用不可とお考えでしょうか。	受刑者に配食させることは想定していません。
358	運営業務要求水準書	15	3食共、配膳先が各舎房、各工場と20前後になると予想されますが、この各配膳先への到着時間はある程度の時間の範囲内におさまればよろしいのでしょうか。その場合、許容される時間はどれくらいでしょうか。	受刑者が同時に食事できるよう配膳する必要があります。
359	運営業務要求水準書（給食業務）	15	「食堂内部での配膳は受刑者が実施」とありますが、現行のように受刑者が食堂にて副菜および汁物を各受刑者の皿に取り分ける作業をさせてよろしいのでしょうか？	想定していません。
360	運営業務要求水準書	15	民間が行う「配膳」とは、次のどれを意味するのでしょうか？ 受刑者個人別トレーに主菜、副菜、汁物などをセットしたものを食堂まで届けること。 主菜は食器に盛り付ける一方、副菜、汁物は大容器に入れたまま一緒に食堂まで届けること。 主菜も副菜、汁物も大容器に入れたまま食堂まで届けること。 その他	を想定しています。
361	運営業務要求水準書（給食業務）	15	民間が行う「配膳」とは、次のどれを意味するのでしょうか？ 受刑者個人別トレーに主菜、副菜、汁物などをセットしたものを食堂まで届けること。 主菜は食器に盛り付ける一方、副菜、汁物は大容器に入れたまま一緒に食堂まで届けること。	を想定しています。
362	運営業務要求水準書	15	「お茶の提供」方法として、食堂、多目的ホール等に給茶機を設置し、受刑者自身によりお茶を汲む方法でよろしいですか？	御理解のとおりです。
363	運営業務要求水準書（給食業務）	15	お茶の提供は、各所（食堂、多目的ホール）に給茶機を設置し受刑者各人に行ってもらう方法でもよろしいですか？（茶碗は民間が回収・洗浄後各所に戻します。）	御理解のとおりです。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問 No.	資料名	頁	質問	回答
364	運営業務要求水準書	15	「下膳時の数量確認」の対象は、皿・おわん等の食器とスプーン・はし等の全てでしょうか。	御理解のとおりです。
365	運営業務要求水準書	15	「下膳時の数量確認」の確認開始時間は、全食堂が一斉同時ではなく食堂により10分程度のずれがあってもよろしいでしょうか。	受刑者が同時に食事できるよう配膳する必要があります。
366	運営業務要求水準書	15	「はし」や「フォーク」の運用に特別のルールはありますか？	事業者の御提案によりますが、安全に配慮する必要があります。
367	運営業務要求水準書（給食業務）	15	食器の数量確認対象は皿・おわん・スプーン・はし等の全てでしょうか？	御理解のとおりです。
368	運営業務要求水準書（給食業務）	15	食器などの数量確認は一斉（同時）ではなく、食堂により確認開始時間のズレ（10分位）が出てよろしいですか？	御理解のとおりです。
369	運営業務要求水準書（給食業務）	15	「はし」の運用に特別のルールはありますか？	事業者の御提案によりますが、安全に配慮する必要があります。
370	運営業務要求水準書	15	残食、残菜などの処理を適正に行い、指定された場所に搬送するとありますが、指定された場所とは、敷地内あるいは敷地外どちらに設ける場所をいうのでしょうか。	敷地内となります。
371	運営業務要求水準書	16	「大量調理施設衛生管理マニュアル」とは、民間事業者にて任意に作成するマニュアルと考えてよろしいでしょうか？	厚生労働省の定める指針です。
372	運営業務要求水準書	16	作業着・下着類も含む受刑者の衣類の着替え・洗濯回数は週に何回でしょうか。	事業者の御提案によります。
373	運営業務要求水準書	16	寝具（特にシーツや枕カバー等のベッドリネン類）の交換頻度はどの程度ですか。	事業者の御提案によります。
374	運営業務要求水準書	16	リネン交換は同一日に一斉に行うのでしょうか、曜日で振り分けてもよろしいでしょうか。	事業者の御提案によります。
375	運営業務要求水準書（衣類・寝具の提供業務）	16	受刑者の衣類（作業着・下着類も含む）の着替え交換回数は週に何回程度ですか？洗濯するタイミングは共通（毎週月と木等...）ですか？またそれはグループ単位ですか？	事業者の御提案によります。
376	運営業務要求水準書（衣類・寝具の提供業務）	16	寝具（特にシーツや枕カバー等のベッドリネン類）の交換頻度はどの程度ですか？	事業者の御提案によります。
377	運営業務要求水準書（衣類・寝具の提供業務）	16	リネン交換は同一日に一斉に行う必要がありますか？それとも曜日で振り分けても構いませんか？	事業者の御提案によります。
378	運営業務要求水準書	17	受刑者の衣類について、使用不可か好ましくない素材はありますか。	要求水準を満たす素材であれば差し支えありません。
379	運営業務要求水準書（衣類・寝具の提供業務）	17	ユニフォーム作成上、素材・パーツ・デザイン・色で使用不可のものはありますか？	要求水準を満たす素材であれば差し支えありません。
380	運営業務要求水準書	17	衣類、寝具類の管理は、受刑者各個人に属するのか、またはサイズ別での管理でしょうか。	事業者の御提案によります。
381	運営業務要求水準書	17	「縫製管理」とは、受刑者の衣類・寝具類を、清潔でほころびの無い状態に保つことでしょうか。	御理解のとおりです。
382	運営業務要求水準書（衣類・寝具の提供業務）	17	全ての衣類・寝具類の管理は個人別かサイズ別のどちらで行う必要がありますか？	事業者の御提案によります。
383	運営業務要求水準書（衣類・寝具の提供業務）	17	縫製管理とは受刑者の衣類・寝具類を清潔でほころびの無い状態に保つこととの了解でよろしいですか？	御理解のとおりです。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問 No.	資料名	頁	質問	回答
384	運営業務要求水準書	17	国の職員の制服の洗濯は、国の費用でしょうか、各職員個人の費用でしょうか。	本事業の対象外です。
385	運営業務要求水準書	17	国の職員の制服の洗濯は、どこに委託されるのでしょうか。	本事業の対象外です。
386	運営業務要求水準書	17	風呂場のマット類、受刑者使用のタオル類の洗濯は、民間事業者業務ですか。	御理解のとおりです。
387	運営業務要求水準書	17	受刑者と職員それぞれの掛布団・敷布団の洗濯の頻度を教えて下さい。	事業者の御提案によります。
388	運営業務要求水準書(洗濯)	17	刑務官の制服の洗濯も民間業者の業務となりますか？ 必要な場合、対象となる人数は何人が、またドライクリーニングも必要となるか御教示下さい。	本事業の対象外です。
389	運営業務要求水準書(洗濯)	17	風呂場のマット類、受刑者使用のタオル類も洗濯業務範囲内ですか？	御理解のとおりです。
390	運営業務要求水準書	17	下着類は、受刑者の私物ではなく提供と考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
391	運営業務要求水準書	17	受刑者の下着も民間事業者にて洗濯するとの考えでよろしいでしょうか？それとも、女子の下着については女子受刑者各自にて行うとの認識でよろしいでしょうか？(受刑者備品の項目の中に、女子収容棟のみ洗濯機・乾燥機の設置が義務付けられていることにより)	要求水準書を変更します。
392	運営業務要求水準書	17	現在受刑者に国が支給している衣類の種類、枚数を、季節ごとにお示しいただけますでしょうか。	種類は通達を参考にしてください。枚数は事業者の御提案によります。
393	運営業務要求水準書	17	受刑者の衣類、下着類は、全てSPCが洗濯することとされていますが、女子受刑者のバンテイ、ブラジャー等その肌に直接触れる下着類については、既存の女子刑務者、少女少年院等における運用の実態にかんがみ、女子受刑者自身が、居室の洗面台又は居室棟の共用スペースに設置された全自動洗濯・脱水機で洗濯し、居室で乾燥する方法は、採用できないか、お教えください	要求水準書を変更します。
394	運営業務要求水準書(洗濯)	17	掛布団・敷布団の洗濯は刑務所センター外の施設で行ってもよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。
395	運営業務要求水準書	17	現在受刑者に国が支給している寝具類の種類、枚数を、季節ごとにお示しいただけますでしょうか。	種類は通達を参考にしてください。枚数は事業者の御提案によります。
396	運営業務要求水準書	17	当直室、職員仮眠室の1日の利用人数と、リネン交換頻度を御教示下さい。	施設整備要求水準書を御確認願います。
397	運営業務要求水準書	17	受刑者に感染症の疑いがあることを施設より知らされた場合、該当する衣服・寝具の洗濯は誰が行うのでしょうか？	SPCの業務とします。
398	運営業務要求水準書(洗濯)	17	当直室、職員仮眠室の利用状況(1日の利用人数)とリネン交換頻度を御教示下さい。	施設整備要求水準書を御確認願います。
399	運営業務要求水準書(洗濯)	17	受刑者に感染症の疑いがあることを施設より知らされた場合、該当する衣服・寝具の洗濯は誰が行うのでしょうか？	SPCの業務とします。
400	運営業務要求水準書	17	洗濯の為の納品・回収作業には、指定時間はありますか。	受刑者が収容棟を利用していない時間帯に実施する必要があります。
401	運営業務要求水準書(洗濯)	17	納品・回収時間に制限(指定時間)はあるのでしょうか？	受刑者が収容棟を利用していない時間帯に実施する必要があります。
402	運営業務要求水準書	17	収容棟及び職業訓練棟のガラス外面清掃は、民間事業者の業務範囲外でしょうか。	SPCの業務とします。
403	運営業務要求水準書(清掃業務)	17	収容棟及び職業訓練棟は日常清掃及び定期清掃の範囲外です。収容棟及び職業訓練棟のガラス外面清掃は民間の業務では無いとの了解でよろしいですか？	SPCの業務とします。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問No.	資料名	頁	質問	回答
404	運営業務要求水準書(清掃業務)	17	収容棟及び職業訓練棟の鉄格子は定期的な清掃を行わないと長期間の維持管理上、寿命が短くなってしまいますが、清掃業務の範囲では無いとの了解でよろしいでしょうか?	SPCの業務とします。なお、鉄格子を設置することは必ずしも必要ありません。
405	運営業務要求水準書	17	センターから発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の処理を行うとあり、要求水準には「法令に従い適正に実施する、「定められた収集場所に運ぶ」とあります。当該業務の範囲は、収集場所からの運搬・処理まで含めて事業範囲であると考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
406	運営業務要求水準書	17	一般廃棄物・産業廃棄物処理費用を計上するにあたり、当該廃棄物の想定量をご提示いただくことは可能でしょうか。全国他施設(同規模)の実績値等をいただきたく御願致します。	生ごみについては、1日当たり600kg~700kg程度発生します。
407	運営業務要求水準書	17	「美観の維持」レベルとして汚染度又は光沢度の数値レベルを御教示下さい。	事業者の御提案によります。
408	運営業務要求水準書	17	国の職員又は収容者による建築仕上材や機材の損傷は、国の費用で修繕して戴けるのでしょうか。	契約書(案)を御確認願います。
409	運営業務要求水準書(清掃業務)	17	「美観の維持」とありますが、美観の維持レベルとして汚染度又は光沢度の数値レベルを御教示下さい。	事業者の御提案によります。
410	運営業務要求水準書(清掃業務)	17	国の職員又は収容者の不可抗力以外による建築仕上材や機材の損傷は、国で負担して戴けるのでしょうか?	契約書(案)を御確認願います。
411	運営業務要求水準書	18	受刑者の生活に伴って発生する食べ残し残渣や収容棟のゴミは一般廃棄物でしょうか。またその発生量は一人一日何kgでしょうか。通常の市民生活での一般廃棄物は一人一日約1kgとして。	受刑者1000人規模の刑務所において、生ごみは、1日当たり600kg~700kg程度発生します。
412	運営業務要求水準書	18	食品残渣や包装資材などの、給食事業者が調理の際に発生させるゴミは、産業廃棄物でしょうか、一般廃棄物でしょうか。	関係法令を御確認願います。
413	運営業務要求水準書	18	刑務作業に伴い発生するゴミは産業廃棄物でしょうか、一般廃棄物でしょうか。	関係法令を御確認願います。
414	運営業務要求水準書	18	紙くずや弁当くずなどの国の事務所、SPCの事務所から発生する事務所ゴミは一般廃棄物でしょうか、産業廃棄物でしょうか。	関係法令を御確認願います。
415	運営業務要求水準書	18	収益を前提とした作業業務が廃止され、購買業務の収益のウェイトが高くなると考えられます。今回のPFI事業の購買業務では、矯正協会はその程度、事業に与えるかご教示下さい。	矯正協会の関与は予定しておりません。
416	運営業務要求水準書	18	選択権のない受刑者にとって日用品を購買する行為は、社会復帰を前提とした本事業において、社会とのつながりを維持する意味で重要な行為であると考えます。購買に一定の制限が必要というのは理解しますが、受刑者に可能な限り購入の選択肢を拡げて安価なモノを購入する権利を保証して、インターネットの利用や複数の商業者から購入する機会を受刑者に与えることができますか。	本事業の対象外です。
417	運営業務要求水準書	18	面会所売店開業日と面会実施日を御教示下さい。	土日の対応も想定しています。
418	運営業務要求水準書(購買)	18	面会所売店の年間開業日(つまり面会実施日)を御教示下さい。	土日の対応も想定しています。
419	運営業務要求水準書	18	「購入申込みがあった物品は速やかに受刑者に引き渡す」につき、民間事業者が申込を受けてから、受刑者が受け取るまで何日以内でしょうか。	事業者の御提案によります。
420	運営業務要求水準書(購買)	18	「購入申込みがあった物品は速やかに受刑者に引き渡す」とありますが、申込から受刑者が受け取るまで何日以内でしょうか?	事業者の御提案によります。
421	運営業務要求水準書	18	面会所売店の料金収入はSPCの事業収入と位置付けられております(実施方針)が、売店業務に係る費用(人件費・仕入れ費用等)はSPC負担との認識のもと料金設定を行うとの理解でよろしいでしょうか。	契約書(案)を御確認願います。
422	運営業務要求水準書	18	調髪とは男女共カットのみ行い、シャンプーや髭剃りは無しでしょうか。	事業者の御提案によります。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問 No.	資料名	頁	質問	回答
423	運営業務要求水準書	18	椅子、鏡、シャンプー台、水を使う設備等の受刑者の理容・美容に必要な設備の基準を御教示下さい。	事業者の御提案によります。
424	運営業務要求水準書	18	受刑者の理容・美容のため、理容室、美容室並びに、一般の理容室や美容室に設置されているような、椅子、洗面台、鏡などの、理容機器・美容機器をSPC事業者は準備する必要があるのでしょうか。	事業者の御提案によります。
425	運営業務要求水準書（理容・美容）	18	調髪とは男女共カットのみ行い、シャンプーや髭剃りは無しとの了解でよろしいでしょうか？	事業者の御提案によります。
426	運営業務要求水準書（理容・美容）	18	理容・美容に必要な設備の基準を御教示下さい。（椅子・鏡に加えシャンプー台等、水を使う設備は必要でしょうか？）	事業者の御提案によります。
427	（参考）美祿社会復帰促進センター整備・運営事業に必要な備品	18	刑務作業におけるPFI事業者の役割は作業提供企業を確保することであり、その作業に必要な機器・備品等は作業提供企業が用意するものと理解しておりますが、この備品リストに掲げられている作業機器等は入札価格に含めないものと理解してよろしいでしょうか。	刑務作業に必要な設備等の準備を含め、作業提供企業を確保することがSPCの業務となります。なお、備品リストは、国が実施する場合の参考資料です。
428	（参考）美祿社会復帰促進センター整備・運営事業に必要な備品	18	職業訓練に必要な機器等が参考に示されていますが、どの科目に何人の受刑者を受講させるかは国側で選定決定するものと理解しておりますが、表中に記載されている「必要数」というのは、どのような根拠で算出し、入札価格に反映させれば宜しいでしょうか。	事業者の御提案によります。
429	運営業務要求水準書	19	来訪者には、受刑者の面会者は含まれるのでしょうか。また、施設見学に参加した近隣住民も来訪者に含まれるのでしょうか。	御理解のとおりです。
430	運営業務要求水準書	19	職員食堂の料金収入はSPCの事業収入と位置付けられております（実施方針）が、食堂業務に係る費用（人件費・食料費・調理機材費用等）はSPC負担との認識のもと料金設定を行うとの理解でよろしいでしょうか。	契約書（案）を御確認願います。
431	運営業務要求水準書	19	提案コスト算出の前提条件となる受刑者に提供する食器・雑具・日用品の種類と想定必要数量をご教示ください。	種類は通達を参考にしてください。数量は事業者の御提案によります。
432	運営業務要求水準書	19	法務省矯保訓第3676号 別表第2（第2条関係）「日常生活に必要な物品」 1000人規模の刑務所では、食器類以外の物品の年間の数量または金額を御教示下さい。	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
433	運営業務要求水準書（食器・雑具・日常必需品の給貸与）	19	法務省矯保訓第3676号 別表第2（第2条関係）「日常生活に必要な物品」は、1000人規模の刑務所で食器類を除き年間いくらかかっているのか、またそれぞれの物品の数量を御教示下さい。	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
434	運営業務要求水準書	20	警備業務における来訪者の所持品検査について、金属探知機や薬物探知機等の特殊な機器は事業者にて整備するものと考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
436	運営業務要求水準書	20	所持品検査の実施にあたり、X線透視装置などで検査を実施するとありますが、X線透視装置を使用する場合、当該機器については事業者にて整備するのでしょうか。	御理解のとおりです。
437	運営業務要求水準書	20	「来訪者には通行証等を交付」とあります。実施方針では「通行証」でした。今回の「等」は具体的に何を想定されておりますでしょうか？	人退出管理が確実に実施できるものであれば、通行証に限られるものではありません。
438	運営業務要求水準書	21	監視卓業務と収容棟内巡回業務の業務内容と役割分担について教示願いたい。監視卓業務は刑務官が行い、巡回業務は事業者警備員が行うのでしょうか。また、巡回業務の事業者警備員と受刑者と接触の程度について教示願いたい。なお、緊急時、刑務官はどこから駆けつけるのでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
439	運営業務要求水準書	21	「2時間に1回以上、2名1組」とありますが、人による巡回が必須なのでしょうか？例えば、監視カメラを使って中央監視室から指定された異常の有無を確認する方法は、認めただけなのでしょうか？	現在のところ、人による巡回を想定しています。
440	運営業務要求水準書	21	技術の進歩で、人間と同等以上の能力のロボットが実用化された場合は、ロボットによる巡回は可能でしょうか？	現在のところ、人による巡回を想定しています。
441	運営業務要求水準書	21	SPC職員の相互連絡手段の確保以外に、刑務官相互の連絡用の無線機、PHSなどは、SPC側で準備する必要がありますか。また、SPC側で準備する必要がある場合、その仕様・台数をご教示ください。	前段については御理解のとおりです。後段については事業者の御提案によります。
442	（参考）美祿社会復帰促進センター整備・運営事業に必要な備品	21	建設機械科とありますが、仮に建設機械科を設ける場合、その用地にも高さ4.5m以上で、容易に登れない構造の外塀を設ける必要があると考えたほうがよろしいでしょうか。	構外における職業訓練の実施は想定していません。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問 No.	資料名	頁	質問	回答
443	(参考)美祿社会復帰促進センター整備・運営事業に必要な備品	21	建設機械科とありますが、仮に建設機械科を設ける場合、その用地への移動は護送車を利用する事も可能でしょうか。	構外における職業訓練の実施は想定していません。
444	運営業務要求水準書	22	「中央監視室のすべての交信記録を録音し、1か月以上保存する。」と記述がありますが、すべての交信記録とは、受刑者からのセルコール会話だけでなく、中央監視室への内線電話、巡回警備からの連絡等の職員同士の交信も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
445	運営業務要求水準書	22	中央監視室のすべての交信記録を録音し、1か月以上保存する。…と記載がありますが、具体的に何による交信となりますか？	すべての交信手段によるものを含みます。
446	運営業務要求水準書	22	「すべての入退室情報を記録する」とありますが、これは受刑者・国及び民間職員・臨時入場者の保安区域内における各棟・諸室への入退室をすべて記録するとの意味でしょうか？またその記録方法はどのような形式を想定しておられるのでしょうか？	前段については御理解のとおりです。後段については事業者の御提案によります。
447	運営業務要求水準書	22	収容監視の要求水準の30分に1回の巡回に対し、施設水準p35には収容棟内に監視卓の記載がありますが、民間職員が監視卓に常駐する必要はないと解釈していますが、宜しいですか？	御理解のとおりです。
448	運営業務要求水準書	22	開放ユニットでは、休日の終日および平日の午後5時30分から翌朝7時30分までは各部屋の施錠はなされていますか(各部屋の施錠がなされていないとすれば、収容棟内の巡回時に受刑者と多目的ホールおよび廊下等で接触が発生すると思われるため)。	施錠はされておりません。
449	運営業務要求水準書	22	巡回業務は2名以上となっていますが、具体的に何名でしょうか。また、刑務官は同行されるのでしょうか。なお、同行されない場合は、刑務官の待機場所はどこでしょうか。	2名以上で行う必要があります。刑務官は、処遇管理棟事務室又は監視卓に待機しています。
450	運営業務要求水準書	22	収容棟内を巡回する時間帯は、「平日は午後5時30分から、休日は午前8時30分から、それぞれ翌日が平日の場合はその午前7時30分まで、翌日が休日の場合はその午前8時30分まで」と解してよいか、お教えください	御理解のとおりです。
451	運営業務要求水準書	22	「収容棟内を巡回し」とありますが、人による巡回が必須なのでしょうか？例えば、監視カメラを使って中央監視室から指定された異常の有無を確認する方法は、認めていただけるのでしょうか？	現在のところ、人による巡回を想定しています。
452	運営業務要求水準書	22	技術の進歩で、人間と同等以上の能力のロボットが実用化された場合は、ロボットによる巡回は可能でしょうか？	現在のところ、人による巡回を想定しています。
453	運営業務要求水準書	22	「不審者、不審物、火気点検、施設確認、等」とありますので、収容室内部の不審物については、隠蔽等の場合、確認に限界がありますが、よろしいですか？	要求水準のとおり適正に実施する必要があります。
454	運営業務要求水準書	22	保安検査の具体的な業務内容、所要時間等ほどの程度を想定すればよいか。また、刑務官との役割分担を明確に願いたい。	事業者の御提案によります。
455	運営業務要求水準書	22	護送中の受刑者の拘束状態はどのようなものですか？(手錠、腰縄、乗車中は車両に手錠を掛ける等)	手錠及び腰縄を施用します。
456	運営業務要求水準書	22	「受刑者の行動を監視し、国の職員を支援する」とありますが、護送時、病院および裁判所等における拘置方法、監視方法としては、刑務官が手錠・縄等で拘置し、事業者警備員は近くにて見張るとの認識で宜しいでしょうか。あるいは夜間、食事交代時等に、事業者警備員が刑務官と交代し、収容者を手錠・縄等で拘置し直接接触する事もあり得るのか教示願いたい。	前段については御理解のとおりです。後段については、戒具は刑務官が施用します。
457	運営業務要求水準書	22	護送支援者は他業務との兼務は可能ですか、例えば護送支援業務が無い時間帯に総務業務等非処遇部門を兼務する場合等、お教えください。	御理解のとおりです。
458	(参考)美祿社会復帰促進センター整備・運営事業に必要な備品	22	土木科とありますが、仮に土木科を設ける場合、その用地にも高さ4.5m以上で、容易に登れない構造の外堀を設ける必要があると考えたほうがよろしいでしょうか。	構外における職業訓練の実施は想定していません。
459	(参考)美祿社会復帰促進センター整備・運営事業に必要な備品	22	土木科とありますが、仮に土木科を設ける場合、その用地への移動は護送車を利用する事も可能でしょうか。	構外における職業訓練の実施は想定していません。
460	運営業務要求水準書	23	業務内容は、病院への通院及び裁判所への出廷等との支援と理解していますが、護送支援の頻度及び護送予定場所が遠隔地(県外等)の可能性もあるのかご教示願いたい。	病院への護送を想定しています。
461	運営業務要求水準書	23	「1回の護送につき2名以上の職員を配置する」とありますが、運転手を含み2名以上と考えてよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問No.	資料名	頁	質問	回答
462	運営業務要求水準書	23	1回の護送につき、2名以上の職員を配置することとされていますが、護送車による護送の場合は、「「運転手も含めて2名以上」と解してよいか教えてください	御理解のとおりです。
463	運営業務要求水準書	23	「受刑者の運動状況を監視し、国の職員を補助する」とあるが、運動は全ての受刑者（MAX500人、男女は別）が同時に実施するのか。あるいは、ユニット別等個別に実施するのか。また、個別の場合は何人ずつ実施するのでしょうか。	ユニットごとに実施することを想定しています。
464	運営業務要求水準書	23	入浴時の監視や構内外巡回警備、収容監視業務の夜間、休日に収容棟内を巡回することが、国の職員、刑務官の立ち会いなしに行われる場合、監視中や巡回中に暴力事件の発生やその危険性を察知した場合には、速やかに中央監視室に連絡することとされています。ただし、民間職員の目の前で行われている暴力行為による殺傷事案について、中央監視室に連絡する間に状況が悪化した時、または死亡にいたるような最悪の事態を招いた場合、被害者からの訴えに対して業務従事者として無作為の責任は免れないはず。その場合の企画リスク負担を考える上で、この規定は非現実的であると判断します。諸外国のように民間職員に対して一定の実力行使の権限が与える立法処置が必要だと考えますが、本事業の運営が開始されるまでの法律改正の予定、もしくは法的措置によらずそのような事態に対処する具体的な方策があればご教示ください。	本事業の提案に関係のある質問とは考えられません。
465	運営業務要求水準書	23	(運動)の要求水準で「目視による監視を行い、」と記述されていますが、目視による監視と監視カメラによる監視を併用することにより、本来目視で監視する場合に比べ、職員数の削減等の効率化を計画してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
466	運営業務要求水準書	23	矯正護身術は刑務官が実施する国独自の護身術と理解しますが、事業者側従業員が国の職員に訓練を実施することに対して、国の協力は得られるのでしょうか。	必要に応じて協力します。
467	(参考)美祿社会復帰促進センター整備・運営事業に必要な備品	23	農園芸科とありますが、仮に農園芸科を設ける場合、その用地にも高さ4.5m以上で、容易に登れない構造の外塀を設ける必要があると考えたほうがよろしいでしょうか。	構外における職業訓練の実施は想定していません。
468	運営業務要求水準書	24	当該敷地における生産業務に係る工場の規模及び範囲についての目安がございましたらお示しください。例えば、3,000㎡程度の工場等の設置は可能でしょうか。	事業者の御提案によります。
469	運営業務要求水準書	24	「必要な作業用機器を提供し」及び「必要な原材料を提供し」とありますが、SPCが全ての作業用機器及び原材料を提供しなければならないのでしょうか。	刑務作業に必要な設備等の準備を含め、作業提供企業を確保することがSPCの業務となります。
470	運営業務要求水準書	24	監獄法59条及び60条に従って、刑務所では受刑者の行動によって懲罰を課すこと、それによって賞与金が削減されることが規定されていますが、作業を提供した企業が国に支払う労賃についても賞与金の削減が反映されるのでしょうか。また、受刑者と直接接している作業提供企業もしくはPFI事業者に対して賞与金削減の懲罰理由が開示される必要があると考えますが、国の方針をお聞かせ下さい。	本事業の提案に関係のある質問とは考えられません。
471	運営業務要求水準書	24	「国が実施する作業の企画」の内容をご教示下さい。	作業契約の締結などを想定しています。
472	運営業務要求水準書	24	「就業受刑者の技能の程度」につき、誰がまたは何人がどの作業に適しているかを知る為の、運営開始時の1000人の受刑者の履歴・適性などの情報は、いつごろ、どのような内容のもの提供いただけるのでしょうか。	刑務作業の実施のため個々の受刑者の個人情報を提供することは想定していません。
473	運営業務要求水準書	24	「国が実施する作業の企画」は、いつから開始されるのでしょうか。	平成19年4月を予定しています。
474	運営業務要求水準書	24	「国が実施する作業の企画」について、運用開始前には、国の企画と民間の支援業務の連携はどのように行われるのでしょうか。	契約書(案)を御確認願います。
475	運営業務要求水準書	24	PFI事業者の業務として、「作業提供企業の確保」が義務付けられましたが、紹介した企業が、SPC構成企業と関連ある企業(資本関係、取引関係等)の場合、間接的なPFI事業の収益事業とみなされる恐れがあると思います。PFI事業者が提案する作業について具体的な参加の制限について御説明下さい。	制限はありません。
476	運営業務要求水準書	24	作業提供企業の確保とは、何をもちて確保とするのでしょうか。例えば、企業名の紹介、業務内容の明示、契約(覚書等)の提出など、第2次審査資料におけるレベルをお示しください。	前段については、作業提供企業をあっせんすることです。後段については、提供の確実性を高い資料の提出を求めます。
477	運営業務要求水準書	24	作業提供企業を、運営業務開始後に変更、あるいは追加することは可能でしょうか。	御理解のとおりです。
478	運営業務要求水準書	24	一定期間を越えて作業提供ができない状態が継続する場合の違約金は、作業提供企業が国との「作業契約」に基づき負担する、という理解でよろしいでしょうか。	SPCが負担します。
479	運営業務要求水準書	24	作業提供企業としての資格・条件は、国に対して作業提供をしていくことが現時点で可能であると考えられる点のみが条件であり、企業規模、業態、本事業での構成企業・協力企業かどうかなど、他に要件は不要と考えますが、いかがでしょうか。	御理解のとおりです。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問 No.	資料名	頁	質問	回答
480	運営業務要求水準書	24	S P C 自体を作業提供企業に加えることは可能でしょうか。	可能ですが、当該スキームにおけるリスクを勘案します。
481	運営業務要求水準書	24	作業提供企業が、条件面等の理由から国との「作業契約」締結を拒否した場合、事業者には国に対してどのような責任が発生しますか。	契約書(案)を御確認願います。
482	運営業務要求水準書	24	国と作業提供企業との間に締結される「作業契約」について、国から解除することができる事由をすべてご教示下さい。	配布資料を御参照願います。
483	運営業務要求水準書	24	国と作業提供企業との間に締結される「作業契約」について、作業提供企業から解除することができる事由をすべてご教示下さい。	配布資料を御参照願います。
484	運営業務要求水準書	24	「地域の最低賃金を参考にし」とありますが、受刑者の一定の能力、当然たる労働力を期待して作業の提供を申し出た企業に対しては、受刑者の作業から生じる民間企業への利益移転を防ぐために地域の一般的賃金を基準とすべきと考えますが、最低賃金とされた理由を御説明下さい。	本事業の提案に関係のある質問とは考えられません。
485	運営業務要求水準書	24	地域の最低賃金と、作業提供企業が国に払う労賃の差額及び、国が受けとる労賃と、受刑者に届く作業賞与金の差額相当分の取り扱いについて、具体的に御説明下さい。またその金額について情報の開示を行う予定の有無についてご説明ください。	本事業の提案に関係のある質問とは考えられません。
486	運営業務要求水準書	24	「地域の最低賃金を参考として、就業受刑者の技能の程度、作業内容、刑務作業の特殊性などを斟酌して契約で定めた労賃を国に支払う。」の中に記述されている「刑務作業の特殊性」について分かりやすく具体的に御説明下さい。	本事業の提案に関係のある質問とは考えられません。
487	運営業務要求水準書	24	国と作業提供企業の間で契約された納期を遵守する為に、受刑者に残業・超過勤務させることは可能でしょうか。	想定していません。
488	運営業務要求水準書	24	国と作業提供企業の間で契約された納期を遅延して作業提供企業が損失をこうむった場合、国が責を負うのでしょうか。	配布資料を御参照願います。
489	運営業務要求水準書	24	「提供作業企業は複数になっても構わない」 受刑者が、受刑期間中に作業ユニットを変更することは可能でしょうか。	国の判断により、変更はあり得ます。
490	運営業務要求水準書	24	今回作業業務がPFI事業の収益から除かれましたが、作業の記述には「全受刑者が職業訓練と併せて平日7時間(週35時間)以上の作業を実施・・・」ということから、刑務作業の中には作業関係業務に職業訓練が含まれておりますが、生産作業、職業訓練の区分については極めて曖昧です。PFI事業の範囲を特定するために明確な基準、責任分をお示し下さい。	要求水準書のとおりとします。
491	運営業務要求水準書	24	社会復帰のためには、刑務作業、職業訓練において受刑者に対して自主性を醸成させるような運営が不可欠だと考えますが、読みの事業者の企画提案だけではなく受刑者の希望や、主体的な活動の選択が認められる措置が可能なのでしょうか。具体的な基準があればお示しください。	本事業の対象外です。
492	運営業務要求水準書	24	全受刑者の必要作業量を確保し提供するという事は、かかる作業量が確保・提供される限り、国が国の裁量で一部受刑者をセンター内での経理作業(例えば国の職員が行う作業賞与金計算の補助作業)に従事させることはないかと理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
493	運営業務要求水準書	24	刑務作業の一環として、農耕地を設置してもよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
494	運営業務要求水準書	24	刑務作業の一環として農耕地を設置する場合、その用地が拡張予定用地でもよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
495	運営業務要求水準書	24	「刑務作業製品輸入禁止国への輸出」 あらかじめ国と作業提供企業とで契約書でその旨を取り決めたにもかかわらず、作業提供企業が禁止国に輸出してしまった場合、紹介した民間事業者と国のそれぞれの責任はどうなるのでしょうか。	要求水準を満たさないこととなります。
496	運営業務要求水準書	24	「作業用機器の提供」「原材料の提供・納付・保管」「作業製品の検査・搬送」「製造物責任」は、作業提供企業の責任において行なわれると理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
497	運営業務要求水準書	24	「作業用機器の提供」「原材料の提供・納付・保管」「作業製品の検査・搬送」「製造物責任」は、作業提供企業の責任において行なわれると理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
498	運営業務要求水準書	24	刑務作業の種類によって消費する水道、光熱費には大きな差がありますが、作業提供企業から労賃を受領する国が負担するのでしょうか。	S P C の負担となります。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問 No.	資料名	頁	質問	回答
499	運営業務要求水準書	24	予見が困難である大幅な技術革新による作業用機器の陳腐化に対応する入替費用も事業費に見込むのでしょうか。	御理解のとおりです。
500	運営業務要求水準書	24	「必要な作業用機器」を国が提供するケースもお考えでしょうか？	想定していません。
501	運営業務要求水準書	24	「毎年度の計画」計画とは、締結済みの作業契約の実績に基づくものでしょうか、目標を示すものでしょうか。	要求水準のとおりとします。
502	運営業務要求水準書	24	作業技術指導を行う職員が安全衛生管理等指導を兼務することは可能でしょうか？	御理解のとおりです。
503	運営業務要求水準書	24	「技術指導者の派遣」この責任と費用負担は、作業提供企業でしょうか、民間事業者でしょうか。	技術指導者の派遣については、S P Cの業務です。
504	運営業務要求水準書	24	「技術指導者」の刑務所内での行動に対して管理責任を負うのは国でしょうか作業提供企業でしょうか、民間事業者でしょうか。	S P Cの負担となります。
505	運営業務要求水準書	24	製品の品質管理・工程管理等の観点から技術指導者を派遣し、とありますが、S P Cによる派遣に代えて、「作業提供企業自らの責任で技術者を派遣する」と解してもよいか、お教えください	御理解のとおりです。
506	運営業務要求水準書	24	「技術指導者の派遣」女子受刑者に男性の技術指導者が派遣される場合、特段の留意事項はございますか。またその逆の場合は。	要求水準を御確認願います。
507	運営業務要求水準書	24	「技術指導者の派遣」技術指導者が、受刑者の故意または過失で負傷、死亡した場合は、どうなるのでしょうか。またそのような前例はあるのでしょうか。	契約書(案)を御確認願います。
508	運営業務要求水準書	24	作業企画支援業務と技術指導業務には常駐の業務責任者が必要でしょうか。また業務責任者は、複数業務の兼任可能でしょうか。	常駐の必要はありませんが、緊急時に迅速に対応できることが必要です。
509	運営業務要求水準書	25	「作業形態別に、安全衛生の確保及び公害防止に関する指導」この責任と費用は、作業提供企業でしょうか、民間事業者でしょうか。	S P Cの負担となります。
510	運営業務要求水準書	25	「作業形態別に、安全衛生の確保及び公害防止に関する指導」を資格を有する第三者に指導を委託することは可能でしょうか。	御理解のとおりです。
511	運営業務要求水準書	25	「安全衛生教育の為、当該免許を有する作業指導員を配置する」のは常駐でしょうか、必要に応じて派遣することよろしいでしょうか。	常駐の必要はありません。
512	運営業務要求水準書	25	本業務についての想定している貴国側の職員数をご教示ください。	業務区分表を御確認願います。
513	運営業務要求水準書	25	本センターでの訓練の累計として、「総合」「集合」「自所」のどちらを想定しているのでしょうか、ご教示ください。	自所を想定しています。
514	運営業務要求水準書	25	職業訓練等で資格取得の為の実習、試験等で施設外に出る事は可能ですか、お教えください	試験等のための外出については必要に応じ検討します。
515	運営業務要求水準書	25	職業訓練の過程の一部として、受刑者を構外で訓練させることは可能でしょうか。男、女それぞれのケースでご回答ください。	構外における職業訓練の実施は想定していません。
516	運営業務要求水準書	25	訓練は平日1時間(週5時間)以上、とありますが、週5時間以上を守るのであれば、特定の日(4日未満)にまとめて実施することも可能でしょうか。	御理解のとおりです。
517	運営業務要求水準書	25	全受刑者とありますが、必ず全受刑者が平日1時間(週5時間)以上、受講しないといけないと解するのでしょうか。	原則として、御理解のとおりです。
518	運営業務要求水準書	25	「～職業訓練は、社会の労働需要に見合った訓練科目となるよう努める」とありますが、国も事業者も予想不可能な労働需要の変化があった場合、職業訓練の見直し、再設定に係る費用は国がご負担くださるとの理解でよろしいでしょうか。	S P Cの負担となります。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問 No.	資料名	頁	質問	回答
519	運営業務要求水準書	25	訓練科目によっては、資格取得試験を要するものがありますが、試験は平日の職業訓練時間に実施するものと想定しているのでしょうか。または、試験の種類によっては、試験場所が外部の場合が想定できますが、その際は受刑者を外出させるのでしょうか。ご教示ください。	試験等のための外出については必要に応じ検討します。
520	運営業務要求水準書	25	訓練科目によっては、休日等での実施は可能でしょうか。	想定していません。
521	運営業務要求水準書	25	従来点訳作業は余暇活動の一つとして点訳奉仕と考えられていたようですが、今回は余暇活動でもなく、作業でもなく、職業訓練として捉えられているということでしょうか？	要求水準のとおりです。
522	運営業務要求水準書	25	職業訓練業務に関するコスト算出に関して、「必要な機器等を提供し、自らの責任で維持管理を行う。」と記述があります。生産作業については、作業提供企業の確保までが、PFI事業者の範囲であり、どの生産作業を行なうかは、国に決定権があると理解しております。「全受刑者が職業訓練と併せて平日7時間（週35時間）以上の作業を実施」と記述されていますが、生産作業の時間割の兼ねいからどの職業訓練が実施できるか提案時には判断がつきません。そこで、提案するすべての職業訓練のコストを入札価格に含めるのでしょうか？	御理解のとおりです。
523	運営業務要求水準書	25	職業訓練に必要な機器等及び原材料等は国の負担と考えてよろしいでしょうか？	S P Cの負担となります。
524	運営業務要求水準書	25	「必要がある場合には、外部の協力者を～」とありますが、通常、常勤として講師を確保しないといけないように解されますが、ご教示ください。	常勤の必要はありません。
525	運営業務要求水準書	25	職業訓練により得られた製品を売却した場合、代金は国の歳入として処理すべきか、お教えください	国の歳入として処理することはありません。
526	運営業務要求水準書	26	作業等級の審査に必要な作業成績に関する書類を管理するのは国の職員でよろしいでしょうか？	文書の保管についてはS P Cの業務となります。
527	運営業務要求水準書	26	「作業等級の審査に必要な作業成績に関する書類」とありますが、作業成績の評定は国が行うという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
528	運営業務要求水準書	26	各種統計資料を管理するのは国の職員でよろしいでしょうか？	文書の保管についてはS P Cの業務となります。
529	運営業務要求水準書	27	教育についてはその成果をどのように図られるのでしょうか。他の刑務所と再犯率や就職率等のデータ比較をするといったことは可能でしょうか。	教育の成果についてはモニタリングの対象外です。
530	運営業務要求水準書	27	「全受刑者に対し1日1時間以上実施する」とありますが、1回あたりの実施人数はどの程度でしょうか。	事業者の御提案によります。
531	運営業務要求水準書	27	映画・テレビ番組・ラジオなどの選定基準は現在あるのでしょうか？ご教示ください。	事業者の御提案によりますが、受刑者の教化上不適当なものは除きます。
532	運営業務要求水準書	27	私費のみとして提示されておられますが、これは、社会復帰に役立つ知識・資格取得のための通信教育は職業訓練としてみなされ公費が使われるということでしょうか。	要求水準を変更しております。
533	運営業務要求水準書	27	「受刑者の希望」をP F I事業者は如何なる方法で把握することができるのでしょうか。（以下、図書管理業務中の「受刑者の希望」について同様の質問をいたします）	事業者の御提案によります。
534	運営業務要求水準書	27	SPC職員は受刑者と直接接することがあるのでしょうか？今回はどのように考えられているのかご教示ください。	想定しています。
535	運営業務要求水準書	27	教育内容（グループや個別カウンセリング等の実施回数）を作成する上で、犯罪の種類別として想定人数がありましたらご教示ください。	契約書（案）を御確認願います。
536	運営業務要求水準書	28	「図書を収容棟内に計画的に整備し、図書の管理を行う。」と記述がありますが、実際に図書室内の図書を整理する作業、図書を受刑者に配布する作業において受刑者の労力を活用することは可能でしょうか。	想定していません。
537	運営業務要求水準書	28	「図書を収容棟内に計画的に整備し、図書の管理を行う。」と記述がありますが、図書室に受刑者を入室させ、自ら借りたい図書を選ばせることは可能でしょうか。	御理解のとおりです。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問 No.	資料名	頁	質問	回答
538	運営業務要求水準書	28	「図書を収容棟内に計画的に整備し、図書の管理を行う。」と記述がありますが、図書室を収容棟に配備するのではなく、まとめて大規模な図書室を別途準備し一括管理することは可能でしょうか。	御理解のとおりです。
539	運営業務要求水準書	28	図書は管理棟内に配置し、検索・貸出し・返却の管理を行う形でもよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。
540	運営業務要求水準書	28	貸出し・返却を受刑者に行わせる形でもよろしいでしょうか？	想定していません。
541	運営業務要求水準書	28	各職業訓練等及び収容棟に備え付ける日刊紙2紙の部数は各棟毎にどの程度を想定しておられますか？	受刑者が利用しやすい程度で事業者の御提案によります。
542	運営業務要求水準書	28	図書の毎年度入替において、最低限入れ替えるべき規模(冊数)がありましたらご教示下さい。	事業者の御提案によります。
543	運営業務要求水準書	28	収容棟内に整備する図書は、リースでも良いか、お教えください	御理解のとおりです。
544	運営業務要求水準書	28	経理作業(図書夫)として受刑者の手伝いは可能なのでしょうか？ご教示ください。また、参考資料に図書経理作業は女子のみになっておりますが、男子が図書経理作業に入っていない理由をご教示ください。	想定していません。
545	運営業務要求水準書	28	SPC事業者の準備する図書はすべて新刊書でしょうか。	新刊書に限る必要はありません。
546	運営業務要求水準書	28	「受刑者一人当たり10冊以上確保」とありますが、対象期間はどのように理解すればよろしいでしょうか。	全事業期間となります。
547	運営業務要求水準書	28	「受刑者一人当たり10冊以上確保」とありますが、極端な例ですが、常時「受刑者数×10冊」分の用意があれば、要求水準が満たされるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
548	運営業務要求水準書	28	受刑者の精神修養を目的として、剣道などを取り入れることは可能でしょうか。	事業者の御提案によります。
549	運営業務要求水準書	28	会場の設営には相当数の人数が必要になると考えられますが、その際経理作業の一つ(内装夫)として受刑者等の手伝いは可能なのでしょうか？	想定しておりません。
550	運営業務要求水準書	29	覚醒剤使用によって入所した受刑者は、社会復帰促進の考えに従えば、愉快犯を除き基本的に薬物依存症であり症状に応じて適正適切な医療が再犯防止に不可欠と考えます。その治療施設や治療体制について具体的にご説明ください。	本事業の提案に関係のある質問とは考えられません。
551	運営業務要求水準書	29	監獄法第42条では、身体拘束をうけ、医療選択のできない受刑者において国が提供する医療サービスに受刑者が不安を持った場合、受刑者による医療選択権を認めていますが、今回のPFI事業では、選択権は認められますか。その場合、健康保険法62条第2項の規定によって、受刑者に保険が適用されないとされていますが、医療の選択権が認められる以上は、受刑者であっても医療保険が使えるような法改正が必要と考えられますがそのような措置をお考えですか。	本事業の提案に関係のある質問とは考えられません。
552	運営業務要求水準書	29	地域に開かれた医療機関として、一般に診療行為を行うためには、受刑者の健康診断と時間帯などが重ならないようにする必要があると思われれます。月に2回健康診断が実施されているようですが、受刑者の健康診断(入所時を含む)の実施日時を、事前に決定することは可能なのでしょうか？	御理解のとおりです。
553	運営業務要求水準書	29	健康診断項目に「胃部X線」があります。参考資料の必要備品の中には「胃部X線撮影装置」は入っておりませんが、必要な時は外部医療機関を利用することでよろしいでしょうか。	必要な健康診断機器の整備はSPCの業務となります。
554	運営業務要求水準書	30	常備薬の配備及び保管のみが要求水準であって、服薬指導等は刑務官の役割と考えていいでしょうか	医師の判断によります。
555	運営業務要求水準書	30	常備薬の所有権は納入時点で公共に移転し、受刑者には公共から支給されると考えていいでしょうか。薬品については販売上の規制がありますので確認致したく。	国に所有権が移転するものではありません。
556	運営業務要求水準書	30	夜間・休日等医師の不在時に受刑者が服用するための常備薬を整備し、保管するとありますが、SPCとして24時間・365日管理する必要があると考えるとよろしいのでしょうか？	御理解のとおりです。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問 No.	資料名	頁	質問	回答
557	運営業務要求水準書	30	通達の内容についてはどこで確認できますでしょうか	参考資料を御確認願います。
558	運営業務要求水準書	30	所定の帳簿を作成する、とありますが、常備薬の受刑者への提供リストを作成することによるのでしょうか？またその帳簿管理は国側で行うとの認識でよろしいでしょうか？	前段については御理解のとおりです。後段については、文書の保管はSPCの業務となります。
559	運営業務要求水準書	30	「通常必要な医療機器」として最低限要求水準を充足していると認めうる範囲を具体的に例示下さい。	備品リストを参照してください。
560	運営業務要求水準書	30	「通常必要な医療機器を整備し」とありますが、PFI事業者が直接行わない医療のための機器を整備する業務を運営業務に区分した理由をご教示下さい。事業終了後に無償譲渡を要しない趣旨でしょうか。	事業期間終了後、無償譲渡となります。
561	運営業務要求水準書	30	「通常必要な医療機器を整備し」とありますが、かかる整備はリース対応も可と考えて宜しいでしょうか。	事業期間終了後、無償譲渡となります。
562	運営業務要求水準書	30	「通常必要な医療機器を整備し」とありますが、かかる整備をPFI事業者が購入することにより行う場合、整備に係るサービス対価は運営期間に亘る平準化払いではなく一時払いされるとの理解で宜しいでしょうか。	サービス対価は運営期間にわたって平準化して支払います。
563	運営業務要求水準書	30	医療スタッフは、「すべて、国の職員又は国が直接契約した部外協力者」と解してよいか、お教えください	これに限るものではありません。
564	運営業務要求水準書	30	受刑者の自己負担となる診療項目は歯科治療のみでその他は全て国側で負担するとの認識でよろしいでしょうか？	必ずしも歯科治療に限るものではありません。
565	運営業務要求水準書	30	歯科治療の自己負担による診療代については、領置金から引き落としを行うとありますが、実際の金銭のやり取りは発生するのでしょうか？	金銭のやり取りは発生しません。
566	運営業務要求水準書	30	歯科治療の自己負担による診療代については、領置金から引き落としを行うとありますが、日常生活の中で内科などでの治療が発生した場合、自己負担による領置金からの引き落としなどは、発生しないと考えるのでしょうか？	領置金からの引き落としを想定しています。
567	運営業務要求水準書	30	歯科治療の自己負担による診療代については、領置金から引き落としを行うとありますが、受刑者は健康保険の対象となるのでしょうか？	健康保険の対象とはなりません。
568	運営業務要求水準書	30	医療に関する各種の報告文書等とは具体的なにはどのような書類でしょうか？またその管理は国側で行うとの認識でよろしいでしょうか？	統計資料作成のための各種資料となる報告文書などを想定しています。後段については、文書の保管はSPCの業務となります。
569	運営業務要求水準書	30	医療に関する各種の報告文書等を作成するとありますが、具体的な内容としては、どの程度のものをお考えなのでしょうか？	統計資料作成のための各種資料となる報告文書などを想定しています。後段については、文書の保管はSPCの業務となります。
570	運営業務要求水準書	31	本業務についての想定している貴国側の職員数をご教示ください。	業務区分表を御確認願います。
571	運営業務要求水準書	31	・業務の業務量（時間・日・月）別の繁閑は何か？	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
572	運営業務要求水準書	31	・業務の1件あたりの処理時間は？	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
573	運営業務要求水準書	31	・業務に必要な人数は何人か？	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
574	運営業務要求水準書	31	・業務の勤務時間は何時か	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
575	運営業務要求水準書	31	・業務の勤務曜日は何曜日か	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
576	運営業務要求水準書	31	・業務休日出勤・残業の発生はどれくらいか？	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問 No.	資料名	頁	質問	回答
577	運営業務要求水準書	31	・業務フロー・業務マニュアルを提示して欲しい。	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
578	運営業務要求水準書	31	専門的な知識・技能を有した職員はSPCの職員を指すのでしょうか。また、必要とされる知識・技能・資格についてはどのようなものを想定されていますか。	前段についてはSPCの職員に限るものではありません。後段については、例えば臨床心理士などを想定しています。
579	運営業務要求水準書	31	分類調査に係る「カウンセリング、心理検査等の実施、処理及び当該データの管理」業務の頻度はどの程度と理解すればよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
580	運営業務要求水準書	31	「専門的な知識・技能を有した職員～」とありますが、必須の専門知識や分野がありましたらご教示ください。	例えば臨床心理士などを想定しています。
581	運営業務要求水準書	31	「専門的な知識・技能を有した職員～」とありますが、これは、「専門的な知識・技能を有したSPC職員がカウンセリング、心理検査等の実施をし、それを処理して当該データを管理する」と意味でしょうか？または、「国の職員によってカウンセリング、心理検査等の実施された結果を専門的な知識・技能を有したSPC職員が処理し当該データを管理する」という意味でしょうか？ご教示ください。	前段のとおりです。
582	運営業務要求水準書	31	カウンセリングや心理検査等の実施に当たっては、事業者が直接、受刑者に接する機会があると解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
583	運営業務要求水準書	31	専門的な知識・技能を有した職員により、カウンセリング...と有りますが、SPC職員が、受刑者に直接カウンセリングを行うことは、「国の職員が行う分類調査の事務支援」の範囲を超える事にならないか、お教えください	要求水準書のとおりとします。
584	運営業務要求水準書	31	受刑者分類情報について、事業者にどれくらい情報公開がなされるのでしょうか。	運用基準に定めます。
585	運営業務要求水準書	31	・業務の業務量（時間・日・月）別の繁閑は何か？	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
586	運営業務要求水準書	31	・業務の1件あたりの処理時間は？	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
587	運営業務要求水準書	31	・業務に必要な人数は何人が？	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
588	運営業務要求水準書	31	・業務の勤務時間は何時か	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
589	運営業務要求水準書	31	・業務の勤務曜日は何曜日か	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
590	運営業務要求水準書	31	・業務休日出勤・残業の発生はどれくらいか？	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
591	運営業務要求水準書	31	・業務フロー・業務マニュアルを提示して欲しい。	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
592	運営業務要求水準書	31	各種審査について、事業者にどこまで情報公開がなされると解しているのでしょうか。	運用基準に定めます。
593	運営業務要求水準書	31	・業務の業務量（時間・日・月）別の繁閑は何か？	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
594	運営業務要求水準書	31	・業務の1件あたりの処理時間は？	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
595	運営業務要求水準書	31	・業務に必要な人数は何人が？	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
596	運営業務要求水準書	31	・業務の勤務時間は何時か	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問 No.	資料名	頁	質問	回答
597	運営業務要求水準書	31	・業務の勤務曜日は何曜日か	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
598	運営業務要求水準書	31	・業務休日出勤・残業の発生はどれくらいか？	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
599	運営業務要求水準書	31	・業務フロー・業務マニュアルを提示して欲しい。	これまでに公表した各種資料を参考に、事業者において御検討願います。
600	運営業務要求水準書	31	連絡調整は、ソーシャルワーカーが行う、とありますが、本業務について特に専門的な知識をもって、保護業務全般にわたって、事業者が踏み込んで業務を行うことと想定しているのでしょうか。	想定しておりません。
601	運営業務要求水準書	36	既存の情報関連ソフトウェア一覧について 「1. 必ず使用するもの」システムについては、使用するにあたり、使用権などの費用は発生するのか、または、官側から貸与されるのでしょうか、各システムごとに、具体的にご教示願います。	おって御回答いたします。
602	運営業務要求水準書	36	既存の情報関連ソフトウェア一覧について 「2. 当センターにおいては必ずしも使用する必要のないもの」システムについて、既存のシステムを使用するにあたり、使用権などの費用は発生するのか、または、官側から貸与されるのでしょうか、各システムごとに、具体的にご教示願います。	おって御回答いたします。
603	運営業務要求水準書	80	総合監視システムの「要注意者監視テレビ」について 「要注意者」とは具体的に、どのような、状況の者をさすのか。用語集にも、記述がないので、判断基準など具体的に、提示願います。	備品リストは国が実施する場合を想定した参考資料です。
604	運営業務要求水準書	80	総合監視システムの「要注意者監視テレビ」について 「要注意者監視テレビ」とは、具体的に、どのような、設備なのか、特定の部屋の監視なのか、場所を問わず、「要注意者」を監視する機器またはシステムが必要となるのでしょうか。具体的に、ご提示願います。	備品リストは国が実施する場合を想定した参考資料です。
605	運営業務要求水準書	80	総合監視システムの「不審行動判別装置」について 「不審行動判別装置」とは、具体的に、どのような、設備なのか、特定の部屋の中の監視なのか、場所を問わず、「不審行動」を監視する機器またはシステムが必要となるのでしょうか。具体的に、ご提示願います。	備品リストは国が実施する場合を想定した参考資料です。
606	運営業務要求水準書	-	「集団心理検査管理システム」にてOMRシート読取機を使用し、用意する物にもOMRシート読取機の記載があります。作成者がPCから簡単に入力できるシステムを構築することにより、OMRシート読取機に変わるシステム提案することは可能でしょうか。(PCの使えない受刑者でも簡単に操作できるシステムとします。) OMRについては、今後20年継続的に保守、維持管理を実施することは、非効率と考えます。	備品リストは国が実施する場合を想定した参考資料です。
607	運営業務要求水準書	(参考) p6	「自動蘇生器」は、心臓の除細動方式でよろしいでしょうか？このほかに呼吸方式がありますが、これは使用に医師の資格を要し、突発的な場合でも医師の到着を待たねばならず、対応が遅れる心配があります。	備品リストは国が実施する場合を想定した参考資料です。
608	運営業務要求水準書	(参考) 備品	異常音検聴装置とは何ですか？概要を教えてください。センサー設置箇所、監視装置の設置箇所は？	備品リストは国が実施する場合を想定した参考資料です。
609	運営業務要求水準書	(参考) 備品	不審行動判別装置とは何ですか？概要を教えてください。センサー設置箇所、監視装置の設置箇所は？	備品リストは国が実施する場合を想定した参考資料です。
610	運営業務要求水準書	P12	位置情報把握システムの「リード・オンリー型」とはどのようなものでしょうか	読み取り専用を意味します。
611	運営業務要求水準書	P15	(下膳)「職業訓練棟、収容棟において食器などの数量を確認の上」とありますが、数量確認にあたり凶器となりえるフォークなどが紛失していた場合のリスクは国が負うと考えて宜しいでしょうか。	S P Cの負担となります。
612	運営業務要求水準書	P17	洗濯に関して、供給・回収業務はどこまで行うのでしょうか。各収容室・各階配膳コーナー・収容棟、どこまで行うのかご指示ください。	事業者の御提案によります。
613	運営業務要求水準書	P17	清掃業務について、収容棟・職業訓練棟の一般廃棄物の回収はどこまで行うのでしょうか。各収容室・各階配膳コーナー・収容棟、どこまで行うのかご指示ください。	事業者の御提案によります。
614	運営業務要求水準書	P18	理容・美容について、受刑者の調髪を行うとありますが、収容棟の調髪室は閉鎖ユニットにしかありません。半開放ユニット・開放ユニットにも調髪室は必要でしょうか。または別の場所を想定されているのでしょうか。	事業者の御提案によります。
615	運営業務要求水準書	P2	業務責任者は、常駐が必要ですか。	常駐することはありませんが、緊急時に迅速に対応する必要があります。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問 No.	資料名	頁	質問	回答
616	運営業務要求水準書	P27	「映画・テレビ・ラジオなどを通じ、社会生活に必要な教養を身につけさせる」とありますが、視聴覚教育は、どこで行うのでしょうか。収容棟の多目的ホールで行うと考えて宜しいのでしょうか。	事業者の御提案によります。
617	運営業務要求水準書	P3	従事者の制服について、受刑者と接する業務につくものについては、受刑者が国の職員と区別できないよう、国の職員と同一物とした方がよろしいのでしょうか。	要求水準のとおりとします。
618	運営業務要求水準書	P4	国が実施する各種研修は、運営開始のどのくらい以前に行われるのでしょうか。	契約書(案)を御確認願います。
619	運営業務要求水準書		受刑者の拘禁を確保し良好な処遇環境を維持する為には、警備業務従事者に対し「みなし公務員規定」を準備中と説明をうけているが、戒護権及び武器の携帯等も含めて具体的な内容について教示願いたい。	戒護権や武器の携帯等の権限を付与するものではありません。
620	運営業務要求水準書		(注)の箇所の「刑務作業に実施に必要な自動車として普通貨物自動車1台、小型貨物自動車1台が必要になると思われる。」との記載がありますが、どのような刑務作業時の使用を想定されておられるのでしょうか?	事業者の御提案によります。
621	運営業務要求水準書 (参考)美祿社会復帰促進センター整備・運営事業に必要な備品		セル内の3行目と4行目にそれぞれ「実験台各1」とありますが、これは合計各2台ということでしょうか?	備品リストは国が実施する場合を想定した参考資料です。
622	事業者選定基準	1	審査は入札参加希望者の資格、実績等の有無を判断する「第1次審査」と、入札参加者の提案内容等を審査する「第2次審査」とありますが、「第1次審査」の段階で案の内容による失格は無いものと考えてよろしいでしょうか。	あり得ます。
623	事業者選定基準	6	本事業における事業リスクにかかる保険の付保について、範囲その他に関して規定されるのでしょうか。第三者による客観的な分析、という場合、例えば外部の研究機関や格付け機関、保険会社等による分析は含まれるのでしょうか。	前段については、契約書(案)を御確認願います。後段については含まれます。
624	事業者選定基準	6	事業収支の変動リスクにかかる第三者の客観的な分析、という記載における「第三者」とは金融機関以外にも想定されるのでしょうか	御理解のとおりです。
625	事業者選定基準	6	「リスクの分析及び対応策の策定における第三者による客観的な分析」について、第三者の証明書等が必要となるのでしょうか。	事業者の御提案によります。
626	事業者選定基準	6	「資金調達の方法が明確である」という点について、融資金融機関からの融資関心表明書の取得は条件となるのでしょうか。	必ずしも必要ではありません。
627	事業者選定基準	6	「第三者による監視」について、第三者になる者の名称等への言及は事業提案時に必要となるのでしょうか。	加点評価を行うためには必要となります。
628	事業者選定基準	6	「第三者による監視」について、事業開始後、第三者から国に対する定例的な報告は義務づけられるのでしょうか。	特に義務付ける予定はありません。
629	事業者選定基準	7	運動場・体育館において行う行事とは、どのような内容のものを想定されているのでしょうか。具体的にお示しください。	刑務所で一般的に行われる行事としては、運動会、慰問演芸等があります。
630	事業者選定基準	7	「利用状況の変化に対する対応が可能であり」とありますが、対象となる棟をご指示下さい。	「施設整備・維持管理業務要求水準書」第2編第4 1(2)のフレキシビリティの項目を参照願います。
631	事業者選定基準	7	「仮に将来、収容規模を2,000人程度に増築する場合」とありますが、事業期間内での増築および運営もあり得るのでしょうか。また、その場合の施設整備・資金調達・運営等のリスクは事業者には及ばないのでしょうか。	本事業の対象外です。
632	事業者選定基準	8	システム陳腐化対応に関する入替費用も事業費に見込む前提ですか? (大幅な技術革新は、その時期及び費用を見込むことが難しい場合、可能性による提案で良いか?)	要求水準の範囲内と判断される場合には、SPCの負担となります。
633	事業者選定基準	9	作業・教育に係る施設を整備する場合、その内容・メニューを豊富にすると、その施設に係る整備費・サービス対価の額が増大し評価上不利になることも考えられますが、評価ポイントとのバランスをどのようにお考えでしょうか。	本事業が総合評価一般競争入札であることを考慮して御判断願います。
634	事業者選定基準	10	運営業務要求水準書では、分類事務支援業務は第7項目として独立しておりましたが、今回の事業者選定基準では第6医療の中に含まれておりました。分類事務支援業務の考え方としてどちらをお考えでしょうか。ご教示ください。	前者です。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問 No.	資料名	頁	質問	回答
635	事業者選定基準(案)	表紙	表題に、(案)とありますが、内容の変更等を想定されているのでしょうか？	変更の予定はありません。
636	様式集及び記載要領	2	入札説明書では、建設企業に主任技術者又は監理技術者を選任で配置できることを要件としております。様式13～23における主任技術者又は監理技術者は、資格・実績を有する場合、1名が兼任してよいのご理解でよろしいでしょうか。	兼任することはできません。
637	様式集及び記載要領	3	A4判とA3判が混在となりますが、A3判について折込をする必要がありますか。ご教示下さい。	必要ありません。
638	様式集及び記載要領	4	PFI又は類似業務の受注実績を証明する添付資料はどのような書類を想定されていますでしょうか？(事業契約の写し、インターネット公開の事業者選定通知等)	受注実績を証明するものであれば差し支えありません。
639	様式集及び記載要領	8	地域の人人々に利用可能な空間の確保とありますが、最低限必要とされる施設などがありますでしょうか。もしございましたらご指示下さい。	必須の施設・設備はありません。
640	入札参加表明・第一次審査に関する提出書類様式集		各々の施工実績は、代表的なもの一つで良く、複数の記載は不要との解釈でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
641	入札参加表明・第一次審査に関する提出書類様式集		構成企業等変更届について、入札及び提案書類の受付までに変更があった場合の様式と理解していますが、その後、落札者の決定までの間は、変更できないということでしょうか。	原則として変更はできません。
642	様式集及び記載要領		一次審査提出資料のなかに、イメージパース(略鳥瞰図)を添付するようになっていますが、イメージの分かる模型の写真でもよろしいのでしょうか。	イメージパースを提出願います。
643	-	-	受刑者の人権についての考え方で、民間側が共有すべき考え方を示す文書があればご指摘下さい	関係法令を遵守願います。
644	「PFI手法による新設刑務所について」		平成17年度概算要求等、における無利子貸付要望額という記載がありますが、本件には無利子貸付が適用されるのでしょうか。	現在要望中です。
645	入札説明書に関する説明会(第1回)議事概要	15	固定資産税等の資産課税に対する非課税措置の要望に対する方向性が明らかになるのは本年12月末でしょうか？平成17年12月末であれば、本事業提案時においては当該資産課税については課税扱いとして提案書に記載する形となるのでしょうか？	おって御回答いたします。
646	PFI手法による新設刑務所について		平成17年度概算要求等の欄において、「産業投資特別会計社会資本整備助定無利子貸付要望額」約11億円、及び「財政投融資要求額」約28億円、とはどのような意味の予算なのでしょうか。ご教示ください。	日本政策投資銀行のホームページを御確認願います。
647	PFI手法による新設刑務所について		・みなし公務員規定は適用されるとあるが、SPCの雇用者までか 施設内に勤務をするもの全てに適用されるか	おって御回答いたします。
648	PFI手法による新設刑務所について		・みなし公務員規定の内容は何か	おって御回答いたします。
649	実施方針	1	「初入受刑者」とありますが、必ずしも「初犯」の方々とは限らず、執行猶予付きの有罪判決を受けたことなどにより実刑を免れた経験のある方々も含まれているという理解でよろしいでしょうか。	契約書(案)を御確認願います。
650	実施方針等に関する基本Q&A	1	万が一、売買取引と見做されなかった場合の利益過大計上に伴い税負担が増加するリスク、及び将来的に法人税等の税率が変更になった場合に過大利益に相当する部分についての税負担が増加するリスクについては、国が負担するのでしょうか。	契約書(案)を御確認願います。
651	実施方針	1	「多様で柔軟な処遇が可能な初犯受刑者」とありますが、これまで職業に就いたことのある受刑者は、男女それぞれ全体の何割程度を占めるのでしょうか。	契約書(案)を御確認願います。
652	実施方針	1	「多様で柔軟な処遇が可能な初犯受刑者」とありますが、この水準は、原則として事業期間中維持されるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
653	リスク分担表(案)	1	国の帰責の他、不可抗力・法令変更を原因として、事業契約が中途解除となった場合、又は事業契約内容に変更が生じた場合など、事業者が金融機関からの借入金利を固定化するための契約を変更及び解除することに伴い発生する、合理的な増加費用及び損害金は、国の負担となるのでしょうか。	契約書(案)を御確認願います。
654	実施方針等に関する基本Q&A	2	受刑者の自殺や自傷、逃走について、事業者側に帰責性がある場合、一定の違約金が課せられるとのことですが、壁の構造やシーツの品質等、原因となった備品等が要求水準を満たすものであった場合は、事業者帰責とならず、違約金も課せられないと考えてよいのでしょうか。	契約書(案)を御確認願います。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問No.	資料名	頁	質問	回答
655	実施方針等に関する基本Q&A	3	減額対象から施設整備費に相当する対価を除外できないでしょうか。施設整備費に相当する対価が減額対象となる場合、SPCの資金調達が困難となる虞があります。また、減額された場合、金融機関からの借入金の返済資金が不足し、SPCがデフォルトする可能性が高くなり、事業の継続に著しく支障を来します。このことは、結果としてPFI事業の安定性を損なうこととなります。	契約書(案)を御確認願います。
656	リスク分担表(案)	3	情報システムの故障等による増加費用は、国の職員の不正な取扱を除き、事業者負担となっておりますが、天変地異等の自然災害による故障や到底予測できないような事態による故障の場合は、国の負担もしくは協議事項として頂けませんか?	契約書(案)を御確認願います。
657	リスク分担表(案)	3	提案段階で運営期間中の情報システム技術の陳腐化費用を想定するのが、非常に難しいと思われるのですが、例えば過去のOSがMS-DOSからWindowsに劇的に変化したようなケースでは金額が到底想像できない状況になっていると思われま。このリスクは国側との協議事項とさせて頂けませんか?	契約書(案)を御確認願います。
658	入札説明会議事概要	4	BOT方式を採用した今回のPFI事業において、事業リスクを回避する上で大きなウェイトを占めていた作業収益がPFI事業から除かれた理由と運営上に想定された具体的な問題点を詳しくご説明下さい。	本事業の提案に関係のある質問とは考えられません。
659	入札説明会議事概要	4	作業業務がPFI事業者の自らの収入となることから省かれる旨変更されましたが、それは事業者にとって、方針変更をどのように理解したらよいか具体的に御説明下さい。	本事業の提案に関係のある質問とは考えられません。
660	入札説明会議事概要	4	PFI事業で収益事業から作業業務を除外したことによって、事業収入が大幅に減らされる事が避けられません。事業収支を健全に維持するには、収支確保のリスクが大きくなることは否めませんが、民間企業として赤字運営や新たな資金の投入を防ぐために残された収益事業である、購買業務、職員食堂運営業務、委託支援業務の質の低下が懸念されます。それを防ぐ対策を具体的に御提示下さい。	本事業の提案に関係のある質問とは考えられません。
661	入札説明会議事概要	4	刑務作業において、PFI事業者に一定の利益が生まれることを肯定する記述が削除された理由は、事業者には利益を認めないことであると解釈されますが、国が、PFI事業者は自ら企画し提案した内容と紹介した企業と協力して作業業務を行なった場合、協力企業が作業業務から得られる収益についても、PFI事業者の収益事業を禁じた理由と同じような問題が発生すると解釈されます。受刑者が行う作業から民間企業に収益を移転させないという具体的な対策を御説明下さい。	本事業の提案に関係のある質問とは考えられません。
662	入札説明会議事概要	4	作業業務がPFI事業者の自らの収入にならないと変更されましたが、国が期待する作業量が確保できない場合、企画支援の報酬は、どのような責任分担になるのでしょうか。それでもすべてPFI事業者の責任になりますか。	契約書(案)を御確認願います。
663	入札説明会議事概要	4	作業業務がPFI事業者の自らの収入にならないと変更され、作業の企画支援として、国に対し作業を提供する企業の確保をPFI事業の対象とするとされましたが、業務の企画報酬基準を御提示下さい。	本事業の提案に関係のある質問とは考えられません。
664	入札説明会議事概要	4	作業業務の収益がなくなるPFI事業では、事業者は経済的行為の権利として購買業務、職員食堂運営業務、委託業務で利益を確保しようとする。そのため利害対立者である発注者(国)と、受託者(PFI事業者)以外の第三者が業務内容の品質管理を行い、日常的に受刑者の権利を守る必要があると思いますが、運営方針や品質を守る具体的な運営方法についてお考えをお聞かせ下さい。	本事業の提案に関係のある質問とは考えられません。
665	入札説明会議事概要	5	29日の議事内容で「刑務作業は、受刑者の改善更正や社会復帰に資するとともに、社会貢献できる刑務所となるためよく罪活動として社会に受け入れられる内容のものであることを重視する」とされましたが、その定めに従えば作業提供企業の業務内容には一定の制約条件が必要だと考えます。除外される事業等を具体的に御説明下さい。	事業者の御提案によります。
666	入札説明書に関する説明会(第1回)議事概要	5	「構内道路」とありますが、市道廃止をした上で刑務所構内の「通路」として整備すれば良い、との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
667	入札説明会議事概要	5	女子受刑者に対する対応について、男子の従事者が単独で女子の受刑者と接触してはならない、という記述がされましたが、女子受刑者に対する性的虐待の実態は規則に反した意図した行動から生じるため、規制の強化だけでは制御できない現実を認めません。これまで女子受刑者の処遇に関して刑務官や刑務所職員に対する具体的な規制や管理体制の内容を業務レベルでご開示ください。	本事業の提案に関係のある質問とは考えられません。
668	入札説明会議事概要	5	1月19日の参議院本会議で女性受刑者に対する刑務官の不祥事への対応が指摘され、法務大臣が「同種事業の再発を防止するための必要な措置を講じた」と答弁しましたが、その内容をご提示下さい。	本事業の提案に関係のある質問とは考えられません。
669	基本構想	7	これまでの刑務所では受刑者の自主性を尊重する意味で通常自己労作が行なわれていましたが、自己労作の存在自体を肯定すること自体が、刑務所運営の健全性を認めることになると判断します。今回の刑務所運営で自己労作をどのように扱うのか、刑務作業で代替えをされるのか、国の考えをお聞かせ下さい。	本事業の提案に関係のある質問とは考えられません。
670	入札説明会議事概要	9	「国の職員と民間職員がそれぞれの持ち味をいかした運営を協働して行うことにより・・・」とありますが、逆に責任があいまいになって、運営の品質の管理が落ちる恐れも考えられます。諸外国ではパフォーマンスモニタリング(仕事の質を監視)する第三者機関が必要だとされています。その仕組みを作る考えがごありでしょうか。	本事業の提案に関係のある質問とは考えられません。
671	入札説明会議事概要	9	官民協働による昨今の企業において発生した不祥事に対する情報公開の遅れ、秘匿によるリスクの増大が社会問題化していますが、本事業において発生した不祥事に対するリスクの負担においても、迅速かつ詳細な情報公開が欠かせません。国と企業では情報公開の範囲、時期についての判断は異なることは当然ですが、企業が負うべき社会的リスクは本事業の経営的なリスクに留まらず全社的なものになる以上、情報公開に関する判断は、国とは別に企業の独自の基準が必要だと認識します。仮に、国が情報公開の内容時期について判断した場合、その結果でPFI事業者に生じた社会的リスクについて責任の所在を明確にさせていただく必要がありますが、広報について事業者の責任とするという方向で考えていただけませんか。	本事業の提案に関係のある質問とは考えられません。
672	入札説明会議事概要	9	本事業の目的は、初犯受刑者に対し、早期に社会復帰すること、再犯率減少を目指していると考えられています。そのためには受刑者が出獄後一定期間は生活安定を担保する資金が不可欠だと考えますが、これまでの賞与金の額は(1人1月約4200円)でそのような状態を実現するのは甚だ難しく、今回のPFI事業を契機に現在の賞与金制度を改正するお考えはありますか。	本事業の提案に関係のある質問とは考えられません。

美祿社会復帰促進センター整備・運営事業 質問回答(案)

質問 No.	資料名	頁	質問	回答
673	入札説明書に関する説明会(第1回)議事概要	16	SPC及び協力企業が広島矯正管区長から業務遂行の適格性の証明としての登録を受けるための要件を明示していただけないでしょうか。	おって御回答いたします。
674	入札説明書に関する説明会(第1回)議事概要	16	SPC及び協力企業が広島矯正管区長から受ける監督の具体的な内容を明示していただけないでしょうか。	おって御回答いたします。
675	その他	-	国の職員の配置及び人数配分、また、民間職員との関わりについて教えていただきたい。	業務区分表を御確認願います。
676		全般	・業務構築をする場合に法務省からアドバイスを受けられるのか、そうだとすればどういう形で?	S P Cと国が協議の上運用基準を定めます。
677		全般	・刑務所内で国側の責任で不慮の事故が起こった場合の弊社雇用者に対する補償は?	契約書(案)を御確認願います。
678			処遇・警備の民間委託の形式を、みなし公務員規定により行うということですが、みなし公務員となることの効果は、守秘義務以外にどんなものがありますか。たとえば、民間人が行う業務が「公権力の行使」となり、国家賠償法上の賠償責任が発生するのでしょうか。その際には事業者の義務は何か生じるのでしょうか。	おって御回答いたします。
679			事業者のうちどの範囲の人員がみなし公務員になるのでしょうか。	おって御回答いたします。
680			事業者の人員が、収容者と直接接触する等の理由により怪我をしたり死亡したような場合には、公務員と同様の弔慰金等が国庫から支払われるのでしょうか。それとも民間人は民間人として国庫からは何も支払われないのでしょうか。	契約書(案)を御確認願います。
681	リスク負担基本的考え方		受刑者が作業中に、死亡または負傷もしくは罹患した場合、遺族または本人に対しての保障金は極めて少ない額と聞きますが、事業者の瑕疵による事故に対するリスク範囲の検討するため、上記保障金の算定基準もしくは過去の事例をご教示ください。また、一般社会の通常の保障金と支払い条件が異なる場合、その判断の基準や判定の根拠について具体的に御説明下さい。	本事業の提案に関係のある質問とは考えられません。
682	リスク負担基本的考え方		個人情報保護法や自治体の条例では個人情報を取り扱う企業団体に対して個人情報保護のための措置を講じることを求めています。個人情報の出入力を人間が行う以上、情報の漏洩は必ず起こり、全国各地の昨今の不祥事案を見れば分かるように具体的な対策を講じていても防ぎようがありません。一般国民の個人情報漏洩の事案と異なり、受刑者が受ける個人情報漏洩の被害は、本人の生活権を奪うなど、受刑者もしくは出所した元受刑者の基本的人権に対して甚だしい被害を与えることから、情報の管理責任があるPFI事業者にとって極めてリスクが大きくなります。そのようなことから、一般の個人情報保護法以外に個人情報漏洩によって生じる人権侵害の救済に対する対策が不可欠だと思いますが、それに対する具体的な対策をお聞かせ下さい。	本事業の提案に関係のある質問とは考えられません。
683	リスク負担基本的考え方		地元の雇用を推進するとされていますが、地元居住の従業員が、個人的に出所者の個人情報を口頭で第三者に伝えた場合、それによって生じる風評被害による救済処理及び事業者のリスクについてどのようにお考えですか。	本事業の提案に関係のある質問とは考えられません。
684	リスク負担基本的考え方		民間営利事業になる作業業務が廃止されて、PFI事業の運営が難しくなりました。累進処遇制度は受刑者を管理する上で、一定の評価があると考えますが、廃止になる予定と聞いています。受刑者を管理する方法が別に考えられているのでしょうか。	本事業の提案に関係のある質問とは考えられません。
685	リスク負担基本的考え方		リスク負担の基本的考え方によりますと、国と事業者の間に応分のリスク負担があるというふうに定められていますが、収容監視業務等に関連するリスクにおいて、受刑者もしくは受刑者の関係者から申し立てられた問題に対し、国と事業者側の責任の特定するには客観的な裁定を下すための第三者機関の介入が必要と考えられます。諸外国の事例に見られるような刑務所の運営方針の決定、刑務所内のトラブルの処理に対して一定の権限を持つ(仮称)運営委員会のような組織の設置は検討されているか、もしくは第三者機関の設置の是非に対する見解をお示しください。	本事業の提案に関係のある質問とは考えられません。
686	リスク負担基本的考え方		受刑者の自殺・自傷等による収容監視業務等に関連するリスクの範囲を検証するにあたって、これまで発生した事故の件数、内容、原因、そして運営上の対策等の情報を開示してください。	開示する予定はありません。
687	リスク負担基本的考え方		受刑者の逃走など施設警備業務等に関連するリスクの範囲を検証するにあたって、これまで発生した事故の件数、内容、原因、そして運営上の対策等の情報を開示してください。	開示する予定はありません。
688	その他		外部の医療機関に、委託した際に発生する、医療機器の滅菌作業については、SPCの業務に含まれないという認識でよろしいのでしょうか?	S P Cの業務となります。
689	その他		医療設備において、レントゲン装置等の医療機器瀬設備を求められておりますが、一般向けに診療所を開放する際に、通常必要な医事システム等の準備・メンテナンスについては、外部委託される医療機関が、用意するという認識でよろしいのでしょうか?	S P Cの業務となります。